

Taxonomy Extension Guideline

提出者別タクソノミ 作成ガイドライン

2025 年 11 月 金融庁 企画市場局 企業開示課

はじめに

『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』(以下「本書」という。)は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」という。)に、開示書類を XBRL (eXtensible Business Reporting Language) 形式で提出する際に必要となる提出者別タクソノミを作成するためのガイドライン(指針)となります。 提出者別タクソノミは、原則として、本書に従って作成してください。

前提となる文書

提出者別タクソノミは、EDINET において正しく受理、審査又は閲覧されるために、 XBRL の仕様及び指針に従って作成します。本書が前提とする XBRL の仕様及び指針は、 次の図表のとおりです。ただし、本書の内容と XBRL 仕様及び指針の間に不整合がある 場合は、本書を優先してください。

No	文書名	
1	XBRL2.1 Specification	
2	XBRL Dimensions 1.0	
3	Generic Labels 1.0	
4	FRTA(Financial Reporting Taxonomies Architecture) 1.0	
5	GFM(Global Filing Manual) Version: 2011-04-19	

🚭 本書の適用範囲

本書は、EDINET タクソノミを拡張して提出者別タクソノミを作成する際に適用されます。

対象となるタクソノミの一覧は、『EDINET タクソノミの設定規約書 別紙 1 タクソノミ分割 単位』を参照してください。

◆ 本書の表記について

本書に記載されている記号は、次の図表のような意味があります。

表示	意味	
▲注 意	設定時に注意が必要な事柄を記載しています。	
参照	参照先ページがある場合に記載しています。	

■ 略称

本書に記載されている略称は、『EDINET タクソノミ用語集』を参照してください。

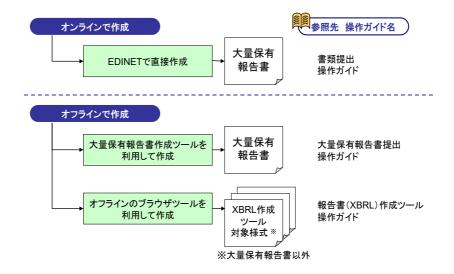
● 参考書類及び添付資料について

本書の参考書類及び添付資料は、次の図表のとおりです。

	概要
タクソノミ要素リスト	EDINET タクソノミに定義された要素一覧です(ただし、IFRS 財務諸表及び日本基準の財務諸表本表要素は除く。)。
勘定科目リスト	日本基準の財務諸表本表タクソノミに定義された勘定科目の一覧です。
国際会計基準要素リスト	国際会計基準タクソノミに定義された勘定科目の一覧です。
報告項目及び勘定科目の取扱い に関するガイドライン	報告項目及び勘定科目の取扱いについてのガイド ラインです。
EDINET タクソノミ用語集	EDINET の各種ガイドライン、資料等で使用される 用語について説明した資料です。
バリデーションガイドライン	EDINET の提出機能の「アップロード」「事前チェック」及び「仮登録」のチェック内容についてのガイドラインです。
タクソノミ分割単位	『EDINET タクソノミの設定規約書 別紙 1 タクソノミ 分割単位』 EDINET タクソノミの分割単位を表した資料です。
 添付 1 タクソノミ構成	EDINET タクソノミの物理ファイル一覧です。
添付 2 パターン別関係リンクベース ファイル一覧	パターン別関係リンクベースファイルの一覧です。
添付3 拡張リンクロール一覧	EDINET タクソノミで使用している拡張リンクロール の一覧です。
添付4 各種命名規約の略号、連番 及び追番一覧	本書で使用している命名規約に関する略号、連番 及び追番を説明した資料です。
添付 5 様式ごとの DEI の設定値対 応一覧	DEI と様式の対応表です。
添付6 みなし有価証券届出書設例	みなし有価証券届出書及びその関連書類における 設定例を示した資料です。

➡ EDINET の XBRL 作成ツールを利用する場合

EDINETでは、大量保有報告書、公開買付届出書等の一部の様式について、XBRLデータ作成のために、オンラインの XBRL 作成機能、オフラインの Excel 用の作成ツール及びオフラインのブラウザツール(これら三つの総称を以下「XBRL 作成ツール」という。)を提供しています。XBRL 作成ツールを用いる場合は、本書の詳細な理解がなくても本書に準拠した XBRL データを自動的に作成できます。XBRL 作成ツールの対象様式、参照すべきガイドライン等は、次のとおりです。



XBRL 作成ツール

次の書類及び様式は、XBRL 作成ツールを利用し提出書類を作成できます。

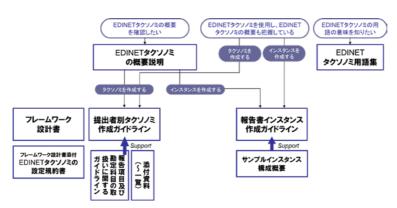
		. – , ,
	書類及び様式	
臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令	第五号の三様式
自己株券買付状況報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令	第十七号様式
自己株券買付状況報告書	特定有価証券の内容等の開示に関する 内閣府令	第二十五号の三様 式
臨時報告書	特定有価証券の内容等の開示に関する 内閣府令	様式なし
公開買付届出書		第二号様式
公開買付撤回届出書	発行者以外の者による株券等の公開買	第五号様式
公開買付報告書	付けの開示に関する内閣府令	第六号様式
対質問回答報告書		第八号様式
大量保有報告書	株券等の大量保有の状況の開示に関 する内閣府令	第一号様式 第一号及び第二号 様式 第三号様式
内部統制報告書	財務計算に関する書類その他の情報の 適正性を確保するための体制に関する 内閣府令	第一号様式

サンプルインスタンスの利用

金融庁が提供するサンプルインスタンスを利用し、提出者別タクソノミを作成できます。 サンプルインスタンスは、一部の主要様式について提供しています。提出しようとする報告書の様式のサンプルインスタンス又は類似様式のサンプルインスタンスを利用してください。

● 各種ガイドラインについて

EDINET で提供される XBRL 関連資料の体系は、次の図表のとおりです。



- ◆Microsoft、Excel、Windows は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。
- ◆その他、記載されている会社名及び製品名は、各社の登録商標又は商標です。
- ◆本文中では、TM や®は省略しています。
- ◆本文及び添付のデータファイルで題材として使用している個人名、団体名、商品名、ロゴ、連絡先、メールアドレス、場所、出来事等は、全て架空のものです。実在するものとは一切関係ありません。
- ◆本書に掲載されている内容は、2025年11月現在のもので、予告なく変更される可能性があります。
- ◆本書で公開している情報の利用については、利用規約
 (https://disclosure2dl.edinet-fsa.go.jp/guide/static/submit/WZEK0030.html)を遵守してください。
- ◆本書に記載の会社名及び製品名について、金融庁はそれらの会社、製品等を推奨するものではありません。 Copyright©金融庁 All Rights Reserved.

1. 提出者別タクソノミの概要	1
1-1 提出書類の全体像	2
1-1-1 EDINET タクソノミとは	2
1-1-2 提出者別タクソノミとは	2
1-1-3 報告書インスタンスとは	3
1-1-4 マニフェストファイルとは	3
1-2 再構成(リキャスト)と再利用(リユーズ)	4
1−3 提出者別タクソノミの作成の進め方	5
1-3-1 提出する様式の決定と利用するタクソノミの把握	6
1-3-1-1 XBRL 対象範囲	6
1-3-1-2 利用するタクソノミの把握	7
2. EDINET タクソノミの見方	9
2-1 EDINET タクソノミの見方	10
2-1-1 EDINET タクソノミの各階層の説明	11
2-1-1-1 語彙層	
2-1-1-2 関係層	14
2-1-2 様式ツリー、詳細ツリー及び科目一覧ツリー	16
2-1-3 ミラーについて	18
2-1-4 EDINET タクソノミのフォルダ構成	19
2-1-5 エントリーポイントとは	21
2-2 参照リンクの見方	22
2-2-1 参照リンクとは	22
2-2-2 参照リンクの内容	22
2-2-3 参照リンク定義の規約	23
3、提出者別タクソノミ作成前の準備	25

3-1 提出者別タクソノミ作成前の準備	26
3-2 リンクベースファイルの定義の方法	27
3-2-1 パターン1:提出書類全体が XBRL 対象(詳細タグ付けする財務諸表本表あり	J) 29
3-2-2 パターン2:提出書類全体が XBRL 対象(詳細タグ付けする財務諸表本表なし	.) 31
3-2-3 パターン3:財務諸表本表のみが XBRL 対象	32
3-2-4 パターン4:独立監査人の報告書	33
3−3 拡張リンクロールの選択と決定	34
3-3-1 財務諸表本表を含む提出書類全体を XBRL で提出する場合	35
3-3-2 提出書類全体を XBRL で提出する場合	36
3-3-3 財務諸表本表のみを XBRL で提出する場合	36
3-4 パターン別関係リンクベースファイル	37
3-4-1 パターン別関係リンクベースファイルの名称	38
3-4-2 利用するパターン別関係リンクベースファイルの選択	40
3-4-2-1 貸借対照表のパターンの選択	40
3-4-2-2 損益計算書等のパターンの選択	42
3-4-2-3 包括利益計算書のパターンの選択	43
3-4-2-4 キャッシュ・フロー計算書のパターンの選択	43
4. 提出者別タクソノミのファイル仕様	45
4-1 スキーマファイルのファイル仕様	46
4−2 ファイル構成	47
4-3 ファイル名	49
	49
4-3-2 名称リンクの命名規約	51
4-3-3 ジェネリックラベルリンクの命名規約	52
4-3-4 表示リンクの命名規約	52
4-3-5 定義リンクの命名規約	53
4-3-6 計算リンクの命名規約	54

	4-4 利用可能な文字コードと文字	55
	4-5 名前空間宣言	55
	4-6 スキーマ宣言	57
	4-7 コメント	57
	4-8 EDINET タクソノミのインポート	58
	4-9 リンクベースファイルの参照	60
5	. スキーマファイルの作成	63
J .	. プー ・ ・ 	64
	5-1-1 開示書類等提出者用の拡張リンクロールの命名規約	65
	5-1-2 拡張リンクロール設定時の注意事項	66
	5−2 要素の定義	67
		67
	5-2-1-1 要素の命名規約	67
	5-2-1-2 要素 id の命名規約	69
	5-2-1-3 データ型(type)	69
	5-2-1-4 代替グループ(substitutionGroup 属性)	70
	5-2-1-5 期間時点区分(periodType 属性)	70
	5-2-1-6 貸借区分(balance 属性)	71
	5-2-1-7 抽象区分(abstract 属性)	71
	5−2−1−8 nil 設定可否区分(nillable 属性)	72
	5-2-2 定義する要素の種類と設定値	73
	5-2-2-1 目次項目を表す要素の設定値	73
	5-2-2-2 表紙項目を表す要素の設定値	73
	5-2-2-3 タイトル項目を表す要素の設定値	74
	5-2-2-4 該当なし項目を表す要素の設定値	74
	5-2-2-5 テキストブロックを表す要素の設定値	75
	5-2-2-6 ディメンション要素の設定値	76
	5-2-2-7 業種固有の項目を表す要素の設定値	77

		5-2-2-8 連番を付与する項目の設定値	78
		5-2-2-9 IFRS 財務諸表の項目を表す要素の設定値	78
6.	リンクベー	スファイルの作成	79
		ックラベルリンクの定義	80
	6-1-1	ジェネリックラベルリンクとは	80
	6-1-2	・ジェネリックラベルリンク定義の規約	80
	6-2 名称リン	ンクの定義	81
	6-2-1	名称リンクとは	82
	6-2-2	2 名称リンクの定義方法	82
	6-2-3	8 日本語名称と英語名称について 	84
	6-2-4	・各ラベルの設定例 	85
		6-2-4-1 冗長ラベルの設定	85
		6-2-4-2 ドキュメンテーションラベルの設定	85
		6-2-4-3 正値ラベル、負値ラベル等の設定	85
		6-2-4-4 合計ラベルの設定	86
		6-2-4-5 期首ラベル及び期末ラベルの設定	86
	6-2-5	「名称リンクの上書き及び表示との一致について 	87
	6-3 表示リン	ノクの定義	88
	6-3-1	表示リンクの属性の設定	89
	6-3-2	! 表示リンク定義の規約 	90
	6-3-3	・表示と表示リンクとの関係 	91
	6-3-4	様式ツリーの表示リンクの定義 	92
	6-3-5	i 詳細ツリーの表示リンクの定義 	93
		6-3-5-1 表紙	93
		6-3-5-2 ディメンションで定義される詳細ツリー	93
	6-4 定義リン	ノクの定義	94
	6-4-1	定義リンクの属性の設定	95

	6-4-1-1 定義リンク(詳細ツリー)の定義	96
	6-4-1-2 定義リンク(科目一覧ツリー)の定義	96
6-4-2	2 定義リンク定義の規約	96
6-4-3	・ディメンションの設定	97
	6-4-3-1 ディメンションの要素	97
	6-4-3-2 ディメンションの設定	97
	6-4-3-3 メンバーの追加	97
	6-4-3-4 ディメンション定義時の注意事項	98
6-5 計算リン	ンクの定義	103
6-5-1	計算リンクの属性の設定	104
6-5-2	! 計算リンク定義の規約 	104
6-5-3	計算リンク定義時の注意事項	105
	6-5-3-1 勘定科目間の期間時点区分が異なる場合	105
	6-5-3-2 計算リンクに基づく計算結果の整合性	105
	6-5-3-3 ディメンションにおける計算リンク	105
7. 提出者別	タクソノミを作成する際の注意事項	107
•	ブ付けの範囲及び方針	108
7−2 訂正報:	告時の提出ファイル	108
7-3 株主資	本等変動計算書の計算リンク	109
7-4 有価証	券届出書における次の事業年度の四半期又は中間財務諸表の開示	110
7-5 シリース	ぐファンドの提出書類の提出者別タクソノミ	111
	ファンドごとに目次項目を分割する場合	112
		 114
	よる要素追加	115
	る安米	115
	#	117
	: 注記事項が複数ノバイルにはる場合 	110
- /-× /1 / ⁻⁷ /	, app. , c = 1 = 1, , c /i , , , /i , 1	114

7-9	9 大量保有報告書提出時の DEI に関する設定	120	
7-	10 臨時報告書作成時の禁止事項	121	
7-	11 みなし有価証券届出書	122	
	7-11-1 みなし有価証券届出書(第六号の七及び第七号様式)	122	
	7-11-1-1 みなし有価証券届出書(第六号の七及び第七号様式)の提出	123	
	7-11-1-2 みなし有価証券届出書の訂正とみなされる有価証券報告書(第七号様式) 告書(第十号様式)の提出及び訂正	又は半期報 124	
	7-11-1-3 みなし有価証券届出書(第六号の七及び第七号様式)の訂正	124	
	7-11-2 みなし有価証券届出書(第六号の九及び第九号様式) 	125	
	7-11-2-1 みなし有価証券届出書(第六号の九及び第九号様式)の提出	126	
	7-11-2-2 みなし有価証券届出書の訂正とみなされる有価証券報告書(第九号様式) 告書(第十二号様式)の提出及び訂正	又は半期報 126	
	7-11-2-3 みなし有価証券届出書(第六号の九及び第九号様式)の訂正	126	
	7-11-3 みなし有価証券届出書の追加 DEI		
7-	12 ファンドの経理状況(運用未開始)について	128	
7-	13 連番軸の利用	128	
8. 使	用するタクソノミのバージョン	129	
8-	1 EDINET タクソノミ	130	
	8-1-1 DEI	130	
	8-1-2 財務諸表本表	130	
	8-1-3 国際会計基準タクソノミ	131	
	8-1-4 開示府令	131	
	8-1-5 臨時報告書	136	
	8-1-6 開示府令 第十七号様式 自己株券買付状況報告書	136	
	8-1-7 特定有価証券開示府令	137	
	8-1-8 特定有価証券開示府令 第二十五号の三様式 自己株券買付状況報告書	142	
	8-1-9 特定有価証券開示府令 臨時報告書	142	
	8-1-10 他社株買付府令 第二号様式 公開買付届出書	143	
	8-1-11 他社株買付府令 第四号様式 意見表明報告書	143	

8-1-12	他社株頁付府令	第五号禄式	公開頁付撤回届出書	14	13
8-1-13	他社株買付府令	第六号様式	公開買付報告書	14	14
8-1-14	他社株買付府令	 第八号様式	対質問回答報告書	 14	14
8-1-15	自社株買付府令			 14	14
8-1-16	大量保有府令				 1 5
8-1-17	内部統制府令 第	 5一号様式			1 5

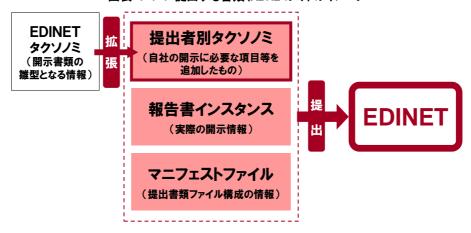
提出者別タクソノミの 概要

本章では、提出者別タクソノミの概要及び提出者別タクソノミの作成の進め方について説明します。

1-1 提出書類の全体像

有価証券報告書等を提出する者(以下「**開示書類等提出者**」という。)が、**EDINET** を用いて同報告書等を XBRL 形式により提出する場合、提出者別タクソノミ、報告書インスタンス及びマニフェストファイルの作成が必要となります。

なお、提出書類には、XBRL データ以外に、HTML ファイル、画像ファイル等を含む 場合があります。



図表 1-1-1 提出する書類(XBRL のみ)のイメージ

本書では、「提出者別タクソノミ」の作成について説明しています。

「報告書インスタンス」及び「マニフェストファイル」は『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

作成した提出データは、EDINET に提出する際、チェックされます。提出データに対するチェックについては『バリデーションガイドライン』を参照してください。

1-1-1 EDINET タクソノミとは

EDINET タクソノミは、金融庁が提供するタクソノミのことです。

EDINET タクソノミは、複数分割単位のタクソノミから構成され、各種内閣府令に基づく「内閣府令タクソノミ」、日本基準の財務諸表本表の勘定科目等を表す「財務諸表本表タクソノミ」、IFRS 財務諸表の勘定科目等を表す「国際会計基準タクソノミ」並びに有価証券報告書等の提出書類及び開示書類等提出者の基本情報に関する情報を保持する「DEI(Document and Entity Information)タクソノミ」に大別されます。

1-1-2 提出者別タクソノミとは

開示書類等提出者が XBRL 形式で書類を提出するためには、EDINET タクソノミをベースタクソノミとして提出者別タクソノミを作成します。提出者別タクソノミは、これから報告しようとする内容に必要な概念及び項目が、EDINET タクソノミに存在しない場合に、独自の概念及び項目を定義し、EDINET タクソノミを利用して新たに構成し、各報告内容の項目間の関係を正しく反映したファイルです。提出者別タクソノミは必ず作成します。なお、EDINET タクソノミに定義されている要素を、提出者別タクソノミで再定義する必要はありません。また、使用しない要素は、原則として提出者別タクソノミに定義しません。

■1-1-3 報告書インスタンスとは

報告書インスタンスは、報告書内容(これから報告しようとする報告内容そのもの)を記載したファイルで、インライン XBRL 形式で作成します。項目の値、コンテキスト、通貨単位等を定義します。また、提出者別タクソノミへの参照を設定します(タクソノミの定義そのものは含みません。)。「報告書インスタンス」については『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

1-1-4 マニフェストファイルとは

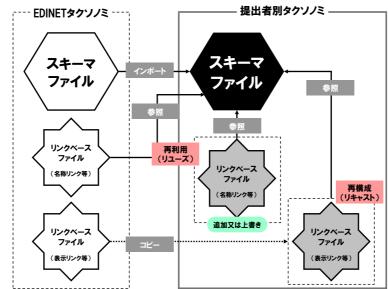
マニフェストファイルは、提出書類を構成するインライン XBRL ファイル名、 目次の差し込み等の情報を定義したファイルです。「マニフェストファイル」については『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

1-2 再構成(リキャスト)と再利用(リユーズ)

提出者別タクソノミは、EDINET タクソノミの語彙スキーマ及びロールタイプスキーマをインポートし、リンクベースファイルを参照します。

リンクベースファイルの定義方法は、「**再構成(リキャスト)**」と「**再利用(リユーズ)**」という考え方があります。

「再構成(リキャスト)」は、それぞれのリンクベースファイルの内容を EDINET タクソノミから必要に応じてコピーして、開示書類等提出者自身が報告内容に合わせて追加、削除及び変更し、同提出者用のリンクベースファイルを作成する方法です。



図表 1-2-1 再構成(リキャスト)と再利用(リユーズ)のイメージ

※ 矢印の意味

→ スキーマファイルに係るインポート及び参照を定義します。

例:提出者別タクソノミのスキーマファイルに、再構成(リキャスト)した リンクベースファイルの参照を定義します。

---▶ コピーを表します。提出者別タクソノミのスキーマファイルからは参照しません。

提出者別タクソノミの作成の進め方

開示書類等提出者が提出者別タクソノミを作成する流れは、次の図表のように大きく 分けて六つのステップがあります。

※複数の提出者別タクソノミを作成する場合(シリーズファンドの場合、独立監査人の報告書と併せて提出 する場合等)は、提出する提出者別タクソノミの数に合わせて Step2 から 6 までを繰り返します。

図表 1-3-1 提出者別タクソノミの作成手順

Step1 提出する様式の決定と利用するタクソノミの把握

EDINET に提出する様式を決定し、利用するタクソノミを把握します。

●参照)「本章 1-3-1 提出する様式と利用するタクソノミの把握」

Step2 提出者別タクソノミ作成前の準備

EDINET タクソノミを確認し、拡張リンクロール、要素の内容等を決定します。 必要に応じて XBRL 作成ツールを用意し、また、提出者別タクソノミ作成時に参考 として利用するためのサンプルインスタンスをダウンロードします。

◎参照 「3章 提出者別タクソノミ作成前の準備」

Step3 提出者別タクソノミのファイル仕様の決定

提出者別タクソノミのファイル構成、ファイル名等を決定します。

●参照 「4章 提出者別タクソノミのファイル仕様」

Step4 スキーマファイルの作成

Step1 から Step3 で決定した内容を基に提出者別タクソノミのスキーマファイルを 作成します。

■参照 「5章 スキーマファイルの作成」

Step5 リンクベースファイルの作成

Step1 から Step3 で決定した内容を基に提出者別タクソノミのリンクベースファイ ルを作成します。

■参照 「6章 リンクベースファイルの作成」



Step6 様式ごとの注意事項の確認

主な様式ごとの注意事項を確認し、必要に応じて反映します。

◎ 参照 「7章 提出者別タクソノミを作成する際の注意事項」

報告書インスタンスの作成

報告書インスタンスを作成します。

1-3-1 提出する様式の決定と利用するタクソノミの把握

提出者別タクソノミの作成を進める際は、まず提出する様式を決定後、利用 するタクソノミを把握します。続けて EDINET タクソノミを見て、様式の目次、 構成等を確認し、定義の追加及び見直しの必要性を検討します。EDINET タク ソノミの見方は、次の「2章 EDINET タクソノミの見方」を参照してください。

1-3-1-1 XBRL 対象範囲

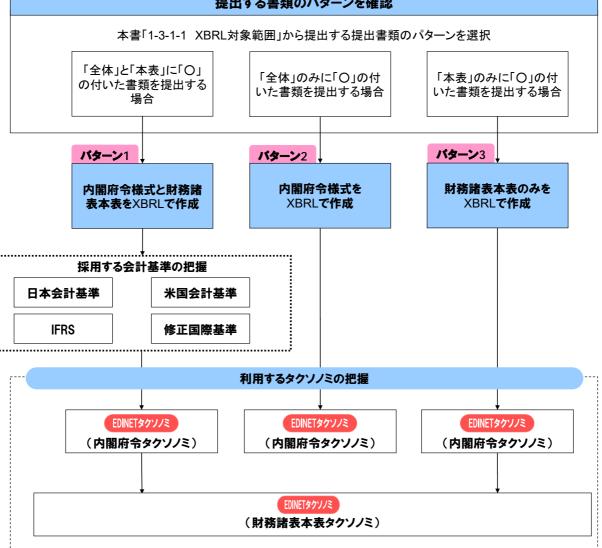
EDINET 提出書類の XBRL 対象範囲については、『EDINET タクソノミの概要説 明』の「2-1 XBRL 対象範囲」を参照してください。

1-3-1-2 利用するタクソノミの把握

「1-3-1-1 XBRL 対象範囲」で提出する提出書類のパターンを確認し、次の 図表に従い利用するタクソノミを確認します。

図表 1-3-2 提出者別タクソノミの作成

提出する書類のパターンを確認



提出書類中に IFRS 財務諸表がある場合は、上記に加えて「国際会計基準タク ソノミ」を用います。

独立監査人の報告書に係るタクソノミ要素は、内閣府令タクソノミに含まれ ます。



EDINET タクソノミの見 方

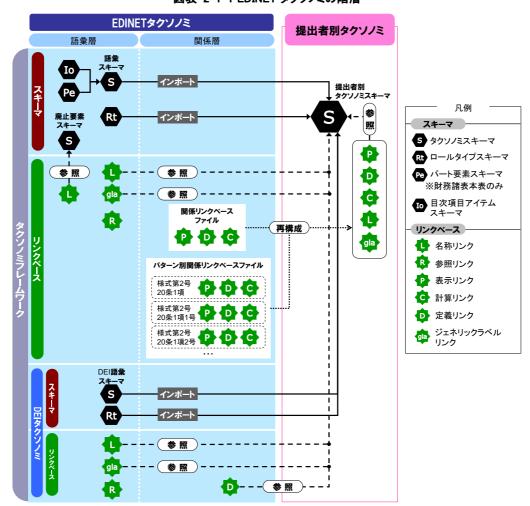
本章では、EDINET タクソノミの見方について説明します。

2-1 EDINET タクソノミの見方

EDINET タクソノミは、次の図表にあるように「語彙層」と「関係層」とに分かれ、 それぞれにスキーマファイル及びリンクベースファイルが配置される階層構造になって います。

語彙層では、標準となる報告項目及び勘定科目が要素として定義されています。関係層では、報告項目間及び勘定科目間の関係が定義されています。

開示書類等提出者は、EDINET タクソノミを直接修正せず、必要な EDINET タクソノミをインポート、参照及び再構成し、また、必要に応じて要素及び関係を追加して「提出者別タクソノミ」を作成します(本書では、タクソノミが import 要素を用いて別のタクソノミスキーマファイルを読み込むことを、「インポートする」といいます。また、タクソノミが linkbaseRef 要素を用いてリンクベースファイルを読み込むことを「参照する」といいます。)。



図表 2-1-1 EDINET タクソノミの階層

DEI

DEI は、ブラウザ上に表示される内容とは別に、開示書類等提出者及び提出書類の基本的情報を定義するために用意されています。全様式共通の「DEI タクソノミ」に加えて「大量保有報告書の追加 DEI」及び「みなし有価証券届出書の追加 DEI」があります。大量保有報告書の追加 DEI は、大量保有タクソノミに含まれ、大量保有報告書の大量保有者と共同保有者の基本情報を表す要素が定義されています。みなし有価証券届出書の追加 DEI は、特定有価証券開示府令タクソノミに含まれ、みなし有価証券届出書の訂正の種類及び訂正対象となるみなし有価証券届出書の書類管理番号を表す要素が定義されています。

開示書類等提出者が DEI タクソノミに独自の要素を追加することはありません。しかし、大量保有報告書を提出する際は、大量保有報告書の追加 DEI に大量保有者と共同保有者のメンバー要素を開示書類等提出者が個別に設定する必要があります。詳細は「7 章 提出者別タクソノミを作成する際の注意事項 7-9 大量保有報告書提出時の DEI に関する設定」を参照してください。

2-1-1 EDINET タクソノミの各階層の説明

EDINET タクソノミの各階層について説明します。

2-1-1-1 語彙層

報告項目及び勘定科目の情報が定義されている階層です。 国際会計基準タクソノミを除いて、報告項目及び勘定科目は、次の図表のように「A群」と「B群」とに大別されます。

図表 2-1-2 A 群とB 群とに大別される報告項目及び勘定科目

A群

内閣府令、開示ガイドライン、 財務諸表等規則等、会計基 準及び業法等の法令規則に 設定の根拠を有するものとし て、それらの根拠条文への参 照情報を参照リンクベースに 設定した報告項目又は勘定 科目。

B群

A群以外で、開示実務において広く一般的に使用されている報告項目又は勘定科目。

語彙層を構成する構成要素は、次の図表のとおりです。

図表 2-1-3 語彙層の構成内容

NI.	## ## # #	=₩ пп
No	構成要素	説明
1	語彙スキーマ [※]	提出書類で利用される報告項目又は勘定科目が要素として定義されています。 ※「図表 2-1-1 EDINET タクソノミの階層」の「語彙スキーマ」及び「DEI 語彙スキーマ」のこと。
2	目次項目アイテ ムスキーマ	目次項目の substitutionGroup に設定する目次専用のアイテム(identifierItem)が定義されています。

No	構成要素	説明
3	ロールタイプス キーマ	拡張リンクロール、ラベルロール等が定義されています。
4	パート要素ス キーマ	参照リンクに設定する業種情報を格納するパート要素 (IndustryAbbreviation)が定義されています。
5	ジェネリックラベ ルリンク	拡張リンクロールの英語名称が定義されています。
6	名称リンク	各要素の日本語名称及び英語名称が定義されています。
7	参照リンク	各要素の根拠となる条文への参照及び対応業種を特定するための参照情報が定義されています。
8	廃止要素スキーマ	法令改正、実務慣行の変遷等で廃止となった要素を格納 しておくスキーマです。提出者別タクソノミ作成時には利用 しません。

語彙層を構成する各要素について説明します。

語彙スキーマは、EDINET タクソノミの分割単位ごとにそれぞれ存在します。 EDINET タクソノミの分割単位は『EDINET タクソノミの設定規約書 別紙 1 タクソ ノミ分割単位』を参照してください。

語彙スキーマで定義される主な内容は、次の図表のとおりです。提出者別タクソノミにおける要素の定義は「5 章 スキーマファイルの作成 5-2 要素の定義」を参照してください。また、語彙スキーマ(DEI 語彙スキーマを除く。)は、目次項目アイテムスキーマとも関連付けられています。

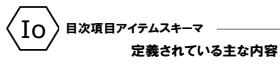
図表 2-1-4 語彙スキーマに定義されている主な内容



有価証券報告書等の各提出書類の全体構造(内閣府令様式及び財務諸表等規則等様式の隅付き括弧(【】)で記載される項目の多くや、EDINET タクソノミで独自に定義している箇所)を、「目次項目」で表現しています。目次項目は、目次専用の要素(代替グループが identifierItem である抽象要素)を利用して定義されています。そのため、代替グループの値を確認することで目次項目と目次項目以外との要素の区別ができます。「目次項目アイテムスキーマ」は、この代替グループ(「identifierItem」)を定義しているスキーマです。

さらに、目次項目アイテムスキーマで定義される目次項目は、後述する関係層の様式ツリーに定義される提出書類全体構造と、詳細タグ付けされる提出書類内の特定部分とを関連付ける際にも利用します。目次項目アイテムスキーマに定義されている主な内容は、次の図表のとおりです。なお、開示書類等提出者は、目次項目アイテムスキーマを定義しません。

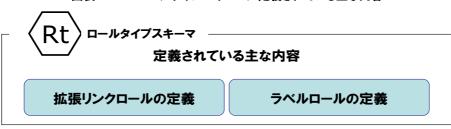
図表 2-1-5 目次項目アイテムスキーマに定義されている主な内容



目次項目に設定する代替グループ(identifierItem)の定義

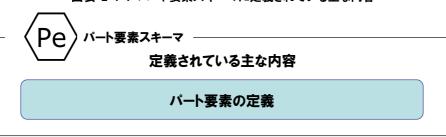
ロールタイプスキーマに定義されている主な内容は、次の図表のとおりです。 提出者別タクソノミにおける拡張リンクロールの定義は、「**5 章 スキーマファイルの作成 5-1 拡張リンクロールの追加**」を参照してください。

図表 2-1-6 ロールタイプスキーマに定義されている主な内容



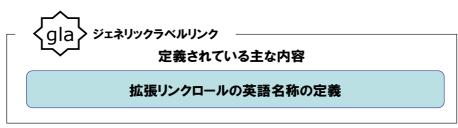
パート要素スキーマは、参照リンクの業種情報を定義するためのパート要素 (IndustryAbbreviation) が定義されています。パート要素スキーマに定義されている主な内容は、次の図表のとおりです。なお、開示書類等提出者は、パート要素スキーマを定義しません。

図表 2-1-7 パート要素スキーマに定義されている主な内容



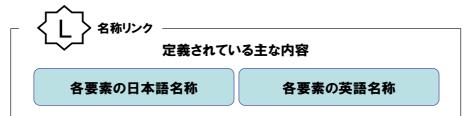
一つのロールタイプスキーマに対し、一つのジェネリックラベルリンクが存在します。ジェネリックラベルリンクに定義されている主な内容は、次の図表のとおりです。提出者別タクソノミにおけるジェネリックラベルリンクの定義は、「6 章 リンクベースファイルの作成 6-1 ジェネリックラベルリンクの定義」を参照してください。

図表 2-1-8 ジェネリックラベルリンクに定義されている主な内容



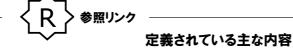
一つの語彙スキーマに対し、日本語及び英語それぞれの名称リンクが存在します。名称リンクに定義されている主な内容は、次の図表のとおりです。提出者別タクソノミにおける名称リンクの定義は、「6 章 リンクベースファイルの作成6-2 名称リンクの定義」を参照してください。

図表 2-1-9 名称リンクに定義されている主な内容



一つの語彙スキーマに対し、一つの参照リンクが存在します。参照リンクに 定義されている主な内容は、次の図表のとおりです。詳細は「2-2 参照リンク の見方」を参照してください。なお、開示書類等提出者は、参照リンクを定義 しません。

図表 2-1-10 参照リンクに定義されている主な内容



各要素の内閣府令や業法等の根拠となる条文への参照

業種別語彙について、対応する業種を特定するための情報への参照

2-1-1-2 関係層

開示府令等の内閣府令、財務諸表等規則等に従って、語彙層に定義された報告項目及び勘定科目の表示順、親子関係、加減算関係、多次元表の構造(ディメンション)等、各要素間の関係が定義されている階層です。このような関係を定義したファイルを「関係リンクベースファイル」といい、「表示リンク」、「定義リンク」及び「計算リンク」で構成され、EDINET タクソノミでは、一つの関係リンクベースファイルには、一つの拡張リンクロールにおける関係が定義されています。

また、関係層では関係リンクベースファイルのほかに、財務諸表等規則等で認められた複数選択肢の表示パターンを表現する部品として定義された「パターン別関係リンクベースファイル」があります。パターン別関係リンクベースファイルは、表示パターンごとに用意(分割)されています。パターン別関係リンクベースファイルについては、「3 章 提出者別タクソノミ作成前の準備 3-4パターン別関係リンクベースファイル」を参照してください。

関係層の構成内容は、次の図表のとおりです。

図表 2-1-11 関係層の構成内容

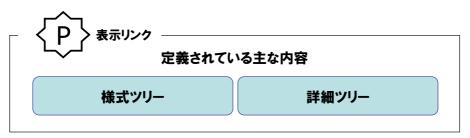
No	構成要素	説明
1	表示リンク	様式ツリー及び詳細ツリーが定義されています。 ※ディメンションにおけるラベルの切替えは、表示リンクで定義 されています。
2	定義リンク	詳細ツリー(ディメンションを用いるもの)、科目一覧ツリー及び DEI の関係ツリーが定義されています。
3	計算リンク	一部の詳細ツリーにおける科目間の計算上の関係が定 義されています。

関係層を構成する各要素について説明します。

表示リンクには、様式ツリー又は詳細ツリーとして報告項目及び勘定科目の表示上の関係が定義されています。

表示リンクに定義されている主な内容は、次の図表のとおりです。提出者別タクソノミにおける表示リンクの定義は、「6章 リンクベースファイルの作成 6-3 表示リンクの定義」を参照してください。

図表 2-1-12 表示リンクに定義されている主な内容



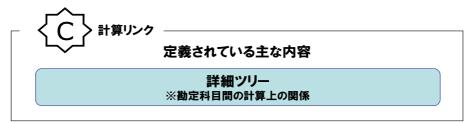
定義リンクには、科目一覧ツリー、ディメンション定義(多次元表の構成及び構成要素の定義)及びDEIがあります。定義リンクに定義されている主な内容は、次の図表のとおりです。提出者別タクソノミにおける定義リンクの定義は、「6 章 リンクベースファイルの作成 6-4 定義リンクの定義」を参照してください。

図表 2-1-13 定義リンクに定義されている主な内容



計算リンクに定義されている主な内容は、次の図表のとおりです。提出者別タクソノミにおける計算リンクの定義は、「6章 リンクベースファイルの作成 6-5 計算リンクの定義」を参照してください。

図表 2-1-14 計算リンクに定義されている主な内容

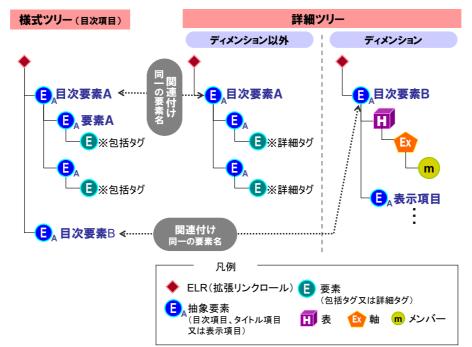


| 2-1-2 様式ツリー、詳細ツリー及び科目一覧ツリー

様式ツリー、詳細ツリー及び科目一覧ツリーについて説明します。

様式ツリーは、提出書類全体のツリー構造を表したもので、提出書類様式ごとにあります。また、提出書類全体の目次項目の中で、詳細化が必要な提出書類の部分については、詳細タグ付けします。詳細タグ付けをする対象をツリー構造で表したものを「**詳細ツリー**」といいます(財務諸表本表のツリーも詳細ツリーに含みます。)。詳細ツリーのルート要素は、対応する様式ツリーの目次項目を使用します。これによって様式ツリーと各詳細ツリーとを関連付けています。

様式ツリーは提出書類全体を網羅します。詳細ツリーは、詳細タグ付け対象の目次ごとに原則としては一つ、ただし、技術的な理由で必要な場合には複数存在します。詳細ツリーは、目次内の記載の全てを網羅するとは限りません。



図表 2-1-15 様式ツリー及び詳細ツリーのイメージ

「**科目一覧ツリー**」は利用可能な要素の一覧であり、提出書類においてはツリー構造として再構成(リキャスト)されるのではなく、必要な要素のみが様式ツリー又は詳細ツリーに再構成(リキャスト)して用いられます。

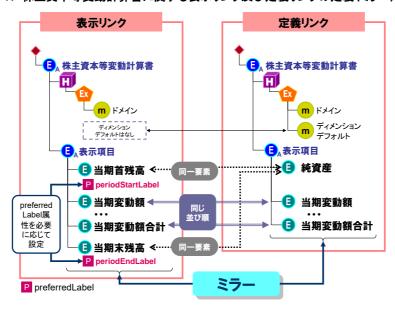
様式ツリー(目次項目) 科目一覧ツリー 詳細ツリー(財務諸表本表) ディメンション □从財務諸表 📴 🛮 財務諸表 関連付け 同一の要素名 □ 表示項目 □ 表示項目 B B 📵 勘定科目C **B** B - 国 勘定科目C 凡例 ▶ ELR(拡張リンクロール) E 要素 (包括タグ又は詳細タグ) E_A抽象要素

図表 2-1-16 様式ツリー及び科目一覧ツリーのイメージ

2-1-3 ミラーについて

ディメンションを用いた多次元表(例:株主資本等変動計算書)が含まれる詳細ツリーの場合、表示リンク及び定義リンクに同等の詳細ツリーが定義されます。このことをEDINET タクソノミでは「**ミラー**」といいます。

図表 2-1-17 株主資本等変動計算書に関する表示リンク及び定義リンクの定義(ミラー)のイメージ



上の図のように、表示リンクと定義リンクとでは次の相違点があります。

- ・表示リンクでは、ディメンションデフォルトの設定がない。
- ・表示リンクでは、preferredLabel 属性が設定される。
- ※ミラー時の表示リンクのアークロールは全て「http://www.xbrl.org/2003/arcrole/parent-child」となります。

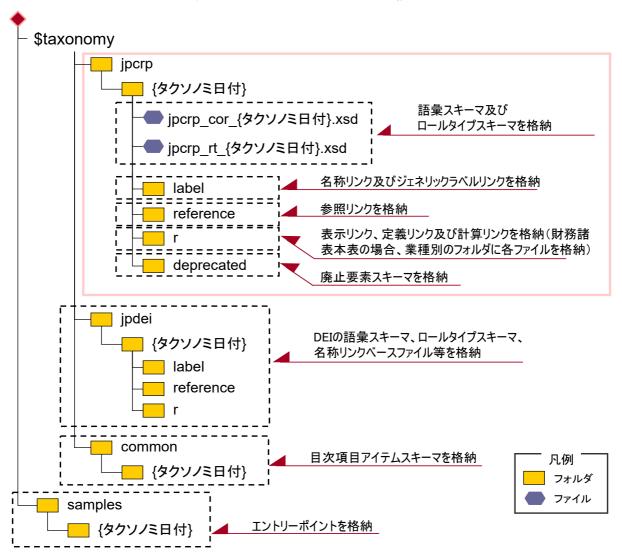
なお、DEIは、定義リンクのみに設定します。

2-1-4 EDINET タクソノミのフォルダ構成

EDINET タクソノミの各ファイルは、次の図表にある URI となるよう配置しています。

※\$taxonomy は、http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy の URL の略です。

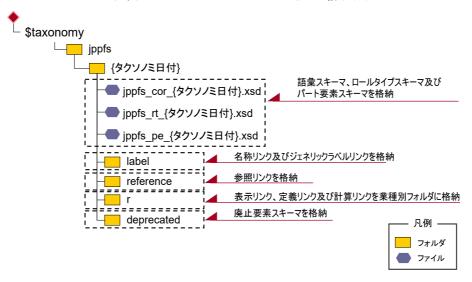
図表 2-1-18 EDINET タクソノミのフォルダ構成(1)



上の図表の太枠部分はタクソノミの分割単位ごとに用意されており、タクソノミの分割単位ごとにフォルダ構成が異なります。ここでは、開示府令タクソノミ(臨時報告書及び自己株券買付状況報告書を除く。)を抜粋したものを記載しています。EDINET タクソノミを構成するファイル及び分割単位については『添付1 タクソノミ構成』を参照してください。

財務諸表本表タクソノミの構造を次の図表に示します。

図表 2-1-19 EDINET タクソノミのフォルダ構成(2)



関係層の業種の識別子は、次の図表のとおりです。

図表 2-1-20 関係層での各業種の識別子

No	業種	識別子
1	一般商工業	cai
2	建設業	cns
3	銀行•信託業	bk1
4	銀行・信託業(特定取引勘定設置銀行)	bk2
5	建設保証業	cna
6	第一種金融商品取引業(有価証券関連業)	sec
7	生命保険業	in1
8	損害保険業	in2
9	鉄道事業	rwy
10	海運事業	wat
11	高速道路事業	hwy
12	電気通信事業	elc
13	電気事業 ele	
14	ガス事業 gas	
15	資産流動化業(特定目的会社)	liq
16	投資運用業(投資信託委託会社)	ivt
17	投資業(投資法人)	inv
18	特定金融業	spf
19	社会医療法人	med
20	学校法人	edu
21	商品先物取引業	cmd
22	リース事業	lea
23	投資信託受益証券	fnd

2-1-5 エントリーポイントとは

提出者別タクソノミを作成する場合、EDINET タクソノミから、提出しようとする提出書類の「エントリーポイント」というファイルを開きます。

エントリーポイントには、インポート又は参照する代表的なタクソノミファイルの組合せが記載されています。内容を確認後、提出者別タクソノミの作成に入ることで、作業を効率よく進めることができます。

EDINET タクソノミのエントリーポイントは、EDINET タクソノミの「samples」フォルダに格納されており、次の図表にある五種のファイルが用意されています。

図表 2-1-21 エントリーポイント

No	ファイル名	説明
1	entryPoint_all_{タクソノミ日付}.xsd	全 EDINET タクソノミ語彙層のエント リーポイント
2	entryPoint_jp{府令略号}{様式番号}-{報告書略号}_{タクソノミ日付}.xsd	様式ごとのエントリーポイント
3	entryPoint_jppfs_{業種略号]_{タクソノミ日付}.xsd	財務諸表本表タクソノミのエントリー ポイント
4	entryPoint_jpigp_{タクソノミ日付}.xsd	国際会計基準タクソノミのエントリーポイント
5	entryPoint_jpdei_{タクソノミ日付}.xsd	DEI タクソノミのエントリーポイント

2-2 参照リンクの見方

参照リンクの見方について説明します。

2-2-1 参照リンクとは

EDINET タクソノミの参照リンクには、法令や規則の内閣府令、業法等の根拠となる条文への参照情報が定義されています。

また、勘定科目については、語彙層の業種を特定するための参照情報が定義されています。

▲注 意 参照情報

参照情報は準拠すべき文献を見つけ出すのに必要な情報だけを含みます。準拠すべき文献の内容そのものは含みません。

参照リンクは EDINET タクソノミの「reference」フォルダに格納されており、 EDINET タクソノミの参照リンクのファイル名は、次の図表のとおりです。

図表 2-2-1 参照リンクの命名規約

参照リンクの命名規約

jp {府令略号} (- {報告書略号})_ {タクソノミ日付}_ref.xml

※各項目の詳細は「4 章 提出者別タクソノミのファイル仕様 図表 4-3-3 ファイル名の 設定時に指定する内容(報告書)」を参照してください。

2-2-2 参照リンクの内容

EDINET タクソノミでは、根拠条文への参照及び業種の特定の二つの目的で参照リンクを設定しています(ただし、業種の特定は財務諸表本表タクソノミのみ。)。参照リンクは、「パート要素」に値を指定することで構成されています。根拠条文への参照及び業種の特定のそれぞれで使用されているパート要素については、「図表 2-2-2 EDINET タクソノミで使用されているパート要素(根拠条文への参照)」及び「図表 2-2-3 EDINET タクソノミで使用されているパート要素(業種の特定)」を参照してください。

図表 2-2-2 EDINET タクソノミで使用されているパート要素(根拠条文への参照)

No	要素名	値	説明
1	Publisher	発行元	参照資料を制定し発行する組織名称
2	Number	号	設定機関(発行元の配下の機関)の名称及び「号」番号(設定機関の名称のみのケースあり)
3	Name	規則名称	規則の名称
4	Article	参照情報	「条」番号、「項」番号等の参照情報
5	IssueDate	公布日	該当する規則が公布された日付 (YYYY-MM-DD 形式)

図表 2-2-3 EDINET タクソノミで使用されているパート要素(業種の特定)

No	要素名	値	説明
1	IndustryAbbreviation*	業種略号	日本基準の財務諸表本表語彙の業種

※IndustryAbbreviation 要素は、XBRL インターナショナル(以下「XII」という。)で定義されているパート要素ではないため専用の拡張リンクロールで定義。

2-2-3 参照リンク定義の規約

参照リンクの定義は、次の規約に従います。



- ・開示書類等提出者は、新規に参照リンクを作成しません。
- ・EDINET タクソノミの参照リンクに定義を追加できません。
- ・提出者別タクソノミは、EDINET タクソノミの参照リンクを参照 しません。



提出者別タクソノミ作 成前の準備

本章では、提出者別タクソノミ作成前の準備について説 明します。

提出者別タクソノミ作成前の準備

提出者別タクソノミの作成前の準備では、次の図表にある内容について説明します。

1章 利用するタクソノミの把握 2章 EDINETタクソノミの確認 様式ツリーを確認し、拡張す 様式ツリーの確認 る目次項目の有無を確認 詳細ツリーを確認し、拡張す 拡張リンクロールの選択と決定 る詳細化項目の有無を確認 3章 パターン別関係リンクベースファイ 使用するパターン別関係リン クベースファイルを確認 ルの選択 要素の決定 拡張する要素の確認

図表 3-1-1 提出者別タクソノミ作成前の準備

3-2 リンクベースファイルの定義の方法

EDINET の各リンクベースファイルについて「再構成(リキャスト)」と「再利用(リューズ)」の使い分けは次の図表のとおりです。

EDINETのタクソノミ作成の方法

EDINETタクソノミ

EDINETタクソノミ

RE競リンク
(料目一覧ツリー) 定義リンク リンク
リンク
リンク
リンク
リンク
ドディメンション) 再構成 (リキャスト)

提出者別タクソノミ

図表 3-2-1 EDINET のタクソノミ作成の方法

※ 科目一覧ツリーの参照は、提出者別タクソノミ作成完了後に参照を解除します。

図車 2-2-2	再構成(リキャスト)と再利用(リー	ープ)の広い公は
女 ララー・スーソーソ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 — 太) (/) (申し、)分(す

	er der		
No	種類	利用する場合の再構 成又は再利用の別	提出者別タクソノミで利用する条件
1	名称リンク(日本語、英語)	再利用(リユーズ)	・EDINET タクソノミのラベルを参照し、上書きする場合は再利用(リユーズ)で上書きします。 ・提出者別タクソノミで要素を追加する場合、新規に設定します。
2	ジェネリックラベルリンク	再利用(リユーズ)	・利用する拡張リンクロールのジェネリックラベルを参照します。・提出者別タクソノミで拡張リンクロールを追加する場合、新規に設定します。
3	表示リンク	再構成(リキャスト)	EDINET タクソノミを参考に、再構成(リキャスト)で設定します。
4	計算リンク	再構成(リキャスト)	財務諸表を提出する場合、EDINET タクソノ ミを参考に、再構成(リキャスト)で設定しま す。
5	定義リンク(科目 一覧ツリー)	再利用(リユーズ)	日本基準の財務諸表本表に要素を追加する場合、EDINET タクソノミの科目一覧ツリーを参照し、再利用(リユーズ)で追加設定します。追加設定後は参照を解除します。
6	定義リンク(ディ メンション)	再構成(リキャスト)	ディメンションを用いる場合、EDINET タクソ ノミを参考に、再構成(リキャスト)で設定し ます。

No	種類	利用する場合の再構 成又は再利用の別	提出者別タクソノミで利用する条件
7	DEI	再利用(リューズ)	 ・EDINET タクソノミの DEI(定義リンク)を参照します。 ・大量保有報告書の場合、EDINET タクソノミの大量保有報告書の追加 DEI(定義リンク)を参照し、再利用(リユーズ)でメンバーを追加設定します。 ・みなし有価証券届出書の場合、EDINET タクソノミのみなし有価証券届出書の追加DEI(定義リンク)を参照します。 ・2025 年版 EDINET タクソノミの適用以降、名称リンクの参照先 URI は次の利用を原則とします。 http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/2013-08-31/label/jpdei_2024-11-01_lab(-en).xmlただし、次を利用することも可能です。http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/2013-08-31/label/jpdei_2013-08-31_lab(-en).xml

※No5 及び No6 は同一定義リンクファイルに定義。No7 は、No5 及び No6 の定義リンクファイルと同じファ イルに定義。

▲注意 ファイルのパスの変更

提出者別タクソノミのスキーマファイルで EDINET タクソノミのファイルを参照(又はイ ンポート)する場合は、絶対パスで参照(又はインポート)します。

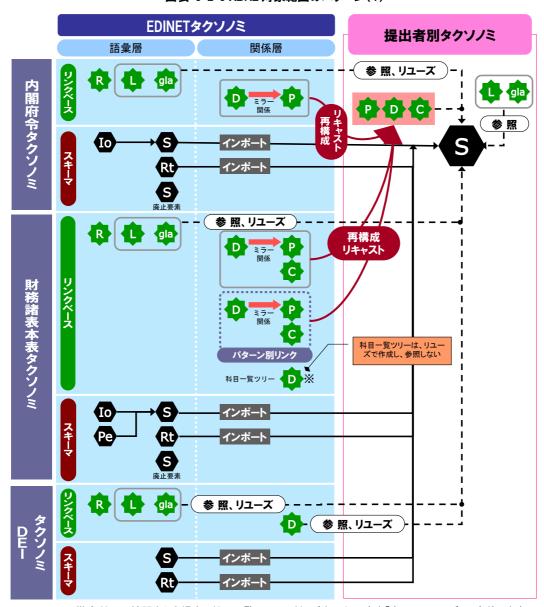
エントリーポイントファイルは相対パスで参照しているため、参照の記載方法が異な ることに注意してください。

28

3-2-1 パターン1:提出書類全体が XBRL 対象(詳細タグ 付けする財務諸表本表あり)

財務諸表本表を含む提出書類全体を XBRL 対象とする報告書について、提出者別タクソノミでどのファイルを参照又はインポートするかを説明します。

この場合は、「内閣府令タクソノミ」、「財務諸表本表タクソノミ」及び「DEI タクソノミ」を利用します。各タクソノミのスキーマファイルはインポートし、リンクベースファイルは、次の図表のように再構成(リキャスト)又は再利用(リユーズ)します。なお、一つの提出書類本文に複数の提出者別タクソノミを作成する場合(例:シリーズファンド)、次の図表のうち「DEI タクソノミ」の参照及びインポートは、代表となる提出者別タクソノミにのみ設定します。



図表 3-2-3 XBRL 対象範囲のパターン(1)

※勘定科目の拡張を行う場合、科目一覧ツリーに対し追加した要素を「参照、リユーズ」で定義します。 提出時、科目一覧ツリーの定義リンクの参照は解除します。

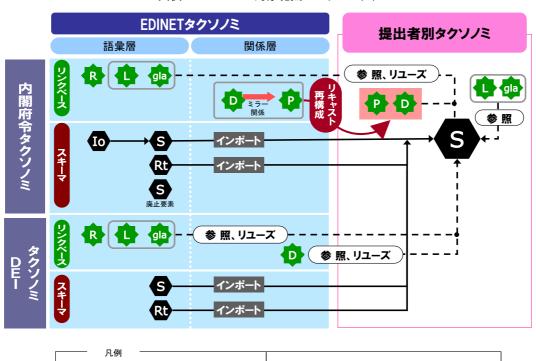
| Rt ロールタイプスキーマ | 10 目次項目アイテム スキーマ | 3 参照リンク | 3 参照リンク | 3 参照リンク | 3 計算リンク | 3 ジェネリックラベル リンク | 3 ジェネリックラベル | 3 ジェネリック | 3 ジェネリックラベル | 3 ジェネリックラベル | 3 ジェネリック | 3 ジェネリック | 3 ジェネリックラベル | 3 ジェネリック | 3 ジェネリック | 3 ジェネリックラベル | 3 ジェネリック | 3 ジェネリックラベル | 3 ジェネリック | 3 ジェネリック | 3 ジェネリックラベル | 3 ジェネリックラベル | 3 ジェネリックラベル | 3 ジェネリック | 3 ジェネリック | 3 ジェネリックラベル | 3 ジェネリック | 3 ジェネリックラベル | 3 ジェネリック | 3 ジェネリックラベル | 3 ジェネリック | 3 ジェネリックラベル | 3 ジェネリックラベル | 3 ジェネリック | 3 ジェネリックラベル | 3 ジェネリック | 3 ジェネトリック | 3 ジェネトリック | 3 ジェネトリック | 3 ジェネストリック | 3 ジェストリック |

提出書類中に IFRS 財務諸表がある場合は、上記に加えて「**国際会計基準タク** ソノミ」を用います。また、IFRS 財務諸表を含み、日本基準の財務諸表を含まない場合も、「財務諸表本表タクソノミ」で定義された連結又は個別を表すディメンションの要素を利用するため、「財務諸表本表タクソノミ」のスキーマと語彙層のリンクベースをインポート、参照します。

3-2-2 パターン2:提出書類全体が XBRL 対象(詳細タグ 付けする財務諸表本表なし)

詳細タグ付け対象の財務諸表本表のない提出書類全体を XBRL 対象とする報告書について、提出者別タクソノミでどのファイルを参照又はインポートするかを説明します。

この場合は、「内閣府令タクソノミ」及び「DEI タクソノミ」を利用します。各タクソノミのスキーマファイルはインポートし、リンクベースファイルは、次の図表のように再構成(リキャスト)又は再利用(リユーズ)します。



■ 目次項目アイテム スキーマ

S タクソノミスキーマ

Rt ロールタイプスキーマ

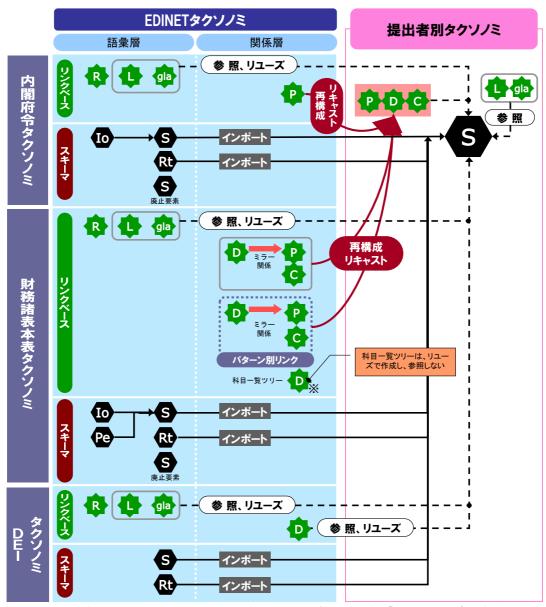
図表 3-2-4 XBRL 対象範囲のパターン(2)

名称リンク表示リンクリンク

3-2-3 パターン3:財務諸表本表のみが XBRL 対象

財務諸表本表のみを XBRL 対象とする報告書について、提出者別タクソノミでどのファイルを参照又はインポートするかを説明します。

この場合は、「内閣府令タクソノミ」、「財務諸表本表タクソノミ」及び「DEI タクソノミ」を利用します。ただし、この場合の「内閣府令タクソノミ」は、財務諸表本表に係る部分に限定された目次構造から構成され、様式ツリーの表示リンクのみを再構成(リキャスト)します。各タクソノミのスキーマファイルはインポートし、リンクベースファイルは、次の図表のように再構成(リキャスト)又は再利用(リユーズ)します。



図表 3-2-5 XBRL 対象範囲のパターン(3)

※ 勘定科目の拡張を行う場合、科目一覧ツリーに対し追加した要素を「参照、リユーズ」で定義します。 提出時、科目一覧ツリーの定義リンクの参照は解除します。



3-2-4 パターン4:独立監査人の報告書

独立監査人の報告書について、提出者別タクソノミでどのファイルを参照又はインポートするかを説明します。

この場合は、「内閣府令タクソノミ」を利用します。スキーマファイルはインポートし、リンクベースファイルは、次の図表のように再構成(リキャスト)又は再利用(リユーズ)します。

EDINETタクソノミ 提出者別タクソノミ 語彙層 関係層 参 照、リユーズ 内閣府令タクソノミ **∀**S インポート Io Rt インポート S 凡例 リンクベース スキーマ **■** 目次項目アイテム スキーマ ♠ 名称リンク ♠ 表示リンク S タクソノミスキーマ 参照リンク の ジェネリックラベル リンク Rt ロールタイプスキーマ

図表 3-2-6 XBRL 対象範囲のパターン(4)

3-3 拡張リンクロールの選択と決定

開示書類等提出者は、まず自身が提出する様式と対応する「**様式ツリー**」の拡張リンクロール(ELR=Extended Link Role)を把握します。次に、開示書類等提出者は提出する書類の目次項目の中で詳細タグ付けが必要な部分(詳細ツリー)を確認します。

拡張リンクロールに不足があれば、開示書類等提出者自身で拡張リンクロールを追加 し、報告内容をリンクベースファイルに定義するため、追加が必要な拡張リンクロール を確認しておきます。

利用する拡張リンクロールについては、「**図表 3-3-1 財務諸表本表を含む提出書類全体を XBRL で提出する場合**」から「**図表 3-3-3 財務諸表本表のみを XBRL で提出する場合**」までを参照してください。

なお、様式ツリーの目次項目と、対応する詳細ツリーのルート要素とは、同一要素を 設定することで関連付けされています。

また、日本基準の財務諸表本表の要素(勘定科目)に不足があれば、科目一覧ツリーに当該科目を追加します。その際に、科目一覧ツリーの拡張リンクロールを利用することに注意してください。

EDINET タクソノミで使用している拡張リンクロールの一覧は、『添付3 拡張リンクロールー覧』を参照してください。また、提出者別タクソノミで用いる拡張リンクロールは、EDINET タクソノミに定義されています。EDINET タクソノミの拡張リンクロールから「」std」を除いた名称が設定されている拡張リンクロールが、提出者別タクソノミで用いる拡張リンクロールです。国際会計基準タクソノミにおいては、中間期及び個別通期の拡張リンクロールは利用されていませんが、提出者別タクソノミで利用する中間期及び個別通期の拡張リンクロールとしては『添付3 拡張リンクロール一覧』に含まれていることに注意してください。詳細は、「5 章 スキーマファイルの作成 5-1 拡張リンクロールの追加 5-1-1 開示書類等提出者用の拡張リンクロールの命名規約」を参照してください。また、様式ツリー及び詳細ツリーについては、『タクソノミ要素リスト』、『勘定科目リスト』及び『国際会計基準勘定科目リスト』を参照してください。

独立監査人の報告書については「**7 章 提出者別タクソノミを作成する際の注意事項 7-6** 独立監査人の報告書」を参照してください。

一部の拡張リンクロールには種類に応じた番号が付与されています。拡張リンクロールの番号及び definition は、EDINET タクソノミの拡張リンクロールと提出者用の拡張リンクロールとで同じになるため、roleID 又は roleURI で区別する必要があります。

拡張リンクロールに付与される番号体系については、『フレームワーク設計書』の「3 タクソノミフレームワークの構成 3-3 関係層 3-3-5 関係リンクの拡張リンクロールに設定される番号」を参照してください。

3-3-1 財務諸表本表を含む提出書類全体を XBRL で提出 する場合

「1 章 提出者別タクソノミの概要 1-3-1-1 XBRL 対象範囲」の各提出書類の「XBRL 全体」と「XBRL 本表」とに「O」のある書類を提出する場合は、次の図表のとおり、利用する様式ツリー、詳細ツリー、DEI ツリー及び科目一覧ツリーの拡張リンクロールの設定が必要です。なお、一つの提出書類本文に複数の提出者別タクソノミを作成する場合(例:シリーズファンド)、次の図表のうち「DEI ツリー」は、代表となる提出者別タクソノミにのみ設定します。また、目次項目は、それぞれの提出者別タクソノミに相当する範囲でツリーを構成します。



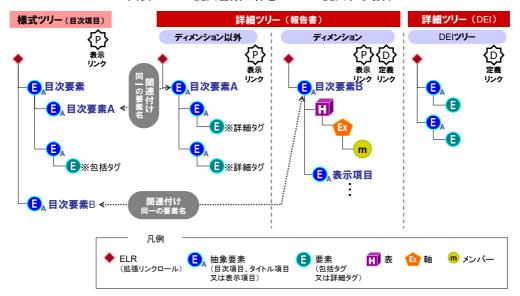
図表 3-3-1 財務諸表本表を含む提出書類全体を XBRL で提出する場合

IFRS 財務諸表を含めて提出する場合は、国際会計基準タクソノミの詳細ツリーの拡張リンクロールを利用します。目次要素については「500000 目次項目及び包括タグ(IFRS)」の拡張リンクロールにある要素を利用しますが、開示府令タクソノミの様式ツリーの拡張リンクロールに設定を行うことに注意してください。

国際会計基準タクソノミの拡張リンクロールの選定に際しては、提出者別タクソノミで利用する拡張リンクロール(「_std」を含むロール名)に対応するEDINET タクソノミの拡張リンクロール(「_std」を含まないロール名)が、連結通期以外は存在しない場合が多いことに注意してください。

3-3-2 提出書類全体を XBRL で提出する場合

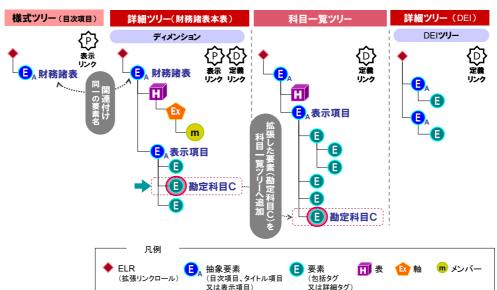
「1 章 提出者別タクソノミの概要 1-3-1-1 XBRL 対象範囲」の各提出書類の「XBRL 全体」のみに「〇」のある書類を提出する場合は、次の図表にあるように、利用する様式ツリー、詳細ツリー及び DEI ツリーの拡張リンクロールの設定が必要です。



図表 3-3-2 提出書類全体を XBRL で提出する場合

3-3-3 財務諸表本表のみを XBRL で提出する場合

「1 章 提出者別タクソノミの概要 1-3-1-1 XBRL 対象範囲」の各提出書類の「XBRL 本表」のみに「O」のある書類を提出する場合は、次の図表にあるように、利用する様式ツリー、詳細ツリー及び科目一覧ツリーの拡張リンクロールの設定が必要です。なお、様式ツリーは、財務諸表部分の目次のみを定義します。



図表 3-3-3 財務諸表本表のみを XBRL で提出する場合

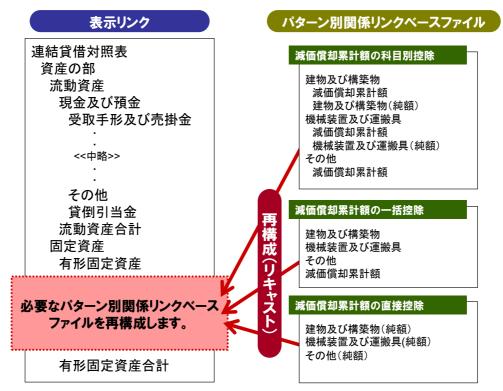
3-4 パターン別関係リンクベースファイル

パターン別関係リンクベースファイルは、財務諸表本表タクソノミに含まれ、表示リンク、計算リンク及び定義リンクで構成されています。各財務諸表本表の一部の表示方法は任意に選択可能なため、財務諸表本表の表示方法及びそれに伴う計算上の関係も多数存在します。EDINET タクソノミにおいて複数選択肢に対応した表示リンク、計算リンク及び定義リンクを定義する場合は、それぞれの選択肢が部品化されたパターン別関係リンクベースファイルとして定義され、開示書類等提出者が利用できるようになっています。

開示書類等提出者は適合するパターンの関係リンクベースファイルが利用可能な場合、 それを選択し、次の図表のように、表示リンク、計算リンク及び定義リンクを再構成(リ キャスト)して作成します。

パターン別関係リンクベースファイルは、EDINET タクソノミの「r」フォルダに格納されています。パターン別関係リンクベースファイルの一覧は、『添付2パターン別関係リンクベースファイル一覧』を参照してください。

図表 3-4-1 パターン別関係リンクベースファイルのイメージ



▲注 意

(1) パターン別関係リンクベースファイルは、各表示方法に対して必ず表示リンク、 定義リンク及び計算リンクのリンクベースファイルがセットで用意されています。 パターン別関係リンクベースファイルは、これらリンクベースファイルをセットで 利用します。

3-4-1 パターン別関係リンクベースファイルの名称

パターン別関係リンクベースファイルの名称は、次の図表のとおりです。

図表 3-4-2 パターン別関係リンクベースファイルの命名規約

パターン別関係リンクベースファイルの命名規約

表示リンクベースファイル

jppfs_{業種略号}_{報告期間の別} {連結又は個別の別} (-{諸表内区分(t1 又は t2)})_{タクソノミ日付}_pre_{諸表略号}(-{諸表内区分(di 又は in)})-{パターン略号}.xml

定義リンクベースファイル

jppfs_{業種略号}_{報告期間の別} {連結又は個別の別} (-{諸表内区分(t1 又は t2)})_{タクソノミ日付}_def_{諸表略号}(-{諸表内区分(di 又は in)})-{パターン略号},xml

計算リンクベースファイル

jppfs_{業種略号}_{報告期間の別} {連結又は個別の別} (-{諸表内区分(t1 又は t2)})_{タクソノミ日付}_cal_{諸表略号}(-{諸表内区分(di 又は in)})-{パターン略号},xml

※「パターン略号」は「3-4-2 利用するパターン別関係リンクベースファイルの選択」の 各表にある「パターン」に対応します。

次に、パターン別関係リンクベースファイルで指定する各波括弧({ })内の各種の値について説明します。

図表 3-4-3 業種略号

No	業種	説明
1	cai	一般商工業(commercial and industry)
2	cns	建設業(construction)
3	bk1	銀行·信託業 (bank 1)
4	bk2	銀行·信託業(特定取引勘定設置銀行)(bank 2)
5	cna	建設保証業(construction assurance)
6	sec	第一種金融商品取引業(有価証券関連業)(type I financial
		instruments business (securities related business))
7	in1	生命保険業(insurance-life)
8	in2	損害保険業 (insurance-non-life)
9	rwy	鉄道事業(railway)
10	wat	海運事業(water transportation)
11	hwy	高速道路事業(highway)
12	elc	電気通信事業(electricity communication)
13	ele	電気事業 (electricity)
14	gas	ガス事業(gas)
15	liq	資産流動化業(特定目的会社)(asset liquidation)
16	ivt	投資運用業(投資信託委託会社)(investment management business
		(investment trust management company))
17	inv	投資業(投資法人)(investment corporation)
18	spf	特定金融業(specific finance)
19	med	社会医療法人(medical corporation)
20	edu	学校法人(educational corporation)

No	業種	説明
21	cmd	商品先物取引業(commodity future trading)
22	lea	リース事業(lease)
23	fnd	投資信託受益証券(fund)

図表 3-4-4 報告期間の別

1	No	略号	説明
	1	а	通期
	2	s	中間期

図表 3-4-5 連結又は個別の別

No	略号	説明
1	С	連結
2	n	個別

図表 3-4-6 諸表略号

No	略号	説明
1	bs	貸借対照表
2	pl	損益計算書又は損益及び包括利益計算書
3	ci	包括利益計算書
4	ss	株主資本等変動計算書
5	cf	キャッシュ・フロー計算書

図表 3-4-7 諸表内区分

No	区分	説明
1	t1	中間(連結)財務諸表において、第一種中間(連結)財務諸表であることを表します。
2	t2	中間(連結)財務諸表において、第二種中間(連結)財務諸表であることを表します。
3	di	キャッシュ・フロー計算書が直接法を用いて記載されていることを表します。
4	in	キャッシュ・フロー計算書が間接法を用いて記載されていることを表します。

▲注 意

業種、様式及び諸表の組合せによっては、パターン別関係リンクベースが存在しない場合があります。

貸借対照表、損益計算書等、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書については「3-4-2 利用するパターン別関係リンクベースファイルの選択」に、パターン及び選択方法があります。

3-4-2 利用するパターン別関係リンクベースファイルの選 択

貸借対照表、損益計算書等、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書のパターン及び選択方法について説明します。

※ 業種又は提出書類によって、一部のパターンは存在しません。

3-4-2-1 貸借対照表のパターンの選択

貸借対照表のパターン及び選択方法は、次の図表のとおりです。

図表 3-4-8 貸借対照表のパターン及び選択方法

	四次 5 平 6 貝目対版及のバターン及び起取対位 						
No	パターン	説明	パターンの選択				
(1)	1-BS-13-Inventories-1- ByAccount	棚卸資産を科目別に掲記する方法	次のいずれか。 (1)				
(2)	1-BS-13-Inventories-2- OneLine	棚卸資産を一括して掲記する方法	(2)				
(3)	1-BS-02-PPE-1-OneLin	有形固定資産を一括して掲記する方 法	次のいずれか。 (3)				
(4)	1-BS-02-PPE-2-ByAcco unt	有形固定資産を科目別に掲記する方 法	(4)				
(5)	1-BS-03-PPE-Dep-1-By Account	減価償却累計額(有形固定資産)を 科目別に控除する方法	(4)を選択した場合、 次のいずれか。				
(6)	1-BS-03-PPE-Dep-2-By Group	減価償却累計額(有形固定資産)を 一括して控除する方法	(5) (5)及び(8)				
(7)	1-BS-03-PPE-Dep-3-Di rect	減価償却累計額(有形固定資産)を 科目から直接控除する方法	(5)及び(9) (6)				
(8)	1-BS-04-PPE-Imp-1-By Account	減損損失累計額(有形固定資産)を 科目別に控除する方法	(6)及び(9) (7) (7) なが(9)				
(9)	1-BS-04-PPE-Imp-2-By Group	減損損失累計額(有形固定資産)を 一括して控除する方法	(7)及び(9) (10) (11)				
(10)	1-BS-05-PPE-DepImp-1 -ByAccount	減損損失累計額(有形固定資産)を 減価償却累計額に合算して科目別に 控除する方法	(11)				
(11)	1-BS-05-PPE-DepImp-2 -ByGroup	減損損失累計額(有形固定資産)を 減価償却累計額に合算して一括して 控除する方法					
(12)	1-BS-06-IA-1-OneLine	無形固定資産を一括して掲記する方 法	次のいずれか。 (12)				
(13)	1-BS-06-IA-2-ByAccou nt	無形固定資産を科目別に掲記する方 法	(13)				
(14)	1-BS-07-IOA-1-OneLine	投資その他の資産を一括して掲記す る方法	次のいずれか。 (14)				
(15)	1-BS-07-IOA-2-ByAcco unt	投資その他の資産を科目別に掲記す る方法	(15)				
(16)	1-BS-08-IOA-Doubtful- 1-ByAccount	貸倒引当金(投資その他の資産)を科 目別に控除する方法	(15)を選択した場合、 次のいずれか。				
(17)	1-BS-08-IOA-Doubtful- 2-ByGroup	貸倒引当金(投資その他の資産)を一括して控除する方法	(16) (17)				
(18)	1-BS-08-IOA-Doubtful- 3-Direct	貸倒引当金(投資その他の資産)を科目から直接控除する方法	(18) ((19)~(25)とは独立)				

No	パターン	説明	パターンの選択
(19)	1-BS-09-IOA-Dep-1-By Account	減価償却累計額(投資その他の資産)を科目別に控除する方法	(15)を選択した場合、 次のいずれか。
(20)	1-BS-09-IOA-Dep-2-By Group	減価償却累計額(投資その他の資産)を一括して控除する方法	(19) (19)及び(22)
(21)	1-BS-09-IOA-Dep-3-Dir ect	減価償却累計額(投資その他の資 産)を科目から直接控除する方法	(19)及び(23) (20)
(22)	1-BS-10-IOA-Imp-1-By Account	減損損失累計額(投資その他の資 産)を科目別に控除する方法	(20)及び(23) (21) (21)みな(22)
(23)	1-BS-10-IOA-Imp-2-By Group	減損損失累計額(投資その他の資産)を一括して控除する方法	(21)及び(23) (24) (25)
(24)	1-BS-11-IOA-DepImp-1 -ByAccount	減損損失累計額(投資その他の資産)を減価償却累計額に合算して科目別に控除する方法	((16)~(18)とは独立)
(25)	1-BS-11-IOA-DepImp-2 -ByGroup	減損損失累計額(投資その他の資産)を減価償却累計額に合算して一括して控除する方法	
(26)	1-BS-12-DA-1-OneLine	繰延資産を一括して掲記する方法	次のいずれか。
(27)	1-BS-12-DA-2-ByAccount	繰延資産を科目別に掲記する方法	(26) (27)

3-4-2-2 損益計算書等のパターンの選択

損益計算書等のパターン及び選択方法は、次の図表のとおりです。

図表 3-4-9 損益計算書等のパターン及び選択方法

No	パターン	説明	パターンの選択
(1)	2-PL-01-Sales-1-Net	売上高を一括して掲記する方法	次のいずれか。
(2)	2-PL-01-Sales-2-Gross	売上高を総額表示する方法	(1)
(3)	2-PL-01-Sales-3-ByTy pe	売上高を科目別に掲記する方法	(2) (3)
(4)	2-PL-02-COS-1-Goods	売上原価を商品期首棚卸高、当期商 品仕入高、商品期末棚卸高に区分し て掲記する方法	次のいずれか。 (4) (5)
(5)	2-PL-02-COS-2-Finish edGoods	売上原価を製品期首棚卸高、当期製品仕入高、製品期末棚卸高に区分し て掲記する方法	(6) (7) (8)
(6)	2-PL-02-COS-3-ByTyp e	売上原価を商品売上原価と製品売上 原価に区分して掲記する方法	
(7)	2-PL-02-COS-4-OneLi ne	売上原価を一括して掲記する方法	
(8)	2-PL-03-COS-Goods-1 -Gross	仕入高を総額表示する方法	
(9)	2-PL-04-SGA-1-ByAcc ount	販売費及び一般管理費を費目別に掲 記する方法	次のいずれか。 (9)
(10)	2-PL-04-SGA-2-OneLi ne	販売費及び一般管理費を一括して掲 記する方法	(10)
(11)	2-PL-05-NOI-1-OneLin	営業外収益を一括して掲記する方法	次のいずれか。 (11)
(12)	2-PL-05-NOI-2-ByAcco unt	営業外収益を科目別に掲記する方法	(12)
(13)	2-PL-06-NOE-1-OneLi	営業外費用を一括して掲記する方法	次のいずれか。 (13)
(14)	2-PL-06-NOE-2-ByAcc	営業外費用を科目別に掲記する方法	(14)
(15)	2-PL-07-EI-1-OneLine	特別利益を一括して掲記する方法	次のいずれか。
(16)	2-PL-07-EI-2-ByAccou	特別利益を科目別に掲記する方法	(15) (16)
(17)	2-PL-08-EL-1-OneLine	特別損失を一括して掲記する方法	次のいずれか。
(18)	2-PL-08-EL-2-ByAccount	特別損失を科目別に掲記する方法	(17) (18)
(19)	2-PL-09-CI-1-SingleSta tementNetOfTax	損益及び包括利益計算書(1計算書 方式)、税効果控除後	次のいずれか。 (19)
(20)	2-PL-09-CI-2-SingleSta tementBeforeTax	損益及び包括利益計算書(1計算書 方式)、税効果控除前	(20)

3-4-2-3 包括利益計算書のパターンの選択

包括利益計算書のパターン及び選択方法は、次の図表のとおりです。

図表 3-4-10 包括利益計算書のパターン及び選択方法

No	パターン	説明	パターンの選択
(1)	4-CI-01-TwoStatements NetOfTax	包括利益計算書(2計算書方式)、税 効果控除後	次のいずれか (1)
(2)	4-CI-02-TwoStatements BeforeTax	包括利益計算書(2計算書方式)、税 効果控除前	(2)

3-4-2-4 キャッシュ・フロー計算書のパターンの選択

キャッシュ・フロー計算書のパターン及び選択方法は、次の図表のとおりです。

キャッシュ・フロー計算書のパターン別関係リンクベースファイルは、直接 法又は間接法で別に定義しています。それぞれに応じてパターン別関係リンク ベースファイルを選択します。

図表 3-4-11 キャッシュ・フロー計算書のパターン及び選択方法

No	パターン	説明	パターンの選択	
(1)	3-CF-01-Method-Direct	キャッシュ・フロー計算書 直接法	次のいずれか。	
(2)	3-CF-02-Method-Direct -IntrestDividend-1-Ope Fin	利息及び配当金の受取額並びに利息の支払額は営業活動の区分に、配当金の支払額は財務活動の区分に それぞれ記載する方法 直接法	(1)(4)(1)を選択した場合(直	
(3)	3-CF-02-Method-Direct -IntrestDividend-2-InvFi n	利息及び配当金の受取額は投資活動の区分に、支払額は財務活動の区分にをれぞれ記載する方法 直接法	接法)、次のいずれ か。 (2)	
(4)	3-CF-03-Method-Indire ct	キャッシュ・フロー計算書 間接法	(3)	
(5)	3-CF-04-Method-Indire ct-IntrestDividend-1-Op eFin	利息及び配当金の受取額並びに利息の支払額は営業活動の区分に、配当金の支払額は財務活動の区分に それぞれ記載する方法 間接法	(4)を選択した場合(間接法)、次のいずかか。 (5) (6)	
(6)	3-CF-04-Method-Indire ct-IntrestDividend-2-Inv Fin	利息及び配当金の受取額は投資活動の区分に、支払額は財務活動の区分に不力に表する方法 間接法	(0)	



提出者別タクソノミの ファイル仕様

本章では、提出者別タクソノミのファイル仕様について 説明します。

スキーマファイルのファイル仕様

提出者別タクソノミ作成前準備が終わったら、スキーマファイルの作成です。 スキーマファイルの全体像は次の図表のとおりです。

※ xsd:schema 要素内の「リンクベースの参照」、「スキーマファイルのインポート」及び「要素の定 義」の構成は、順不同です。

図表 4-1-1 提出者別タクソノミスキーマファイルのイメージ

<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"? <xsd:schema targetNamespace="http://d</pre> 000/2012-03-31/01/2012-06-28" element attributeFormDefault="unqualified" xmlns xmlns:jpcrp030000-asr X99001-000="htt fsa.go.jp/jpcrp030000/asr/001/X99001-00 xmlns:nonnum="http://www.xbrl.org/dtr/ty xmlns:link="http://www.xbrl.org/2003/link xmlns:xbrli="http://www.xbrl.org/2003/ins

XML 宣言

XML のバージョン、文字コード等を定義します。

スキーマ宣言

リンクベースの参照

定義の開始宣言と、スキーマファイルの名前空間 URI等を定義します。

リンクベースファイル (ジェネリックラベルリン

ク、名称リンク、定義リンク、表示リンク及び計

■参照 > 「4-9 リンクベースファイルの参照」

算リンク) の参照先を定義します。

<xsd:annotation>

<xsd:appinfo>

<link:linkbaseRef xlink:type="simple" xlink:href="http://disclosure.edinet-</pre>

fsa.go.jp/taxonomy/jpcrp/2013-08-31/label/jpcrp 2013-08-31 gla.xml"

xlink:arcrole="http://www.w3.org/1999/xli

<link:linkbaseRef xlink:type="simple"</pre> fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/2013-08-31/labe xlink:arcrole="http://www.w3.org/1999/xli

<link:linkbaseRef xlink:type="simple" xl</pre>

fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/2013-08-31/labe xlink:role="http://www.xbrl.org/2003/role/labelLinkbaseRef

xlink:arcrole="http://www.w3.org/1999/xlink/properties/linkbase"/>

</xsd:appinfo>

</xsd:annotation>

<xsd:import namespace="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/2013-08-</p>

31/jpdei cor" schemaLocation="http://dis

31/jpdei cor 2013-08-31.xsd"/>

<xsd:import namespace="http://disclosu</p> schemaLocation="http://disclosure.edine 31.xsd"/>

スキーマファイルのインポート

他のスキーマファイルをインポートする場合、そ の参照先を定義します。

●参照 >「4-8 EDINET タクソノミのインポート」

<xsd:import namespace="http://www.xbm.org/qu/typo/non-num

schemaLocation="http://www.xbrl.org/dtr/type/nonNumeric-2009-12-16.xsd"/>

<xsd:element name="NotesBusinessCombinationsConsolidatedFinancialStatementsNA"</p> id="jpcrp030000-asr_X99001-

000 NotesBusinessCombinationsConso type="xbrli:stringItemType" substitutionG xbrli:periodType="duration"/>

<xsd:element name="NotesAssetRetire</pre> id="jpcrp030000-asr_X99001-

000_NotesAssetRetirementObligationsC type="xbrli:stringItemType" substitutionG xbrli:periodType="duration"/>

要素の定義

報告書インスタンスで使用する開示書類等提出 者の独自の報告項目がある場合に、その要素を定 義します。

参照 > 「5 章 スキーマファイルの作成 5-2 要素の定義」

</xsd:schema>

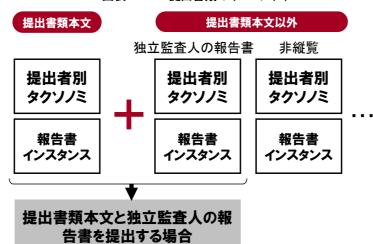
4-2 ファイル構成

提出者別タクソノミは、一つのスキーマファイルと、複数のリンクベースファイルとで構成されます。作成単位は、有価証券報告書、半期報告書等の提出書類の単位で一つです。したがって、連結財務諸表及び個別財務諸表の両方を開示する場合でも、作成する提出者別タクソノミは一つとなります。

また、独立監査人の報告書も併せて提出する場合は、独立監査人の報告書1通につき、一つの提出者別タクソノミと一つの報告書インスタンスとが必要です。さらに、非縦覧の内容を含んだ本文内容を作成する場合は、同様に非縦覧本文用のファイルに一つの提出者別タクソノミと一つの報告書インスタンスとが必要です。このように、提出者別タクソノミと報告書インスタンスとは、提出する書類に応じて、そのセットが増えることになります。

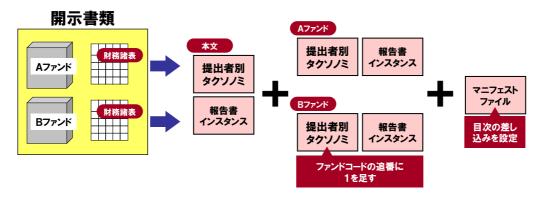
■ 参照 「図表 4-2-1 提出書類のイメージ(1)」

シリーズファンドのように一つの開示書類で、複数の財務諸表を XBRL 形式で提出する場合は、一つの開示書類に対して複数の提出者別タクソノミを作成します。 図表 4-2-2 提出書類のイメージ(2)」

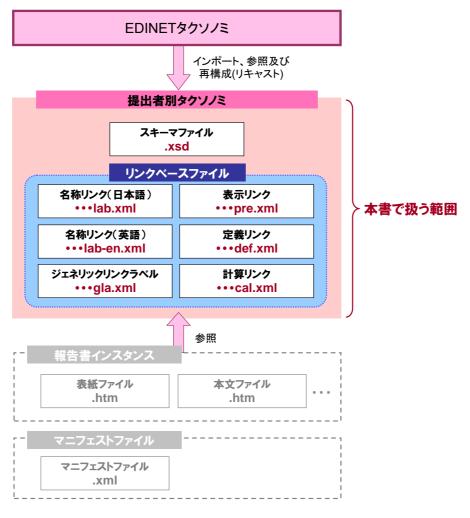


図表 4-2-1 提出書類のイメージ(1)

図表 4-2-2 提出書類のイメージ(2)



提出書類のファイル構成は、次の図表のとおりです。ファイルは、提出書類ごとに用意します (例:有価証券報告書と独立監査人の報告書とを提出する場合、有価証券報告書用の提出者別タクソノミ及び独立監査人の報告書用の提出者別タクソノミを、それぞれ作成する必要があります。)。



図表 4-2-3 提出書類のファイル構成(イメージ)

各リンクベースファイルの説明、作成方法及び作成要否は、「1 章 提出者別タクソノミの概要 1-2 再構成(リキャスト)と再利用(リユーズ)」及び「3 章 3-2 リンクベースファイルの定義の方法」を参照してください。

4-3 ファイル名

提出者別タクソノミの各種ファイルの命名規約について説明します。

4-3-1 スキーマファイルの命名規約

提出者別タクソノミのスキーマファイル名は、次の図表に従って設定します。

図表 4-3-1 スキーマファイルの命名規約

スキーマファイルの命名規約

報告書

jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番(3 桁)}_{EDINET コード又はファンドコード} - {追番(3 桁)}_{報告対象期間期末日|報告義務発生日}_{報告書提出回数(2 桁)}_{報告書提出日}.xsd

独立監査人の報告書

jpaud-{監査報告書略号}-{当期又は前期の別}{連結又は個別の別}-{報告書連番(3 桁)}_{EDINETコード又はファンドコード}-{追番(3 桁)}_{報告対象期間期末日}_{報告書提出回数(2 桁)}_{報告書提出日}.xsd

- ※各項目の詳細は「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」及び「図表 4-3-4 ファイル名の設定時に指定する内容(独立監査人の報告書)」を参照してください。
- ※「報告対象期間期末日|報告義務発生日」について、「報告対象期間末日」又は「報告義務発生日」のない提出書類、自己株券買付状況報告書及び臨時報告書は、「報告書提出日」を指定してください。

図表 4-3-2 スキーマファイル名の例

| 開示府令第三号様式
(99999 | 有価証券報告語
追番 | 900 | | |
|-------------------------------|---------------|---|--|--|
| (99999 | | | | |
| | 追番 | 000 | | |
| 040 F 0 F 04 F | | | | |
| 013 年3 月31 日 | | | | |
| 提出日 2013 年 6 月 28 日 提出回数 初回提出 | | | | |
| | | | | |
| 《ファイル名の例》 | | | | |
| | | 013 年 6 月 28 日 提出回数
99999-000 2013-03-31 01 2013 | | |

図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)

| 命名規約 | 値 | 桁数等 | 説明 |
|------|----|------|---|
| јр | 英字 | 固定値 | 独立監査人の報告書以外の場合に指定します。 |
| 府令略号 | 英字 | 3 文字 | 府令略号
※府令略号の一覧は、『添付 4 各種命名規約の略号、連
番及び追番一覧』を参照してください。 |
| 様式番号 | 数値 | 6 桁 | 様式番号
※様式番号の一覧は、『添付 4 各種命名規約の略号、連
番及び追番一覧』を参照してください。 |

| 命名規約 | 値 | 桁数等 | 説明 | |
|-------------------------|-----|--------------------|---|--|
| 報告書略号 | 英字 | 3 文字 | 報告書略号
※報告書略号の一覧は『添付 4 各種命名規約の略号、連
番及び追番一覧』を参照してください。 | |
| 報告書連番 | 数值 | 3 桁 | 報告書連番
※「001」から開始します。 | |
| EDINET コード又は
ファンドコード | 英数字 | 6 桁 | 開示書類等提出者の EDINET コード又はファンドコード
ド
※特定有価証券開示府令の書類を提出する場合は、ファンドコードを指定します。 | |
| 追番 | 数值 | 3 桁 | 数値 3 桁の「000」から開始します。開示書類等提出者の追番を「000」とし、シリーズファンドは同提出者の EDINET コードを基準に「001」以上の追番を付与します。 ※[追番]には複数の財務諸表本表を区別する意味があり、提出者別タクソノミが複数の場合、提出者別タクソノミが複数の場合、提出者別タクソノミの順序を表しますが、区別の必要がない場合は追番 00以降を付与する必要はありません。 ※[追番]は連続になっている必要はなく、提出書類内で一意となるように指定します。 ※経年比較を可能とするため、一度付与した[EDINET(ファンド)コード+「追番」]は継続的に同じものを使用します。シリーズファンドの変更があった場合も振り直しません。ただし、シリーズファンドの一部償還等により、複数の財務諸表本表を区別する必要がなくなった場合は、例外的に追番を振り直します。 | |
| 報告対象期間期末
日 | 数值 | YYYY-MM-
DD の形式 | 報告書の対象期間の期末日(年(西暦4桁)月(2桁)日(2桁)) ※半期報告書は、中間会計期間の末日を指定します。 ※有価証券届出書は、最近事業年度末日を指定します (例:最近事業年度の次の事業年度に係る中間財務諸表を記載している場合、最近事業年度末日を指定します。)。 ※第1期の計算期間期末日より前に有価証券届出書を提出する場合で、periodType属性の値が duration である要素を使用しているときは、第1期の計算期間期末日となる日付を指定します(「報告書提出日」より未来日でも問題ありません。)。periodType属性の値が duration である要素を使用していないときは、「報告書提出日」を指定します。 記載例 2013-03-31 | |
| 報告義務発生日 | 数値 | YYYY-MM-
DD の形式 | 報告書の報告義務発生日(年(西暦4桁)月(2桁)日
(2桁))
記載例 2013-03-31 | |
| 報告書提出回数 | 数値 | 2 桁 | 最初の報告を「01」とし、XBRL データを訂正再提出するたびに1ずつ増やします。
※同一提出日における提出回数ではありません。
※02以上のものは訂正再提出されたものとみなされます。
※報告書インスタンスと提出回数とを合わせてください。 | |
| 報告書提出日 | 数値 | YYYY-MM-
DD の形式 | ※報告書インスタンスと提出回数とを合わせてください。
報告書の提出日(年(西暦 4 桁)月(2 桁)日(2 桁))
※XBRL データを訂正再提出する場合、報告書提出回数
の後ろの報告書提出日には、訂正報告書の提出日を指
定します。
※「追番」の後に「報告書提出日」を指定した場合でも、「報
告書提出回数」の後に再度「報告書提出日」を指定しま
す。
記載例 2013-06-28 | |

図表 4-3-4 ファイル名の設定時に指定する内容(独立監査人の報告書)

| 命名規約 | 値 | 桁数等 | 説明 | | | | |
|----------|----|------|--|--|--|---|------|
| jpaud | 英字 | 固定値 | 独立監査人の報告書の場合に指定します。 | | | | |
| 監査報告書略号 | 英字 | 3 文字 | 監査報告書略号
※監査報告書略号の一覧は『添付 4 各種命名規約の略
号、連番及び追番一覧』を参照してください。 | | | | |
| 当期又は前期の別 | 英字 | 1 桁 | 次のいずれかを指定します。 | | | | |
| | | | 值 説明 | | | | |
| | | | c 当期 | | | | |
| | | | p 前期 | | | | |
| | | | | | | | |
| 連結又は個別の別 | 英字 | 1 桁 | 次のいずれかを指定します。 | | | | |
| | | | 值 説明 | | | | |
| | | | | | | С | c 連結 |
| | | | n | | | | |
| | | | | | | | |
| 追番 | 数值 | 3 桁 | 数値3桁の「000」から開始します。
独立監査人の報告書の対象となるファンドの財務諸
表本表に用いる追番と一致させます。 | | | | |

(注)報告書と同じ項目は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」を参照。

4-3-2 名称リンクの命名規約

提出者別タクソノミの名称リンクのファイル名を設定する場合、次の図表に 従って設定します。

図表 4-3-5 名称リンクの命名規約

名称リンクの命名規約

名称リンク(日本語)

jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番(3 桁)}_{EDINET コード又はファンドコード} - {追番(3 桁)}_{報告対象期間期末日|報告義務発生日}_{報告書提出回数(2 桁)}_{報告書提出日}_lab.xml

名称リンク(英語)

jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番(3 桁)}_{EDINET コード又はファンドコード} - {追番(3 桁)}_{報告対象期間期末日|報告義務発生日}_{報告書提出回数(2 桁)}_{報告書提出日}_lab-en.xml

- ※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」を参照してください。
- ※「報告対象期間期末日|報告義務発生日」について、「報告対象期間末日」又は「報告 義務発生日」のない提出書類、自己株券買付状況報告書及び臨時報告書は、「報告 書提出日」を指定してください。

4-3-3 ジェネリックラベルリンクの命名規約

提出者別タクソノミのジェネリックラベルリンクのファイル名を設定する場合、次の図表に従って設定します。

図表 4-3-6 ジェネリックラベルリンクの命名規約

ジェネリックラベルリンクの命名規約

jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番(3 桁)}_{EDINET コード又はファンドコード} - {追番(3 桁)}_{報告対象期間期末日|報告義務発生日}_{報告書提出回数(2 桁)}_{報告書提出日}_gla.xml

- ※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」を参照してください。
- ※「報告対象期間期末日|報告義務発生日」について、「報告対象期間末日」又は「報告 義務発生日」のない提出書類、自己株券買付状況報告書及び臨時報告書は、「報告 書提出日」を指定してください。

4-3-4 表示リンクの命名規約

提出者別タクソノミの表示リンクのファイル名を設定する場合、次の図表に 従って設定します。

図表 4-3-7 表示リンクの命名規約

表示リンクの命名規約

報告書

jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番(3 桁)}_ {EDINET コード又はファンドコード} - {追番(3 桁)}_ {報告対象期間期末日|報告義務発生日}_ {報告書提出回数(2 桁)}_ {報告書提出日}_pre.xml

独立監査人の報告書

jpaud-{監査報告書略号}-{当期又は前期の別}{連結又は個別の別}-{報告書連番(3 桁)}_{EDINETコード又はファンドコード}-{追番(3 桁)}_{報告対象期間期末日}_{報告書提出回数(2 桁)}_{報告書提出日}_pre.xml

- ※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」を参照してください。
- ※「報告対象期間期末日|報告義務発生日」について、「報告対象期間末日」又は「報告 義務発生日」のない提出書類、自己株券買付状況報告書及び臨時報告書は、「報告 書提出日」を指定してください。

4-3-5 定義リンクの命名規約

提出者別タクソノミの定義リンクのファイル名を設定する場合、次の図表に 従って設定します。

図表 4-3-8 定義リンクの命名規約

定義リンクの命名規約

jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番(3 桁)}_ {EDINET コード又はファンドコード} - {追番(3 桁)}_ {報告対象期間期末日|報告義務発生日}_ {報告書提出回数(2 桁)}_ {報告書提出日}_def.xml

- ※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」を参照してください。
- ※「報告対象期間期末日|報告義務発生日」について、「報告対象期間末日」又は「報告 義務発生日」のない提出書類、自己株券買付状況報告書及び臨時報告書は、「報告 書提出日」を指定してください。

4-3-6 計算リンクの命名規約

提出者別タクソノミの計算リンクのファイル名を設定する場合、次の図表に 従って設定します。

図表 4-3-9 計算リンクの命名規約

計算リンクの命名規約

jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番(3 桁)}_ {EDINET コード又はファンドコード} - {追番(3 桁)}_ {報告対象期間期末日}_ {報告書提出回数(2 桁)}_ {報告書提出日}_cal.xml

※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」を参照してください。

図表 4-3-10 提出者別タクソノミのファイル名の例

【例】

| 《条件 | 《条件》 | | | | |
|-----|------------|-----------------------|--------|----------------|--|
| | 対象書類 | 企業内容等の開示に関
有価証券報告書 | する内閣府会 | う 第三号様式 | |
| | EDINET コード | X99999 | 追番 | 000 | |
| | 報告対象期間末日 | 2013 年 3 月 31 日 | | | |
| | 提出日 | 2013 年 6 月 28 日 | 提出回数 | 初回提出 | |

《ファイル名の例》

スキーマファイル:

jpcrp030000-asr-001 X99999-000 2013-03-31 01 2013-06-28.xsd

名称リンクベースファイル(日本語):

jpcrp030000-asr-001 X99999-000 2013-03-31 01 2013-06-28 lab.xml

名称リンクベースファイル(英語):

jpcrp030000-asr-001_X99999-000_2013-03-31_01_2013-06-28_lab-en.xml ジェネリックラベルリンクベースファイル:

jpcrp030000-asr-001_X99999-000_2013-03-31_01_2013-06-28_gla.xml

表示リンクベースファイル:

jpcrp030000-asr-001 X99999-000 2013-03-31 01 2013-06-28 pre.xml

定義リンクベースファイル:

jpcrp030000-asr-001 X99999-000 2013-03-31 01 2013-06-28 def.xml

計算リンクベースファイル:

jpcrp030000-asr-001_X99999-000_2013-03-31_01_2013-06-28_cal.xml

4-4 利用可能な文字コードと文字

提出者別タクソノミで使用する文字コード(エンコーディング形式)は、「UTF-8」です。BOM(Byte Order Mark)は、提出者別タクソノミには設定しません。

BOM(Byte Order Mark)とは

BOM は、提出者別タクソノミ又は報告書インスタンスが UTF-8 で記載されているかど うかを判別するための符号です。提出者別タクソノミに BOM を設定すると、BOM の符号 が不正なコードとして EDINET で判別され、エラーとなります。

4-5 名前空間宣言

スキーマファイルの名前空間宣言で使用する名前空間 URI の命名規約は、次の図表のとおりです。

また、名前空間プレフィックスの命名規約は、「**図表 4-5-2 名前空間プレフィックスの命名規約**」のとおりです。

図表 4-5-1 名前空間 URI の命名規約

名前空間 URI の命名規約

報告書

http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/jp {府令略号} {様式番号} / {報告書略号} / {報告書連番(3 桁)} / {EDINET コード又はファンドコード} - {追番(3 桁)} / {報告対象期間期末日|報告義務発生日} / {報告書提出回数(2 桁)} / {報告書提出日}

独立監査人の報告書

http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/jpaud/{監査報告書略号}/{当期又は前期の別}{連結又は個別の別}/{報告書連番(3 桁)}/{EDINET コード又はファンドコード}-{追番(3 桁)}/{報告対象期間期末日}/{報告書提出回数(2 桁)}/{報告書提出日}

- ※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」及び「図表 4-3-4 ファイル名の設定時に指定する内容(独立監査人の報告書)」を参照してください。
- ※「報告対象期間期末日|報告義務発生日」について、「報告対象期間末日」又は「報告義務発生日」のない提出書類、自己株券買付状況報告書及び臨時報告書は、「報告書提出日」を指定してください。

図表 4-5-2 名前空間プレフィックスの命名規約

名前空間プレフィックスの命名規約

報告書

jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号}_ {EDINET コード又はファンドコード} - {追番(3 桁)}

独立監査人の報告書

jpaud-{監査報告書略号}-{当期又は前期の別}{連結又は個別の別}_{EDINET コード又はファンドコード}-{追番(3桁)}

※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」及び「図表 4-3-4 ファイル名の設定時に指定する内容(独立監査人の報告書)」を参照してください。

その他の名前空間宣言については、次の図表を参考にして必要に応じて設定し、不要な名前空間宣言はしないでください。

図表 4-5-3 提出者別タクソノミに設定する名前空間プレフィックス及び名前空間 URI の例

| No | 名前空間
プレフィックス | 名前空間 URI | 備考 |
|----|------------------------------|---|---|
| 1 | xsd | http://www.w3.org/2001/XMLS chema | XML Schema 仕様で定められているスキーマファイルの名前空間宣言 |
| 2 | xlink | http://www.w3.org/1999/xlink | XLink 仕様で定められているスキーマファイルの名前空間宣言 |
| 3 | link | http://www.xbrl.org/2003/linkba
se | XBRL 仕様で定められているスキーマファイルの名前空間宣言 |
| 4 | num | http://www.xbrl.org/dtr/type/nu
meric | XBRL 仕様で定められているスキーマファイルの名前空間宣言 |
| 5 | nonnum | http://www.xbrl.org/dtr/type/no
n-numeric | XBRL 仕様で定められているスキーマファイルの名前空間宣言 |
| 6 | gen | http://xbrl.org/2008/generic | XBRL 仕様で定められているスキーマファイルの名前空間宣言 |
| 7 | 提出者別タクソノミと同一の名前空間
プレフィックス | 参照先となる提出者別タクソノミの名前空間 URI | 詳細は「図表 4-5-1 名前空間 URI の命名規約」及び「図表 4-5-2 名前空間プレフィックスの命名規約」を参照してください。 |
| 8 | jp{府令略号}(-{報告
書略号})_cor | http://disclosure.edinet-fsa.go.j
p/taxonomy/jp{府令略号}(-{報告書略号})/{タクソノミ日付}/jp{府令略号}(-{報告書略号})_cor | 府令別(報告書別)語彙ス
キーマの名前空間宣言 |
| 9 | jppfs_cor | http://disclosure.edinet-fsa.go.j
p/taxonomy/jppfs/{タクソノミ日
付}/jppfs_cor | 財務諸表本表語彙スキーマ
の名前空間宣言 |

| No | 名前空間
プレフィックス | 名前空間 URI | 備考 |
|----|-----------------|---|---|
| 10 | jpdei_cor | http://disclosure.edinet-fsa.go.j
p/taxonomy/jpdei/{タクソノミ日
付}/jpdei_cor | DEI 語彙スキーマの名前空
間宣言 |
| 11 | xbrldt | http://xbrl.org/2005/xbrldt | Dimension 1.0 で定められているスキーマファイルの名前空間宣言
※ディメンションを設定する場合に使用 |
| 12 | iod | http://disclosure.edinet-fsa.go.j
p/taxonomy/common/{タクソノミ
日付}/iod | 目次項目アイテムスキーマ
の名前空間宣言 |
| 13 | dtr-types | http://www.xbrl.org/dtr/type/20
22-03-31 | XBRL 仕様で定められてい
るスキーマファイルの名前
空間宣言 |
| 14 | utr | http://www.xbrl.org/2009/utr | XBRL 仕様で定められてい
るスキーマファイルの名前
空間宣言 |

4-6 スキーマ宣言

スキーマファイルのルート要素である「schema 要素」を使用してスキーマ宣言を定義します。 提出者別タクソノミのスキーマファイルでは、 schema 要素の属性 (targetNamespace、attributeFormDefault 及び elementFormDefault) に、次の図表にある値を指定します。

図表 4-6-1 スキーマ宣言の各属性の値

| No | 属性 | 値 |
|----|----------------------|-----------------|
| 1 | targetNamespace | 宣言するスキーマの名前空間宣言 |
| 2 | attributeFormDefault | unqualified |
| 3 | elementFormDefault | qualified |

4-7 コメント

提出者別タクソノミには、必要に応じてコメントを設定できます。

ただし、EDINET タクソノミに付与されている著作権、使用許諾等を表すコメントは 設定できません。

4-8 EDINET タクソノミのインポート

開示書類等提出者は、提出者別タクソノミとして、「**4-1 スキーマファイルのファイル仕 様**」に従い、新規にスキーマファイルを作成します。

次に import 要素を用いて、次の図表にある EDINET タクソノミのスキーマファイルをインポートします。提出者別タクソノミの「import」要素の「schemaLocation」属性に EDINET タクソノミのスキーマファイルの URI を絶対パスで指定します。

図表 4-8-1 インポートするタクソノミの一覧

| No | スキーマファイル | URI(上段) ファイル名(下段) | 備考 |
|----|-------------------------------|--|--|
| 1 | 語彙スキーマ | URI http://disclosure.edine t-fsa.go,jp/taxonomy/jp{ 府 令 略 号}(-{報告書略号})/{タクソノミ日 付 }/jp{ 府 令 略 号 }(-{報告書略号})_cor ファイル名 jp{府令略号}(-{報告書略号})_cor_{タクソノミ日付}.xsd | EDINET タクソノミに用意されている府令別(報告書別)の要素を宣言(設定)します。必ずインポートします。語彙スキーマインポート時は、目次項目アイテムスキーマも同時にインポートされます。 |
| 2 | ロールタイプスキーマ | URI http://disclosure.edine t-fsa.go.jp/taxonomy/jp{ 府 令 略号}(-{報告書略号})/{タクソノミ日付}/jp{府令略号}(-{報告書略号})_rt ファイル名 jp{府令略号](-{報告書略号})_rt_{タクソノミ日付}.xsd | EDINET タクソノミに用意
されている府令別(報告
書別)の拡張リンクロール
及びラベルロールを設定
します。必ずインポートし
ます。 |
| 3 | 財務諸表本表タクソノミ語彙スキーマ | URI http://disclosure.edine t-fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/{タクソノミ日付}/jppfs_cor 7ァイル名 jppfs_cor_{タクソノミ日付}.xsd | EDINET タクソノミに用意されている財務諸表本表の要素を宣言(設定)します。語彙スキーマインポート時は、目次項目アイテムスキーマ及びパート要素スキーマも同時にインポートされます。 |
| 4 | 財務諸表本表タクソ
ノミロールタイプス
キーマ | URI http://disclosure.edine t-fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/{タクソノミ日付}/jppfs_rt ファイル名 jppfs_rt_{タクソノミ日付}.xsd | EDINET タクソノミに用意
されている財務諸表本表
の拡張リンクロール及び
ラベルロールを設定しま
す。 |
| 5 | 国際会計基準タクソ
ノミ語彙スキーマ | URI http://disclosure.edine t-fsa.go.jp/taxonomy/jpigp/{タクソノミ日付}/jpigp_cor 7ァイル名 jpigp_cor_{タクソノミ日付}.xsd | EDINET タクソノミに用意されているIFRS 財務諸表の要素を宣言(設定)します。語彙スキーマインポート時は、目次項目アイテムスキーマも同時にインポートされます。 |
| 6 | 国際会計基準タクソ
ノミロールタイプス
キーマ | URI http://disclosure.edine t-fsa.go.jp/taxonomy/jpigp/{タクソノミ日付}/jpigp_rt 77イル名 jpigp_rt_{タクソノミ日付}.xsd | EDINET タクソノミに用意
されているIFRS 財務諸表
の拡張リンクロールを設
定します。 |

| No | スキーマファイル | URI(上段) ファイル名(下段) | 備考 |
|----|--------------------|--|--|
| 7 | DEI 語彙スキーマ | URI http://disclosure.edine t-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/{タクソノミ日付}/jpdei_cor ファイル名 jpdei_cor_{タクソノミ日付}.xsd | EDINET タクソノミに用意
されている DEI のタクソノ
ミです。必ずインポートし
ます。
※DEI を利用しないタクソノミ
の場合(例:シリーズファ
ンド)は設定しません。 |
| 8 | DEI ロールタイプス
キーマ | URI http://disclosure.edine t-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/{タクソノミ日付}/jpdei_rt ファイル名 jpdei_rt_{タクソノミ日付}.xsd | EDINET タクソノミに用意
されている DEI の拡張リ
ンクロールを設定します。 |

4-9 リンクベースファイルの参照

提出者別タクソノミが EDINET タクソノミのリンクベースファイルを参照する場合、「linkbaseRef」要素の「href」属性に XBRL2.1 仕様に基づいた URI を、絶対パスで指定します。また、提出者別タクソノミのリンクベースファイルを参照する場合は相対パスで指定します。

参照する EDINET タクソノミのリンクベースファイルの URI 及びファイル名は、次の「図表 4-9-1 リンクベースファイル参照先 URI の一覧(内閣府令タクソノミの場合)」、「図表 4-9-2 リンクベースファイル参照先 URI の一覧(財務諸表本表タクソノミの場合)」、「図表 4-9-3 リンクベースファイル参照先 URI の一覧(国際会計基準タクソノミの場合)」及び「図表 4-9-4 リンクベースファイル参照先 URI の一覧(DEI タクソノミの場合)」のとおりです。

図表 4-9-1 リンクベースファイル参照先 URI の一覧(内閣府令タクソノミの場合)

| No | リンクベース
ファイル | URI(上段) ファイル名(下段) | 備考 |
|----|----------------------------------|---|--|
| 1 | 名称リンク(日本語) | URI http://disclosure.edine t-fsa.go.jp/taxonomy/jp{ 府 令 略 号}(-{報告書略号})/{タクソノミ日付}/label/{ファイル名} ファイル名 jp[府令略号](-{報告書略号})_{タクソノミ日付}_lab.xml | EDINET タクソノミに用意されている要素の日本語名称です。必ず参照します。 |
| 2 | 名称リンク(英語) | URI http://disclosure.edine t-fsa.go,jp/taxonomy/jp{ 府 令 略 号}(-{報告書略号})/{タクソノミ日付}/label/{ファイル名} ファイル名 jp{府令略号}(-{報告書略号})_{タクソノミ日付}_lab-en.xml | EDINET タクソノミに用意
されている要素の英語名
称です。必ず参照します。 |
| 3 | ジェネリックラベルリンク | URI http://disclosure.edine t-fsa.go.jp/taxonomy/jp{ 府 令 略 号}(-{報告書略号})/{タクソノミ日付}/label/{ファイル名} ファイル名 jp{府令略号}(-{報告書略号})_{タクソノミ日付}_gla.xml | EDINET タクソノミに用意
されているジェネリックラ
ベルです。必ず参照しま
す。 |
| 4 | 大量保有報告書の
追加 DEI(定義リン
ク) | URI http://disclosure.edine t-fsa.go.jp/taxonomy/jplvh/{タクソノミ日付}/r/{ファイル名} ファイル名 jplvh-dei_{連番 6 桁}-{追番 3 桁}-{タクソノミ日付}_def.xml | 大量保有報告書の追加
DEI の定義リンクベース
ファイルです。大量保有
報告書作成時は、必ず参
照します。 |
| 5 | みなし有価証券届
出書の追加 DEI(定
義リンク) | URI http://disclosure.edine t-fsa.go.jp/taxonomy/jpsps/{タクソノミ日付}/r/{ファイル名} ファイル名 jpsps-dei_[連番 6 桁]-{追番 3 桁]_{タクソノミ日付}_def.xml | みなし有価証券届出書の
追加 DEI の定義リンク
ベースファイルです。詳細
は『提出者別タクソノミ作
成ガイドライン添付 6 みな
し有価証券届出書設例』
を参考にしてください。 |

図表 4-9-2 リンクベースファイル参照先 URI の一覧(財務諸表本表タクソノミの場合)

| No | リンクベース
ファイル | URI(上段) ファイル名(下段) | 備考 |
|----|----------------|---|---|
| 1 | 名称リンク(日本語) | URI http://disclosure.edine t-fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/{タクソノミ日付}/label/{ファイル名} ファイル名 jppfs_[タクソノミ日付]_lab.xml | EDINET タクソノミに用意
されている要素の日本語
名称です。財務諸表本表
作成時は、必ず参照しま
す。 |
| 2 | 名称リンク(英語) | URI http://disclosure.edine t-fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/{タクソノミ日付}/label/{ファイル名} ファイル名 jppfs_{タクソノミ日付}_lab-en.xml | EDINET タクソノミに用意
されている要素の英語名
称です。財務諸表本表作
成時は、必ず参照しま
す。 |
| 3 | ジェネリックラベルリンク | URI http://disclosure.edine t-fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/{タクソノミ日付}/label/{ファイル名} ファイル名 jppfs_{タクソノミ日付}_gla.xml | EDINET タクソノミに用意
されているジェネリックラ
ベルです。財務諸表本表
作成時は、必ず参照しま
す。 |

図表 4-9-3 リンクベースファイル参照先 URI の一覧(国際会計基準タクソノミの場合)

| No | リンクベース
ファイル | URI(上段) ファイル名(下段) | 備考 |
|----|----------------|---|---|
| 1 | 名称リンク(日本語) | URI http://disclosure.edine t-fsa.go.jp/taxonomy/jpigp/{タクソノミ日付}/label/{ファイル名} ファイル名 jpigp_[タクソノミ日付]_lab.xml | EDINET タクソノミに用意されている要素の日本語名称です。IFRS 財務諸表作成時に参照します。 |
| 2 | 名称リンク(英語) | URI http://disclosure.edine t-fsa.go.jp/taxonomy/jpigp/{タクソノミ日付}/label/{ファイル名} ファイル名 jpigp_{タクソノミ日付}_lab-en.xml | EDINET タクソノミに用意
されている要素の英語名
称です。IFRS 財務諸表作
成時に参照します。 |
| 3 | ジェネリックラベルリンク | URI http://disclosure.edine t-fsa.go.jp/taxonomy/jpigp/{タクソノミ日付}/label/{ファイル名} ファイル名 jpigp_{タクソノミ日付}_gla.xml | EDINET タクソノミに用意
されているジェネリックラ
ベルです。IFRS 財務諸表
作成時に参照します。 |

図表 4-9-4 リンクベースファイル参照先 URI の一覧(DEI タクソノミの場合)

| No | リンクベース
ファイル | URI(上段) ファイル名(下段) | 備考 |
|----|----------------|--|---|
| 1 | 名称リンク(日本語) | URI http://disclosure.edine t-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/{タクソノミ日付}/label/{ファイル名} ファイル名 jpdei_{タクソノミ日付}_lab.xml | EDINET タクソノミに用意
されている要素の日本語
名称です。必ず参照しま
す。 |

| No | リンクベース
ファイル | URI(上段) ファイル名(下段) | 備考 |
|----|----------------|--|--|
| 2 | 名称リンク(英語) | リンク(英語) URI http://disclosure.edine
t-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/{タクソ
ノミ日付}/label/{ファイル名} | EDINET タクソノミに用意
されている要素の英語名
称です。必ず参照します。 |
| | | ファイル名
jpdei_{タクソノミ日付}_lab-en.xml | |
| 3 | ジェネリックラベルリンク | URI http://disclosure.edine t-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/{タクソノミ日付}/label/{ファイル名} ファイル名 jpdei_[タクソノミ日付]_gla.xml | EDINET タクソノミに用意
されているジェネリックラ
ベルです。必ず参照しま
す。 |
| 4 | DEI(定義リンク) | URI http://disclosure.edine t-fsa.go,jp/taxonomy/jpdei/{タクソノミ日付}/r/{ファイル名} ファイル名 jpdei-{連番 6 桁}-{追番 3 桁}-{タクソノミ日付}_def.xml | DEI タクソノミの定義リンク
ベースファイルです。必ず
参照します。 |

※DEIを利用しないタクソノミの場合(例:シリーズファンド)は設定しません。



スキーマファイルの作 成

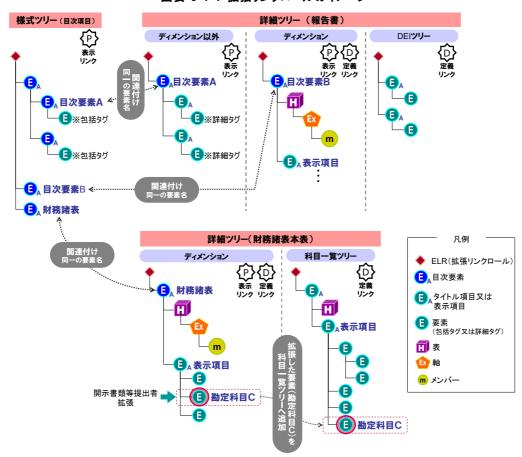
本章では、スキーマファイルの作成について説明します。

5-1 拡張リンクロールの追加

様式ツリーと詳細ツリーとは、目次項目で関連付けられています。

EDINET タクソノミで使用している拡張リンクロールの一覧は、『添付3 拡張リンクロール一覧』を参照してください。また、提出者別タクソノミで用いる拡張リンクロールは、EDINET タクソノミに定義されています。開示書類等提出者は、提出書類の報告内容に合わせて、適切な拡張リンクロールを選択し、不足があれば自身の提出者別タクソノミに追加してください。

なお、日本基準の財務諸表本表及び IFRS 財務諸表については、EDINET タクソノミに 用意されているもの以外の拡張リンクロールを追加しないでください。



図表 5-1-1 拡張リンクロールのイメージ

▲ 注 意 拡張リンクロールの提供について

EDINET タクソノミには、あらかじめ開示書類等提出者の拡張リンクロールが用意されています。拡張リンクロールに不足がある場合は、開示書類等提出者自身で拡張リンクロールを作成します。拡張リンクロールの単位は、表又は目次の単位で提供されています。

また、DEI の拡張リンクロールも用意されています。

64

5-1-1 開示書類等提出者用の拡張リンクロールの命名規 約

提出者別タクソノミで使用する拡張リンクロールの命名規約は、次の図表のとおりです。

図表 5-1-2 拡張リンクロールの命名規約

| 拡張リンクロールの命名規約 | | |
|------------------|--|--|
| roleID | rol_{ルート要素名(Abstract と Heading を除いたもの)}(-{修
飾語})(-{連番 2 桁}) ** | |
| roleURI | http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/role/jp{ 府 令 略 号 dei}(-{報告書略号})/rol_{ルート要素名(Abstract と Headingを除いたもの)}(-{修飾語})(-{連番2桁}) ** | |
| definition | {ルート要素の日本語冗長ラベル([タイトル項目]と[目次項目]を除いたもの)} (-{連番 2 桁}) | |
| generic
Label | {ルート要素の英語冗長ラベル([abstract]と[heading]を除いたもの)} (-{連番 2 桁}) | |
| usedOn | presentationLink 、 calculationLink 、 definitionLink 、 footnoteLink | |
| 宣言箇所 | 語彙スキーマごとのロールタイプスキーマ | |

[※] 一つの目次項目が複数の詳細ツリーを含む場合、roleID、roleURI、definition 及び generic Label の末尾に「-01」から始まる連番をそれぞれ付与します。また、複数の拡張リンクロールのルート要素が業務上同一となる場合は、roleID 及び roleURI に適切な修飾語を付与します。

修飾語について

複数の拡張リンクロールのルート要素が業務上同一となる場合は、次のように修飾語 (網掛け部分)を指定します。

《例》キャッシュ・フロー計算書(直接法又は間接法)の場合

直接法の場合:rol_StatementOfCashFlows-direct 間接法の場合:rol_StatementOfCashFlows-indirect

| 5-1-2 拡張リンクロール設定時の注意事項

拡張リンクロール設定時に、様式ツリー及び詳細ツリーの拡張リンクロールにおいて、「ルート要素」は一つの拡張リンクロールについて一つとします。また、次の図表のように、一つの目次項目に複数の拡張リンクロールを含める場合があります。この場合は、拡張リンクロールの順序に注意してください。なお、拡張リンクロールの順序は、詳細ツリーにある拡張リンクロールのroleURIの連番で判断できます。

図表 5-1-3 一つの目次項目が複数の拡張リンクロールで構成されるイメージ



5-2 要素の定義

要素の定義及び定義時の注意事項について説明します。

5-2-1 要素の命名規約と属性値

要素を定義した場合の命名規約と、属性値の設定について説明します。

5-2-1-1 要素の命名規約

図表 5-2-1 要素の命名規約

要素の命名規約

{文字列(英数字)}

※本書では、要素を表す場合に上記の表記を使って表します。

▲ 注 意 要素名の変更について

過去の提出書類で使用している開示書類等提出者が追加した要素の英語冗長ラベルを変更した場合でも、データの継続性を重視し、要素名は同一の要素を使用します。

LC3による命名法

全ての英単語について、括弧、ハイフン等の文字を取り除き、各単語の先頭文字を大文字に変換した上で、各単語を結合する方法です。

LC3 命名法による要素名の生成方法は、次のとおりです。

- (1) 名称リンクの冗長ラベルの英語名称から英数字以外の文字を削除し、単語に区切ります。
- (2) 全ての単語について、最初の文字を大文字にします。二文字目以降の大文字小文字は、そのままにします。
- (3) 全ての単語を結合します。

次の図表の No1 は、"Loss (gain) on sales of non-current assets-OpeCF"を例に要素名を指定した例です。

英語名称に出現する単語は、"loss"、"gain"、"on"、"sales"、"of"、"non-current"、"assets"、"OpeCF"です。括弧、ハイフン等を取り除き、全ての単語の先頭文字を大文字にすると、"Loss"、"Gain"、"On"、"Sales"、"Of"、"Noncurrent"、"Assets"、"OpeCF"になります。

次に全ての単語を結合すると、"LossGainOnSalesOfNoncurrentAssetsOpeCF"となり、これが要素名となります。

図表 5-2-2 LC3 命名法に基づいた要素名の例

| No | 英語名称 | 要素名 |
|----|--|---|
| 1 | Loss (gain) on sales of non-current assets-OpeCF | LossGainOnSalesOfNoncurrentAssetsOp eCF |
| 2 | Consolidated statements of changes in net assets | ConsolidatedStatementsOfChangesInNet Assets |

優先度のある要素について

特定の用途を持つ要素は、要素名又はラベルの末尾に付与情報が設定されます。また、 当該付与情報は、その優先度により記載の順序が決まっています。付与情報及びその優先 順位は、次の図表のとおりです。

図表 5-2-3 付与情報ごとの優先度

| No | 優先度 | 付与情報 |
|-----|-------|--|
| 110 | 愛儿及 | リューナ 旧和 |
| 1 | 優先度1 | 目次項目、タイトル項目、テキストブロック、表、軸、メンバー、
表示項目 |
| 2 | 優先度 2 | 連番 |
| 3 | 優先度3 | NA(該当なし)、IFRS(IFRS 財務諸表) |
| 4 | 優先度 4 | 表紙、DEI、業種 |

[※] 優先度 1 が最優先される付与情報です。連番は、繰り返し目次がある場合又は注記事項が複数 ファイルになる場合に必要になります(「7-7 連番による要素追加」参照)。

次の図表は、優先度に基づく付与情報の設定順位を表します。

図表 5-2-4 付与情報の設定順

| {文字列(英語)} | 優先度4 | 優先度3 | 優先度2 | 優先度1 | |
|-----------|------|-----------|------|-------|--|
| | •表紙 | ·NA(該当なL) | 連番 | •日次項目 | |

・表紙 ・NA(該当なし) 連・DEI ・IFRS(IFRS財務諸表)
・業種

・目次項目 ・表 ・軸 ・タイトル項目 ・メンバー ・テキストブロック ・表示項目

5-2-1-2 要素 id の命名規約

提出者別タクソノミの要素 id を設定する場合、次の図表に従って設定します。 要素 id は、同一スキーマファイル内で一意となるように設定します。

図表 5-2-5 要素 id の命名規約

要素 id の命名規約

{名前空間プレフィックス}_{要素名}

※各項目の詳細は、次の図表を参照してください。

図表 5-2-6 要素 id の値

| N | Vo | 項目 | 値 | 説明 |
|---|----|-------------------|-----|--|
| | 1 | {名前空間プレフィッ
クス} | 文字列 | 命名規約:
■■●■■ 「4 章 提出者別タクソノミのファイル
仕様 4-5 名前空間宣言」 |
| | 2 | {要素名} | 文字列 | 命名規約:
■■●〒>「5-2-1-1 要素の命名規約」 |

命名例は、次の図表のとおりです。

図表 5-2-7 要素 id の例

| | 【例】 | | | |
|----|--|----------------------------|--|--|
| 《条 | 《条件》 | | | |
| | 名前空間プレフィックス | jpcrp030000-asr_X99999-000 | | |
| | 要素名 ReserveForA | | | |
| 《要 | 《要素 id の例》
jpcrp030000-asr_X99999-000_ReserveForA | | | |

5-2-1-3 データ型 (type)

データ型は、定義する要素が持つ値に応じて設定します。

定義した要素に設定できるデータ型は、XII によって標準化が行われている Data Type Registry に定義されたものです。

なお、次の図表にあるデータ型に適切なものがない場合は、前述の Data Type Registry に定義されたその他のデータ型から、適切なものを利用できます。

図表 5-2-8 EDINET タクソノミで使用されているデータ型の一覧

| No | データ型 | 説明 |
|----|------------------------|--|
| 1 | xbrli:monetaryItemType | 金額を表す要素に用います。 |
| 2 | xbrli:stringItemType | レイアウトの有無が意味の理解に影響しない記載事項を表す要素に用います。
(※) |
| 3 | xbrli:sharesItemType | 株数を表す要素に用います。 |
| 4 | xbrli:pureItemType | 純粋型を表す要素に用います。 |
| 5 | num:percentItemType | 割合(%)を表す要素に用います。 |
| 6 | xbrli:decimalItemType | 小数を表す要素に用います。 |

| No | データ型 | 説明 |
|----|----------------------------------|---|
| 7 | nonnum:textBlockItemType | レイアウトが意味を持つ記載事項(例:
表、箇条書を含む記載)を表す要素に用
います。(※) |
| 8 | xbrli:nonNegativeIntegerItemType | 0以上の整数を表す要素に用います。 |
| 9 | num:perShareItemType | ー株当たりの金額を表す要素に用いま
す。 |
| 10 | xbrli:dateItemType | 日付を表す要素に用います。 |
| 11 | xbrli:booleanItemType | true 又は false を表す要素に用います。 |
| 12 | nonnum:domainItemType | ドメイン又はメンバーを表す要素に用います。 |
| 13 | dtr-types:ghgEmissionsItemType | CO2 換算した温室効果ガス排出量を表す
要素に用います。 |

[※] ただし、EDINET タクソノミがストリング型又はテキストブロック型で用意している要素については、 原則としてそのまま使用してください。

5-2-1-4 代替グループ (substitutionGroup 属性)

substitutionGroup 属性の値は、定義した要素ごとに異なり、要素に応じて次の 図表にある値を指定します。

No 定義した要素 値

1 XBRL ディメンションの表を表す要素 xbrldt:hypercubeItem

2 XBRL ディメンションの軸を表す要素 xbrldt:dimensionItem

3 目次項目 iod:identifierItem

4 No1~No3 以外の要素 xbrli:item

図表 5-2-9 代替グループ属性の値

5-2-1-5 期間時点区分 (periodType 属性)

periodType 属性は、期間時点を表し、全ての要素に対して設定します。

一般的には、勘定科目がフローの概念である場合、期間を表す「duration」を 指定し、ストックの概念の場合、時点を表す「instant」を指定します。抽象要 素には、常に「duration」を指定します。

使用するコンテキストは、必ずしも意味合いどおりの日付ではなく、簡便的な選択をすることがあるため、期間時点区分は使用するコンテキストによって決定します。

「duration」又は「instant」のいずれを指定すべきか判断根拠がないときは、「duration」を指定します。

periodType 属性に指定する値は、次の図表のとおりです。

| 図表 | 5-2-10 | periodType | 属性の値 |
|----|--------|------------|------|
|----|--------|------------|------|

| No | 値 | 意味 | 説明 |
|----|----------|----|--|
| 1 | duration | 期間 | 次の場合に指定します。 ・ある一時点において事実とならない概念 ・目次項目、タイトル項目、表、軸、メンバー、表示項目 |
| 2 | instant | 時点 | ある一時点において事実となり得る概念に指定します。 |

5-2-1-6 貸借区分(balance 属性)

balance 属性は、貸借区分を表し、データ型が「monetaryItemType」の要素に 設定します。なお、貸借区分が特定可能な要素については、必ず設定します。 例えば、勘定科目が「資産」「費用」に属する場合、balance 属性の値に借方 を表す「debit」を指定します。勘定科目が「負債」「純資産」「収益」に属する 場合、balance 属性の値に貸方を表す「credit」を指定します。balance 属性に指 定する値は、次の図表のとおりです。

図表 5-2-11 balance 属性の値

| No | 値 | 説明 |
|----|--------|------------------------|
| 1 | debit | 借方を表します。 |
| 2 | credit | 貸方を表します。 |
| 3 | (指定なし) | 貸方又は借方のどちらでもないことを表します。 |

▲注意 貸借区分を設定しない例

キャッシュ・フロー計算書に属する勘定科目は、貸借が特定できないため、貸借区分は設定しません。

5-2-1-7 抽象区分 (abstract 属性)

abstract 属性は、抽象区分を表し、全ての要素に対して設定します。 abstract 属性に指定する値は、次の図表のとおりです。

図表 5-2-12 abstract 属性の値

| No | 値 | 意味 | 説明 |
|----|-------|-------|--|
| 1 | true | 抽象要素 | 次の項目に指定します。 ・タイトル項目、目次項目等 ・値を入力しない抽象的な項目 |
| 2 | false | 非抽象要素 | 値を入力することができる具体的な要素に指定します。 |

5-2-1-8 nil 設定可否区分 (nillable 属性)

nillable 属性は、nil 設定を可とするか、不可とするかのいずれかを設定する属性で、全ての要素に対して設定します。nillable 属性に指定する値は、次の図表のとおりです。

図表 5-2-13 nillable 属性の値

| No | 値 | 説明 |
|----|-------|----------------|
| 1 | true | パート要素以外に指定します。 |
| 2 | false | パート要素に指定します。 |

5-2-2 定義する要素の種類と設定値

定義する要素ごとの設定値について説明します。

5-2-2-1 目次項目を表す要素の設定値

目次項目を表す要素を定義する場合は、次の図表のように設定します。

図表 5-2-14 目次項目を表す要素の設定値

| | 項目 | | 内容 |
|----|-------------------|-------|---------------------|
| ●ス | ●スキーマファイルに設定 | | |
| 要素 | 要素名 | | {文字列(英数字)}Heading |
| | type | | stringItemType |
| | substitutionGroup | | identifierItem |
| 属性 | periodType | | duration |
| '- | balance | | ー(設定しない) |
| | abstract | | true |
| ●名 | ●名称リンクファイルに設定 | | ? |
| 冗長 | ラベル | (日本語) | {文字列(日本語)}[目次項目] |
| | | (英語) | {文字列(英語)} [heading] |

5-2-2-2 表紙項目を表す要素の設定値

開示書類等提出者が表紙項目を表す要素を定義することは、原則ありませんが、仮に本要素を定義する場合は、EDINET タクソノミを参考にし、次の図表のように設定します。

図表 5-2-15 表紙項目を表す要素の設定値

| | 項目 | | 内容 |
|----|----------|------------|-----------------------|
| ●ス | キーマフ | ァイルに設定 | |
| 要素 | 要素名 | | {文字列(英数字)}CoverPage |
| | type | | 語彙の意味から判断 |
| | substit | utionGroup | item |
| 属性 | period | уре | 語彙の意味から判断 |
| 1 | balance | e | ー(設定しない) |
| | abstract | | 語彙の意味から判断 |
| ●名 | 称リンク | ファイルに設定 | |
| 冗長 | ラベル | (日本語) | {文字列(日本語)}、表紙 |
| | | (英語) | {文字列(英語)}, Cover page |
| | | | |

5-2-2-3 タイトル項目を表す要素の設定値

タイトル項目を表す要素を定義する場合は、次の図表のように設定します。

図表 5-2-16 タイトル項目を表す要素の設定値

| | 項目 | | 内容 |
|----|-------------------|-------|----------------------|
| ●ス | ●スキーマファイルに設定 | | |
| 要素 | 要素名 | | {文字列(英数字)}Abstract |
| | type | | stringItemType |
| | substitutionGroup | | item |
| 属性 | periodType | | duration |
| 1- | balance | | ー(設定しない) |
| | abstract | | true |
| ●名 | ●名称リンクファイルに設定 | | ? |
| 冗長 | ラベル | (日本語) | {文字列(日本語)} [タイトル項目] |
| | | (英語) | {文字列(英語)} [abstract] |

5-2-2-4 該当なし項目を表す要素の設定値

該当なし項目を表す要素を定義する場合は、次の図表のように設定します。 なお、標準ラベルの設定が他の要素と異なるため注意してください。

図表 5-2-17 該当なし項目を表す要素の設定値

<ストリング型要素の場合>

| | 項目 | | 内容 |
|----|--------------|------------|------------------|
| ●ス | ●スキーマファイルに設定 | | |
| 要素 | 要素名 | | {文字列(英数字)}NA |
| | type | | stringItemType |
| | substitu | utionGroup | item |
| 属性 | periodT | ype | 語彙の意味から判断 |
| 1_ | balance | ; | ー(設定しない) |
| | abstrac | t . | false |
| ●名 | 称リンク | ファイルに設定 | |
| 標準 | ラベル | (日本語) | {文字列(日本語)}(該当なし) |
| | | (英語) | {文字列(英語)} (N/A) |
| 冗長 | ラベル | (日本語) | {文字列(日本語)}(該当なし) |
| | | (英語) | {文字列(英語)} (N/A) |

<テキストブロック型要素の場合>

| | 項 | | 内容 |
|----|--------------|------------|-----------------------------|
| ●ス | ●スキーマファイルに設定 | | |
| 要素 | 要素名 | | {文字列(英数字)}NATextBlock |
| | type | | textBlockItemType |
| | substitu | utionGroup | item |
| 属性 | periodT | уре | 語彙の意味から判断 |
| | balance | ; | ー(設定しない) |
| | abstrac | t | false |
| ●名 | 称リンク | ファイルに設定 | |
| 標準 | ラベル | (日本語) | {文字列(日本語)}(該当なし) |
| | | (英語) | {文字列(英語)} (N/A) |
| 冗長 | そうベル | (日本語) | {文字列(日本語)}(該当なし) [テキストブロック] |
| | | (英語) | {文字列(英語)}(N/A)[text block] |

5-2-2-5 テキストブロックを表す要素の設定値

テキストブロックを表す要素を定義する場合は、次の図表のように設定します。

図表 5-2-18 テキストブロックを表す要素の設定値

| | 項目 | | 内容 |
|----|-------------------|--|------------------------|
| ●ス | ●スキーマファイルに設定 | | |
| 要素 | 名 | | {文字列(英数字)}TextBlock |
| | type | | textBlockItemType |
| _ | substitutionGroup | | item |
| 属性 | periodType | | 語彙の意味から判断 |
| 1 | balance | | ー(設定しない) |
| | abstract | | false |
| ●名 | ●名称リンクファイルに設定 | | ? |
| 冗長 | 冗長ラベル (日本語) | | {文字列(日本語)} [テキストブロック] |
| | (英語) | | {文字列(英語)} [text block] |

5-2-2-6 ディメンション要素の設定値

ディメンション要素を定義する場合は、「表」「軸」「メンバー」について設定します。次の「図表 5-2-19 表を表す要素の設定値」から「図表 5-2-22 表示項目を表す要素の設定値」までのように設定します。

図表 5-2-19 表を表す要素の設定値

| | 項目 | | 内容 |
|----|-------------------|--------|-------------------|
| ●ス | キーマフ | ァイルに設定 | |
| 要素 | 名 | | {文字列(英数字)}Table |
| | type | | stringItemType |
| | substitutionGroup | | hypercubeItem |
| 属性 | periodType | | duration |
| '- | balance | | ー(設定しない) |
| | abstract | | true |
| ●名 | ●名称リンクファイルに設定 | | ? |
| 冗長 | 冗長ラベル (日本語) | | {文字列(日本語)}[表] |
| | (英語) | | {文字列(英語)} [table] |

図表 5-2-20 軸を表す要素の設定値

| | 項目 | | 内容 |
|----|-------------------|--------|------------------|
| ●ス | キーマフ | ァイルに設定 | |
| 要素 | 名 | | {文字列(英数字)}Axis |
| | type | | stringItemType |
| | substitutionGroup | | dimensionItem |
| 属性 | periodType | | duration |
| 1- | balance | | ー(設定しない) |
| | abstract | | true |
| ●名 | ●名称リンクファイルに設定 | | |
| 冗長 | 冗長ラベル (日本語) | | {文字列(日本語)}[軸] |
| | (英語 | | {文字列(英語)} [axis] |

図表 5-2-21 メンバーを表す要素の設定値

| | 項目 | | 内容 |
|----------|-------------------|--------|--------------------|
| ●ス | キーマフ | ァイルに設定 | |
| 要素 | 名 | | {文字列(英数字)}Member |
| | type | | domainItemType |
| | substitutionGroup | | item |
| 属性 | periodType | | duration |
| <u> </u> | balance | | ー(設定しない) |
| | abstract | | true |
| ●名 | ●名称リンクファイルに設定 | | |
| 冗長 | 冗長ラベル (日本語) | | {文字列(日本語)} [メンバー] |
| | (英語) | | {文字列(英語)} [member] |

図表 5-2-22 表示項目を表す要素の設定値

| | 項目 | | 内容 |
|----|-------------------|--------|------------------------|
| ●ス | キーマフ | ァイルに設定 | |
| 要素 | 名 | | {文字列(英数字)}LineItems |
| | type | | stringItemType |
| | substitutionGroup | | item |
| 属性 | periodType | | duration |
| | balance | | ー(設定しない) |
| | abstract | | true |
| ●名 | ●名称リンクファイルに設定 | | |
| 冗長 | 冗長ラベル (日本語) | | {文字列(日本語)} [表示項目] |
| | | (英語) | {文字列(英語)} [line items] |

5-2-2-7 業種固有の項目を表す要素の設定値

業種固有の項目を表す要素を定義する場合は、次の図表のように設定します。

図表 5-2-23 業種固有の項目を表す要素の設定値

| | 項目 | | 内容 |
|----|-------------------|--------|------------------|
| ●ス | キーマフ | ァイルに設定 | |
| 要素 | 名 | | {文字列(英数字)}{業種略号} |
| | type | | 語彙の意味から判断 |
| | substitutionGroup | | 語彙の意味から判断 |
| 属性 | periodType | | 語彙の意味から判断 |
| '- | balance | | 語彙の意味から判断 |
| | abstract | | 語彙の意味から判断 |
| ●名 | ●名称リンクファイルに設定 | | |
| 冗長 | 冗長ラベル (日本語) | | {文字列(日本語)}、{業種名} |
| | (英語) | | {文字列(英語)}-{業種略号} |

[※] 業種名及び業種略号の一覧は、『添付 4 各種命名規約の略号、連番及び追番一覧』を参照してください。

5-2-2-8 連番を付与する項目の設定値

要素名又は冗長ラベルが重複した際に、一意となるように連番を付与します。 連番は、次の図表のように設定します。連番を付与する位置は決まっています。 連番を付与する位置については「5-2-1-1 要素の命名規約 優先度のある要素 について」を参照してください。

図表 5-2-24 連番を付与する項目の設定値

| | 項目 | | 内容 |
|----|-------------------|--------|--------------------------|
| ●ス | キーマフ | ァイルに設定 | |
| 要素 | 名 | | {文字列(英数字)}{1 から始まる半角数字}* |
| | type | | 語彙の意味から判断 |
| | substitutionGroup | | 語彙の意味から判断 |
| 属性 | periodType | | 語彙の意味から判断 |
| 1- | balance | | 語彙の意味から判断 |
| | abstract | | 語彙の意味から判断 |
| ●名 | ●名称リンクファイルに設定 | | ? |
| 冗長 | 冗長ラベル (日本語) | | {文字列(日本語)}-{1 から始まる半角数字} |
| | | (英語) | {文字列(英語)}-[1 から始まる半角数字} |

[※] 連番は、1,2,3・・・のように連続した番号を指定することも、2,4,6・・・のように連続しない番号を指定することもできます。

5-2-2-9 IFRS 財務諸表の項目を表す要素の設定値

IFRS 財務諸表の項目を表す要素を定義する場合は、次の図表のように設定します。IFRS 財務諸表ではこの要素を用い、財務諸表本表タクソノミの要素を用いないことに注意してください。また、日本基準の財務諸表ではこの要素を用いないことに注意してください。

図表 5-2-25 IFRS 財務諸表の項目を表す要素の設定値

| | 項目 | | 内容 |
|------------|-------------------|--|------------------|
| ● ス | ●スキーマファイルに設定 | | |
| 要素 | 名 | | {文字列(英数字)}IFRS |
| | type | | 語彙の意味から判断 |
| | substitutionGroup | | 語彙の意味から判断 |
| 属性 | periodType | | 語彙の意味から判断 |
| '- | balance | | 語彙の意味から判断 |
| | abstract | | 語彙の意味から判断 |
| ●名 | ●名称リンクファイルに設定 | | |
| 冗長 | 冗長ラベル (日本語) | | {文字列(日本語)}(IFRS) |
| | (英語) | | {文字列(英語)}(IFRS) |

[※] IFRS 財務諸表以外の要素の冗長ラベルに「(IFRS)」を含むことがありますが、上の図表の特定の用途には該当しません(例:経営指標等中の IFRS 関連要素)。



リンクベースファイルの 作成

本章では、リンクベースファイルの作成について説明します。

6-1 ジェネリックラベルリンクの定義

ジェネリックラベルリンクの定義について説明します。

6-1-1 ジェネリックラベルリンクとは

提出者別タクソノミで新規に拡張リンクロールを追加した場合、当該拡張リンクロールの英語名称をジェネリックラベルリンクに定義します。拡張リンクロールの日本語名称は、拡張リンクロールの definition に定義します。

6-1-2 ジェネリックラベルリンク定義の規約

ジェネリックラベルリンクが使用する拡張リンクロールとその他要素 (other element) は、次の図表のとおりです。

図表 6-1-1 ジェネリックラベルリンクが使用する拡張リンクロールとその他要素

| 項目 | 内容 |
|---------|------------------------------------|
| roleURI | http://www.xbrl.org/2008/role/link |
| その他要素 | label |

ジェネリックラベルリンクの定義に使用するその他要素 (other element) の設 定値は、次の図表のとおりです。

図表 6-1-2 ジェネリックラベルリンクにおけるその他要素の設定値

| | 項目 | 内容 |
|----|-------------------|-------------------|
| 要素 | 名 | label |
| | id | xml-generic-label |
| | type | ー(設定しない) |
| | substitutionGroup | resource |
| 属性 | periodType | ー(設定しない) |
| 1- | balance | ー(設定しない) |
| | abstract | false |
| | nillable | false |

ジェネリックラベルリンクの定義は、次の規約に従います。



- ・提出者別タクソノミから参照します。
- ・詳細ツリーの拡張リンクロールを追加した場合、ルートとなる目次 要素の英語名称リンクの冗長ラベル([abstract]と[heading]を除いた もの)を基に、ジェネリックラベルリンクに拡張リンクロールの英 語名を新規に定義します。

6-2 名称リンクの定義

名称リンクの定義について説明します。

提出者別タクソノミで新規に要素を定義した場合、当該要素の日本語名称及び英語名 称を名称リンクに定義します。

図表 6-2-1 名称リンクベースファイルの例

ンクベース イルの始まり

<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>

link:linkbase xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-instance" xsi:schemaLocation="http://www.xbrl.org/2003/linkbase http://www.xbrl.org/2003/xbrllinkbase-2003-12-31.xsd" xmlns:link="http://www.xbrl.org/2003/linkbase" xmlns:xbrli="http://www.xbrl.org/2003/instance"

xmlns:xlink="http://www.w3.org/1999/xlink">

link:labelLink xlink:type="extended" xlink:role="http://www.xbrl.org/2003/role/link">

link:loc xlink:type="locator" xlink:href="jpcrp030000-asr-001 X99001-000 2013-03-31 03 2013-06-28.xsd#jpcrp030000-asr X99001-000 ReserveForA"

xlink:label="ReserveForA"/> link:label xlink:type="resource" xlink:label="label ReserveForA"

xlink:role="http://www.xbrl.org/2003/role/label" xml:lang="ja">A引当金</link:label> <link:labelArc xlink:type="arc"</pre>

xlink:arcrole="http://www.xbrl.org/2003/arcrole/concept-label" xlink:from="ReserveForA" xlink:to="label ReserveForA"/>

link:label xlink:type="resource" xlink:label="label ReserveForA 2" xlink:role="http://www.xbrl.org/2003/role/verboseLabel" xml:lang="ja">A引当金 </link:label>

<link:labelArc xlink:type="arc"</pre> xlink:arcrole="http://www.xbrl.org/2003/arcrole/concept-label" xlink:from="ReserveForA" xlink:to="label ReserveForA 2"/>

ーリンクベース ファイルの終わり

</link:labelLink> </link:linkbase>

解説

- ①ラベルを設定する要素
- ② 1 に設定する標準ラベル及び 1 に設定する冗長ラベルを定義。

6-2-1 名称リンクとは

名称リンクベースファイルとは、提出しようとする書類の報告項目の名称に関する情報が集まったファイルで、日本語名称用と英語名称用とがあります。 用途別ラベル (用途区分、財務諸表区分又は業種区分別のラベル及びセグメントラベル) 又は代替ラベルを設定した場合には、表示リンクの preferredLabel 属性にも当該ラベルを設定してください。

6-2-2 名称リンクの定義方法

名称リンクは、次のような場合に必要に応じて定義します。

- ⇒ 「5 章 スキーマファイルの作成 5-2 要素の定義」に従い、提出者別タクソノミに新規要素を定義した場合
- ➡ EDINET タクソノミに定義されている既定のラベルでは提出書類の財務諸表等の記載に整合しない場合

日本語名称及び英語名称の両方を必ず定義します(ドキュメンテーションラベルを除く。)。

設定するラベルの拡張リンクロールは、「http://www.xbrl.org/2003/role/link」です。

名称リンクで設定するラベルロールは、次の「**図表 6-2-2 XII で定義されたラベルロールの一**覧」及び「**図表 6-2-3 EDINET 固有のラベルロールの一**覧」のとおりです。

セグメントラベルロールは、セグメント情報の開示における勘定科目の名称 が財務諸表本表における名称と異なる場合に用いるラベルのラベルロールです。

代替ラベルロールは、一つの要素について標準ラベル又は同一種類の用途別ラベル(同一の用途区分、財務諸表区分及び業種区分のラベル又はセグメントラベル)が複数ある場合の主たるラベル以外のラベルのラベルロールです。提出者用代替ラベルを追加するには提出者用代替ラベルロールを用いて設定します。EDINET タクソノミでは提出者用代替ラベルロールも用意していますが、必要な場合には、提出者用代替ラベルロールを追加設定できます。

図表 6-2-2 XII で定義されたラベルロールの一覧

凡例 ◎:必要 ○:要素の性質に応じて設定

No	名称	ラベルロール	説明	要否	言語
1	標準ラベル	label	標準に設定するラベル	0	
2	冗長ラベル	verboseLabel	全ての要素で一意のラベル	0	
3	ドキュメン テーションラ ベル	documentation	要素の使用に関するガイダン ス及び追加情報を記載するラ ベル	0	
4	合計ラベル	totalLabel	合計を表すラベル 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一	0	日本語
5	正値ラベル	positiveLabel	正値の場合のラベル 図 営業利益	0	英語
6	負値ラベル	negativeLabel	負値の場合のラベル 図 営業損失(Δ)	0	
7	期首ラベル	periodStartLabel	期首を表すラベル 図 現金及び現金同等物の期 首残高	0	

No	名称	ラベルロール	説明	要否	言語
8	期末ラベル	periodEndLabel	期末を表すラベル 団 現金及び現金同等物の期 末残高	0	

[※] ラベルロールは、"http://www.xbrl.org/2003/role/link"に続くロールの名称のみを記載。

図表 6-2-3 EDINET 固有のラベルロールの一覧

No	ラベルロール	説明
1	jppfs/{業種略号}/role/label	業種固有(財務諸表の区分なし) のラベル
2	jppfs(/{業種略号})/Consolidated/role/label	(全業種又は業種固有の)連結 財務諸表用のラベル
3	jppfs(/{業種略号})/ConsolidatedInterim/role/ label	(全業種又は業種固有の)中間 連結財務諸表用のラベル
4	jppfs(/{業種略号})/NonConsolidated/ role/label	(全業種又は業種固有の)単独 通期の財務諸表用のラベル
5	jppfs(/{業種略号})/NonConsolidatedInterim/ role/label	(全業種又は業種固有の)中間 財務諸表用のラベル
6	jpcrp/Segment/role/label	セグメント用のラベル
7	jpcrp(/std)/alt(連番)/role/label ^{※1}	財務諸表の区分なしの代替ラベル(提出者用又は EDINET タクソノミ用。以下、本図表中の代替ラベルについて同じ)
8	jpcrp(/std)/alt/Consolidated/role/label	連結財務諸表の代替ラベル
9	jpcrp(/std)/alt/ConsolidatedInterim /role/label	中間連結財務諸表の代替ラベル
10	jpcrp(/std)/alt/NonConsolidated/role/ label	単独通期の財務諸表の代替ラベ ル
11	jpcrp(/std)/alt/NonConsolidatedInterim /role/label	中間財務諸表用の代替ラベル

^{※「}label」は必要に応じて「verboseLabel」、「documentation」、「totalLabel」、「positiveLabel」、「negativeLabel」、「periodStartLabel」又は「periodEndLabel」に読替え。

▲注 意

提出者別タクソノミで新規に要素を定義した場合、業種ごとに用意された EDINET 固有のラベルロールには名称リンクを定義しないでください。

^{※「}_std」は EDINET タクソノミ用代替ラベルの場合に付し、提出者用代替ラベルの場合には付さない。

^{※1「}連番」は重複する代替ラベルについて二番目以降に2、3、4・・・と付与する。

6-2-3 日本語名称と英語名称について

開示書類等提出者は、名称リンクの標準ラベル及び冗長ラベルに日本語名称及び英語名称を設定します。日本語名称及び英語名称として利用可能な文字は、次の図表のとおりです。利用可能な文字として示すもの以外は利用できません(利用可能な文字コードの範囲については、『提出書類ファイル仕様書』の「4-1文字コードセット」を参照)。

図表 6-2-4 名称リンクで利用可能な文字

値	利用できる文字
日本語名称	全角文字、半角英数(A-Z、a-z、0-9)、半角空白及び次に示す半角記号[(始め角括弧) " (ダブルクォーテーション)] (終わり角括弧) : (コロン)((始め丸括弧) - (ハイフン)) (終わり丸括弧)
英語名称*	 半角英数(A-Z、a-z、0-9)、半角空白及び次に示す半角記号 (コンマ(カンマ)) "(ダブルクォーテーション) (ピリオド) : (コロン) (ハイフン) (アポストロフィ) (スラッシュ) (始め角括弧) (終わり角括弧) (始め丸括弧) (終わり丸括弧) (終わり丸括弧)

※「the(The)」「a(A)」「an(An)」の冠詞は、使用しないことを推奨。

上場企業の有価証券報告書等で利用する役員軸のメンバー要素のラベルは、報告 書上の記載に基づき設定する必要があります。そのため、英語ラベルにおいては、 上の図表の文字範囲に加えて半角ラテン文字も例外的に利用可能です。

6-2-4 各ラベルの設定例

名称リンクの各ラベルの設定例について説明します。

6-2-4-1 冗長ラベルの設定

冗長ラベルの設定については、『報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン』の「6 追加要素のラベル作成時の指針」を参照してください。

▲ 注 意 冗長ラベル設定時の注意事項

冗長ラベルは、上書きできません。

EDINET タクソノミで定義されている勘定科目に類似した勘定科目を追加する場合、 冗長ラベルが重複しやすいため、特に注意して設定してください。

6-2-4-2 ドキュメンテーションラベルの設定

開示書類等提出者が定義した要素又は EDINET タクソノミの要素のドキュメンテーションラベルには、当該要素に関する説明事項を任意で設定できます。 説明を必要としない場合は、設定しません。

日本語のみ又は英語のみ設定することもできます。

6-2-4-3 正値ラベル、負値ラベル等の設定

「売上総利益」、「売上総損失(△)」、「売上総利益又は売上総損失(△)」等、金額の正負に従って名称が異なる要素は、次のように設定します。

・正の場合の名称 : 正値ラベル・負の場合の名称 : 負値ラベル・正値及び負値の両方に対応した名称 : 標準ラベル

なお、設定した標準ラベル以外のラベルを用いるためには、表示リンクの preferred Label 属性に当該ラベルを設定する必要があります。

▲ 注意 正値ラベル及び負値ラベル設定時の注意事項

次の場合、正値ラベル及び負値ラベルは使用せず、それぞれ要素を定義します。

- ・「有価証券売却益」と「有価証券売却損」のように別建てで表記する項目
- ・金額の正負で計上区分が変わるような項目

6-2-4-4 合計ラベルの設定

集計を表す名称(例:「●●合計」という項目)が必要な場合は、次のように 設定します。

・一般的な表示に用いる名称 :標準ラベル・集計を表す名称 : 合計ラベル

なお、設定した標準ラベル以外のラベルを用いるためには、表示リンクの preferredLabel 属性に当該ラベルを設定する必要があります。

6-2-4-5 期首ラベル及び期末ラベルの設定

期首又は期末時点を意味し、名称が異なる要素(例:「**現金及び現金同等物の** 期首残高」、「現金及び現金同等物の期末残高」等)は、次のように設定します。

・期首又は期末のいずれも意味しない通常の名称 :標準ラベル

・期首の場合の名称 : 期首ラベル

・期末の場合の名称 : 期末ラベル

なお、設定した標準ラベル以外のラベルを用いるためには、表示リンクの preferredLabel 属性に当該ラベルを設定する必要があります。

6-2-5 名称リンクの上書き及び表示との一致について

提出者別タクソノミでは、必ず EDINET タクソノミの名称リンクを再利用(リューズ) します。

インライン XBRL では、ブラウザ上に表示される科目又は表題とタクソノミのラベルとが機械的に一致するものではありません。インライン XBRL における科目又は表題の表示とタクソノミのラベルとの一致はタグ付け対象の種類によってルールが異なります。

名称リンクの上書き及び表示との一致に関するルールについては、『EDINET タクソノミの概要説明』の「2-4 要素選択及び表示とラベルとの関係」を参照してください。

▲ 注 意 priority 属性の値

名称リンクを上書きする場合、提出者別タクソノミ内で priority 属性の値が重複しないように注意してください。

6-3 表示リンクの定義

表示リンクの定義について説明します。

表示リンクには、要素間の表示上の親子関係、兄弟要素間の表示順序等についての定義及び名称リンクの切替え設定(標準ラベル以外のラベルロールの名称に切り替えて表示)を定義します。

図表 6-3-1 表示リンクベースファイルの例

リンクベース ファイルの始まり

<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>

<a href="mailto://www.xbrl.org/2003/linkbase" xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-instance" xmlns:xlink="http://www.w3.org/1999/xlink" xmlns:xlink="http://www.w3.org/1999/xlink"

xmlns:xbrli="http://www.xbrl.org/2003/instance">

k:roleRef roleURI="http://disclosure.edinet-

fsa.go.jp/role/jpcrp/rol_BusinessResultsOfGroup" xlink:type="simple" xlink:href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpcrp/2013-08-31/jpcrp rt 2013-08-31.xsd#rol BusinessResultsOfGroup"/>

表示リンクの定義の始まり

<link:presentationLink xlink:type="extended" xlink:role="http://disclosure.edinetfsa.go.jp/role/jppfs/rol ConsolidatedStatementOfChangesInEquity">

link:loc xlink:type="locator" xlink:href="http://disclosure.edinet-

fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/2013-08-31/jppfs_cor_2013-08-31.xsd#jppfs_cor_ConsolidatedOrNonConsolidatedAxis"

xlink:label="ConsolidatedOrNonConsolidatedAxis"/>

link:loc xlink:type="locator" xlink:href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/2013-08-31/jppfs cor 2013-08-

-31.xsd#jppfs_cor_ConsolidatedMember" xlink:label="ConsolidatedMember"/>

<

リンクベース ファイルの終わり

</link:presentationLink>
</link:linkbase>

解說

①の項目と②の項目について、③で「presentationArc」というタグを用いて表示関係を定義。

6-3-1 表示リンクの属性の設定

表示リンクは、EDINET タクソノミの表示リンクをそのまま使用又は編集するのではなく、再構成(リキャスト)します。その上で、次の図表にある属性を設定します。

図表 6-3-2 表示リンクで設定する主な属性の一覧

No	属性	値	説明	注意点
1	use	optional	表示リンク上で関係が有効であることを表します。	use 属性を指定し なかった場合の既 定値は「optional」 です。 ※prohibited は指定 できません。
2	order	0以上の任意の半角数 値(小数も可)	報告項目の表示順序 を指定します。	親の報告項目が 同一である場合、 order 属性は一意 になるように指定 します。
3	preferred Label	使用するラベル	合計ラベル、期首ラベル、期末ラベル等を表します。	ラベルを切り替え る場合のみ指定し ます。

表示リンクによる項目名称の切替え

期首ラベル、期末ラベル、合計ラベル等、標準ラベル以外の用途区分、財務諸表区分及び業種区分のラベルを用いる必要がある場合は、表示リンクの「preferredLabel 属性」にラベルロールを設定します。

6-3-2 表示リンク定義の規約

表示リンクは、次の規約に従って定義します。



- ・開示書類等提出者が作成する表示リンクベースファイルは、一つの 提出者別タクソノミにつき1ファイルのみです(命名規約は「4章 提 出者別タクソノミのファイル仕様 4-3-4 表示リンクの命名規約」に従っ てください。)。
- ・EDINET タクソノミの表示リンクベースファイル (パターン別関係 リンクベースファイルを含む。) を直接修正しないでください。
- ・親の報告項目が同一である場合、order 属性は一意になるように設定します。
- ・目次項目、タイトル項目及びインスタンス値が設定された要素 (DEI 以外) は、次の図表にあるリンクベースファイルの設定が必要です。 使用しない要素は定義しません。

図表 6-3-3 設定するリンクベースファイルの一覧

凡例 〇:必要に応じて設定 一:設定不要

定義内容	設定先	モリンクベースフ	アイル
上我 內合	表示リンク	定義リンク	計算リンク
財務諸表本表(国際 会計基準では一部の 注記事項を含む。)	0	0	0
財務諸表本表(国際会計基準では一部の注記事項を含む。)以外のディメンション	0	0	-
ディメンション以外	0	_	_

6-3-3 表示と表示リンクとの関係

インライン XBRL においては、提出書類の表示上の項目の並びと表示リンクの項目の順序は、原則として整合するようにします。しかし、表示リンク上の要素の親子関係においては、提出書類の表示上のインデントと異なる場合でも、要素の意味的な親子関係を優先してください。

<様式ツリー及び詳細ツリー内での設定>

項目同士の親子関係及び order 属性を適切に設定し、提出書類項目の並び順と整合するようにします。

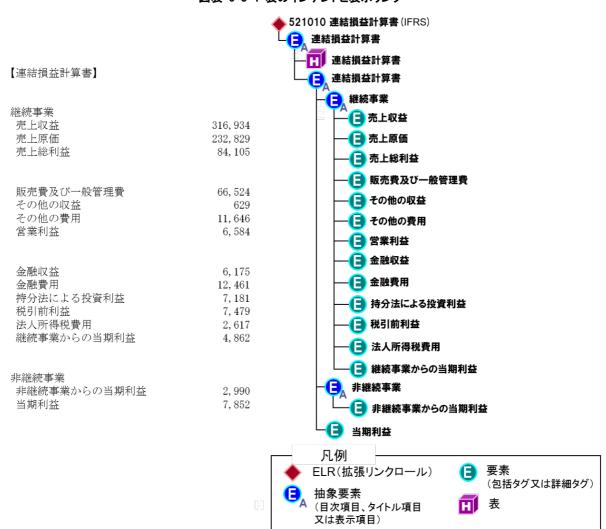
<一つの目次項目に対して複数の詳細ツリーを設定する場合>

詳細ツリーの拡張リンクロールの roleID 及び roleURI の連番と、提出書類項目の並び順が整合するようにします。なお、使用する拡張リンクロールの roleID 及び roleURI の連番を連続する番号に修正する必要はありません。

<意味的な親子関係を優先する例>

次の図表の【連結損益計算書】の「当期利益」は、「非継続事業」の子供の位置に記載されていますが、意味的には「継続事業」と「非継続事業」の両者合計の当期利益であるため、表示リンク上は、「継続事業」及び「非継続事業」と同じ階層に配置しています。

図表 6-3-4 表のインデントと表示リンク



6-3-4 様式ツリーの表示リンクの定義

様式ツリーの表示リンクでは、次の図表にあるように、目次項目のうち、子要素となる目次項目が存在しないものには、子要素としてテキストブロック型の要素を定義します。また、目次項目の内容に応じて、文字列型の要素又は複数のテキストブロック型の要素を定義することもできます。

 E A 目次要素

 E A 目 と話タグ

図表 6-3-5 子要素として目次項目が存在しない目次項目への子要素の定義

詳細ツリーにあるテキストブロック型の要素で、目次項目の内容全体が網羅される場合(例:貸借対照表関係*)は、様式ツリーにテキストブロック型の子要素を定義しないでください。

※ ただし、有価証券届出書において最近 2 事業年度に係る財務諸表を記載する場合(最近事業年度に係る財務諸表に比較情報を含めて記載する場合と異なる。)は除く。

様式ツリー

| 日次項目A | 日次項目A | 日次項目Aの内容全体が網羅されている。

| 子要素は定義しない。

図表 6-3-6 様式ツリーと詳細ツリーのテキストブロック

6-3-5 詳細ツリーの表示リンクの定義

詳細ツリーの設定で注意が必要な表紙とディメンションについて説明します。

6-3-5-1 表紙

表紙は、表示リンクで詳細ツリーを定義します。表紙の表示項目のうち、中に表がある一部の表示項目(例:発行登録追補書類の【これまでの募集(売出) 実績】)では、当該表示項目をテキストブロック型の要素で定義されています。

図表 6-3-7 発行登録追補書類の例

	号】	24-関東999-2		
【提出書類】		発行登録追補書類	頂	
【提出先】		関東財務局長		
【提出日】		平成24年8月8日		
【会社名】				
<u> </u>				
【これまでの募集(売出 (発行予定額を記載し 番号		募集(売出)金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	減額による訂正平月日	// / / / / / / / / / / / / / / / / / /
24-関東999-1	平成24年8月1日	10,000百万円	_	1
実績合詞	計額(円)	10,000百万円 (10,000百万円)	減額総額(円)	なし
・ (注) 実績合計額に 基づき算出し		は債の総額の合計額(下段()書きは発行価額	額の総額の合計額)に
	n4.	額) 70.000 百二円		
【残額】(発行予定額-	美積合計額一減額総額	ig/ 10,000 []		

6-3-5-2 ディメンションで定義される詳細ツリー

財務諸表本表、セグメント情報等のディメンションで定義される詳細ツリーも、必ず表示リンクを定義します。表示リンクには、定義リンクで定義したディメンションのツリー構造と同等のツリー構造を定義します。このことを「**ミラー**」といいます。

また、表示リンクによる項目名称の切替えが必要な場合は、preferredLabel 属性を設定します。

6-4 定義リンクの定義

定義リンクの定義について説明します。

定義リンクは、多次元表(ディメンション)の構造及び構成要素を定義します。また、 DEI 及び科目一覧ツリーは、提出書類上に表示される内容ではないため、表示リンクに は定義せず、定義リンクに定義します。

図表 6-4-1 定義リンクベースファイルの例

リンクベース ファイルの始まり

<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>

<a href="mailto://www.xbrl.org/2003/linkbase" xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-instance" xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-instance" xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-instance" xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-instance" xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-instance" xmlns:xsi="http://www.xbrl.org/2003/linkbase" xmlns:xsi="http://www.xbrl.org/2003/linkbase" xmlns:xsi="http://www.xbrl.org/2003/linkbase" xmlns:xsi="http://www.xbrl.org/2003/linkbase" xmlns:xsi="http://www.xbrl.org/2001/XMLSchema-instance" xmlns:xsi="http://www.xbrl.org/2003/xmls." xmlns:xsi="http://www.xbrl.org/2003/xmls." xmlns:xsi="http://www.xbrl.org/2003/xmls." xmlns:xsi="http://www.xbrl.org/2003/xmls." xmlns:xsi="http://www.xbrl.org/2003/xmls." xmlns:xsi="http://www.xbrl.org/2003/xmls." xmlns:xsi="http://www.xbrl.org/2003/xmls." xmlns:xsi="http://www.xbrl.org/2003/xmls." xmlns:xsi="http://www.xbrl.org/2003/xmls." xmlns:xsi="http://www.xbrl.org/xmls." xmlns:xsi="http://www.xbrl.org/

xmlns:xbrldt="http://xbrl.org/2005/xbrldt" xmlns:xlink="http://www.w3.org/1999/xlink" xmlns:xbrli="http://www.xbrl.org/2003/instance">

k:roleRef roleURI="http://disclosure.edinet-

fsa.go.jp/role/jppfs/rol_NotesConsolidatedBalanceSheet" xlink:type="simple" xlink:href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/2013-08-31/jppfs_rt_2013-08-31.xsd#rol_NotesConsolidatedBalanceSheet"/>

定義リンクの 定義の始まり

k:definitionLink xlink:type="extended" xlink:role="http://disclosure.edinetfsa.go.jp/role/jpcrp/rol_NotesConsolidatedBalanceSheet">

xlink:to="NotesConsolidatedBalanceSheetTable" xbrldt:contextElement="scenario" xbrldt:closed="true"/>

リンクベース ファイルの終わり </link:definitionLink>
</link:linkbase>

解説

● の項目と②の項目について、③で「definitionArc」というタグを用いて要素の関連を定義。

6-4-1 定義リンクの属性の設定

定義リンクには、次の図表にある属性を設定します。

また、定義リンクのうち、ディメンション設定時は、「図表 6-4-3 定義リンク (ディメンション)における要素間の関連付け(definitionArc)の設定一覧」にある属性を設定し、各要素の関連付けはアークロールを使用して設定します。

図表 6-4-2 定義リンク(ディメンション)で設定する主な属性の一覧

No	属性	値	説明	注意点
1	use	optional	定義リンク上で関係が有効 であることを表します。	use 属性を指定しなかった場合の既定値は「optional」です。 ※prohibited は指定できません。
2	closed	true	ディメンション定義範囲を指 定します。	
3	contextElem ent	scenario	コンテキストのシナリオに ディメンション設定を指定す るための定義です。	
4	order	0 以上の任 意の半角数 値(小数も 可)	報告項目の表示順序を指 定します。	必ず設定します。 ※親の報告項目及 びアークロールが 同一である場合、 order 属性は一意 になるように設定 します。
5	usable	false	インスタンス値を持たないド メイン又はメンバーであるこ とを表します。	usable 属性を指定 しなかった場合の 規定値は「true」で す。純資産の内訳 項目[軸]の構成要 素及び事業セグメ ント[軸]の構成要 素に設定します。

図表 6-4-3 定義リンク(ディメンション)における要素間の関連付け(definitionArc)の設定一覧

No	親要素	子要素	アークロール	属性の設定
1	ルート	表示項目	domain-member **1	-
2	ルート	表	all ^{※1}	closed 属性:「true」 contextElement 属性: 「scenario」
3	表	軸	hypercube-dimension ^{*1}	-
4	軸	ドメイン	dimension-domain **1	usable 属性:「false」 ^{※2}
5	軸	デフォルト	dimension-default **1	-
6	ドメイン	メンバー	domain-member **1	usable 属性:「false」 ^{※2}

^{※1 &}quot;http://www.xbrl.org/int/dim/arcrole/"に続くアークロールの名称のみを記載。

^{※2} 必要な場合に設定。

6-4-1-1 定義リンク(詳細ツリー)の定義

ディメンションを定義する定義リンクは、そのまま使用又は編集するのではなく、再構成(リキャスト)します。ディメンション構造を持たない詳細ツリーは、定義リンクでの定義が不要です。

ディメンションには、各要素により形成される多次元の表、連結又は個別(個別には非連結を含む。)の構造を含む表等があります。

6-4-1-2 定義リンク(科目一覧ツリー)の定義

日本基準の財務諸表本表を詳細タグ付けする場合は、EDINET タクソノミの科目一覧ツリーを参照します。EDINET タクソノミにない勘定科目を追加する場合、どの項目の親要素となり、どの項目の子要素となるのかを定義リンク(科目一覧ツリー)に定義します。定義する内容は、次の図表のようなものがあり、これらの関係はアークロール(**)を用いて定義します。

 $\ref{eq:constraints} \ref{eq:constraints} \ref{eq:constraints} \text{ ``http://www.xbrl.org/2003/arcrole/general-special } \ref{eq:constraints} \ref{eq:c$

なお、EDINET タクソノミに定義されている科目一覧ツリーの参照は、提出者別タクソノミ作成完了後に解除します。

図表 6-4-4 科目一覧ツリーのイメージ



6-4-2 定義リンク定義の規約

定義リンクは、次の規約に従って定義します。



- ・開示書類等提出者が作成する定義リンクベースファイルは、一つの 提出者別タクソノミにつき1ファイルのみです(命名規約は「4章 提 出者別タクソノミのファイル仕様 4-3-5 定義リンクの命名規約」に従っ てください。)。
- ・親の報告項目及びアークロールが同一の場合、order 属性は一意になるように設定します。
- ・EDINET タクソノミの定義リンクベースファイル(パターン別関係 リンクベースファイルを含む。)を直接修正しないでください。

| 6-4-3 ディメンションの設定

ディメンションの設定について説明します。ディメンションを設定する場合は、定義リンクの設定以外に表示リンクの設定も必要です。

6-4-3-1 ディメンションの要素

ディメンションを構成する要素は次の図表のとおりです。

図表 6-4-5 ディメンションで用いる要素の概略

No	要素の種類	概略
1	表示項目	ディメンションによる表の主たる軸を構成する要素です。 報告書インスタンスで、これらの要素に対して、メンバー ごとの値をそれぞれ指定します。
2	表	ディメンションによる表の設定を宣言するための要素です。
3	軸	ディメンションによる表の従たる軸(表示項目以外の軸)を設定するための要素です。
4	ドメイン	軸の構成要素の親要素です。ディメンションで表される各軸に対して必ず設定します。 インスタンス値を持たない場合は usable 属性に「false」を設定します。
5	デフォルト	コンテキストにおいてメンバー設定がないときの既定値としてのメンバーです。多くの場合、軸の構成要素の合計を表します。 「ドメイン」と同じ要素を用います。 ディメンションデフォルトが設定されている場合、そのメンバーに関するタグ付けに利用するコンテキストは、当該デフォルトメンバーの設定のないコンテキストになります。
6	メンバー	軸の構成要素です。 インスタンス値を持たない場合は usable 属性に「false」を 設定します。

6-4-3-2 ディメンションの設定

ディメンションで定義する表は、定義リンクベースファイルで設定します。 開示書類等提出者は、主にドメインの子要素となるメンバーをディメンションに設定します。メンバーは、縦軸又は横軸を表すディメンションにおいては、提出書類に含まれる表の見出し項目を構成します。報告内容に合わせて定義する必要があります。

6-4-3-3 メンバーの追加

EDINET タクソノミに定義されているディメンションを利用する場合、必要に応じて EDINET タクソノミのメンバーを再構成 (リキャスト) します。また、開示書類等提出者はメンバーを追加できます。メンバーはデータ型に「domainItemType」を指定します。データ型については「5 章 スキーマファイルの作成 5-2-1-3 データ型(type)」を参照してください。

6-4-3-4 ディメンション定義時の注意事項

ディメンション要素を定義する際の注意事項は、次のとおりです。

→ ディメンションデフォルトの定義

開示書類等提出者は、EDINET タクソノミに設定されているデフォルトメンバーと異なるメンバーをデフォルトメンバーに設定することはできません。なお、ディメンションデフォルトの設定が不要な場合、省略が可能です。

● 連結又は個別のディメンション

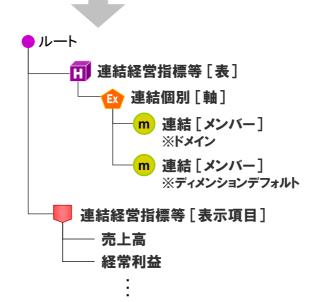
連結又は個別のディメンションは、各詳細ツリーに定義します。

有価証券報告書の「主要な経営指標等の推移」にある「(1)連結経営指標等」を例にディメンション定義を図式化して表すと、次の図表のようなイメージになります。開示書類等提出者は、この定義の中の「表示項目」を報告内容に合わせて定義する必要があります。

図表 6-4-6 ディメンションで定義される構造のイメージ(連結の場合)

•	連結 連絡	吉[メン	バー])・				•••••
[ā	連結経営指標等		コンテキ	スト			→
	回次		第104期	第105期	第106期	第107期	第108期
	決算年月		平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
	売上高	(百万円)	231, 282	273, 802	303, 080	316, 934	323, 609
	経常利益	(百万円)	2, 546	8, 632	10, 898	10, 646	15, 263
	親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1, 235	2, 907	3, 392	7, 558	8, 056
į	包括利益	(百万円)	2, 107	3, 543	3, 967	9, 409	6, 780
ļ	純資産額	(百万円)	81, 290	98, 045	100, 435	225, 225	229, 563
	総資産額	(百万円)	286, 829	294, 251	298, 813	496, 837	509, 039
	1株当たり純資産額	(円)	243. 41	295. 50	302. 94	699. 94	702. 29
1	株当たり当期純利益金額	(円)	3.84	9.04	10.55	23. 50	25.05

ディメンションで表す



また、有価証券報告書の「主要な経営指標等の推移」にある「(2)提出会社の 経営指標等」を例にディメンション定義を図式化して表すと、次の図表のよう なイメージになります。

連結の場合との相違点は、「ディメンションデフォルト」の有無で、それ以外は同じです。ディメンションデフォルトについては、「図表 6-4-5 ディメンションで用いる要素の概略」を参照してください。

図表 6-4-7 ディメンションで定義される構造のイメージ(個別の場合)





● 値を設定しないドメイン又はメンバー

ディメンションのドメインは、各軸に必ず設定します。株主資本等変動計算書等及びセグメント情報等については、ドメインがインスタンス値を持たないときは、usable 属性に「false」を設定します。

例えば次の図表のように、株主資本等変動計算書に「純資産合計」を表示しない場合は、usable 属性に「false」を設定します。

株主資本 資本剰余金 利益剰余金 純資産 その他利益剰余金 資本剰 利益 利益 株主資 本合計 合計 余金合 準備金 剰余金 繰越利益 計 合計 積立金 剰余金 当期首残高 「純資産合計」の列は表示上存 当期変動額 在しませんが、ドメインであるた め設定が必要な項目です。 当期変動額合計 当期末残高

図表 6-4-8 株主資本等変動計算書の例(値を設定しないドメイン)

値を設定しないときは、 usable属性に「false」を設定

ディメンションのメンバーは、表示内容と整合するように詳細ツリーに設定します。したがって、値が設定されないメンバーでも表示上存在する場合は、詳細ツリーに設定が必要です。

株主資本等変動計算書等及びセグメント情報等については、メンバーがインスタンス値を持たないときは、usable 属性に「false」を設定します。

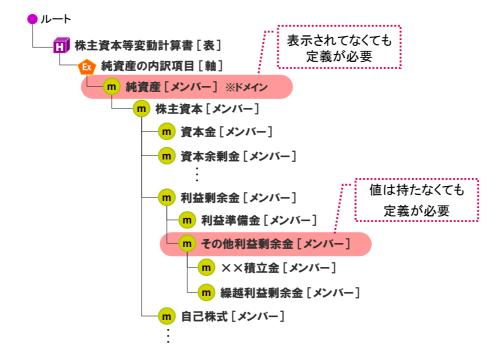
例えば次の図表のように、株主資本等変動計算書における「その他利益剰余金」は、小計の値を記載しないため値を持ちませんが、表示上は存在するため、詳細ツリーに設定し、usable 属性に「false」を設定します。

株主資本 資本剰余金 利益剰余金 資本剰 利益 その他利益剰余金 利益 自己 株主資 本金 余金合 株式 本合計 準備金 剰余金 × × 繰越利益 合計 積立金 剰余金 **当期首残高** 「その他利益剰余金」は 当期変動額 値を持ちませんが、表示 上必要な項目です。 当期変動額合計 当期末残高

図表 6-4-9 株主資本等変動計算書の例(値を設定しないメンバー)

詳細ツリーに定義し、 usable属性に「false」を設定

図表 6-4-10 株主資本等変動計算書の構造



6-5 計算リンクの定義

計算リンクの定義について説明します。

計算リンクは、勘定科目間の計算関係を定義したファイルで、財務諸表本表(国際会計基準では注記事項の一部を含む。)にのみ定義します。

図表 6-5-1 計算リンクベースファイルの例

リンクベース ファイルの始まり

<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>

link:linkbase xmlns:link="http://www.xbrl.org/2003/linkbase"

xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-instance"

xmlns:xlink="http://www.w3.org/1999/xlink"

xmlns:xbrli="http://www.xbrl.org/2003/instance">

<link:roleRef roleURI="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/role/jppfs/rol_BalanceSheet"
xlink:type="simple" xlink:href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/201308-31/jppfs_rt_2013-08-31.xsd#rol_BalanceSheet"/>

貸借対照表の 計算リンクの定義

<link:calculationLink xlink:type="extended" xlink:role="http://disclosure.edinetfsa.go.jp/role/jppfs/rol ConsolidatedBalanceSheet">

fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/2013-08-31/jppfs_cor_2013-08-31.xsd#jppfs_cor_Assets" xlink:label="Assets"/>

<ink:loc xlink:type="locator" xlink:href="http://disclosure.edinet-</pre>

xlink:arcrole="http://www.xbrl.org/2003/arcrole/summation-item" xlink:from="Assets" xlink:to="CurrentAssets" weight="1"/>

リンクベース ファイルの終わり

</link:calculationLink>
</link:linkbase>

解説

「貸借対照表」の
しと
の項目について、
③で「calculationArc」というタグを用いて計算関係を定義。

6-5-1 計算リンクの属性の設定

開示書類等提出者は、独自で勘定科目間の計算関係を計算リンクに定義できます。

計算リンクの定義においては、EDINET タクソノミの計算リンクをそのまま使用又は編集するのではなく、再構成(リキャスト)します。その上で、次の図表にある属性を設定します。

No	属性	値		設定内容	注意点	
1	use	optional		計算リンク上で関係 が有効であることを 表します。	use 属性を指定しなかった 場 合 の 既 定 値 は 「optional」です。 ※prohibited は指定できません。	
2	weight	加算時	1	加算減算区分を指定	必ず指定します。	
		減算時	-1	します。		
3	order	0 以上の任意の半角数値(小数も可)		報告項目の順序を指 定します。	必ず設定します。 ※親の報告項目が同一である場合、order属性は一意になるように指定します。	

図表 6-5-2 計算リンクで設定する主な属性の一覧

6-5-2 計算リンク定義の規約

計算リンクは、次の規約に従って定義します。



- ・開示書類等提出者が作成する計算リンクベースファイルは、一つの 提出者別タクソノミにつき1ファイルのみです(命名規約は「4章 提 出者別タクソノミのファイル仕様 4-3-6 計算リンクの命名規約」に従っ てください。)。
- ・EDINET タクソノミの計算リンクベースファイル(パターン別関係 リンクベースファイルを含む。)を直接修正しないでください。
- ・親の報告項目が同一である場合、order 属性は一意になるように指定します。
- ・計算リンクの関係が再帰しない (親要素が同一計算関係の子要素と もならないこと。)ように設定します。

6-5-3 計算リンク定義時の注意事項

計算リンクを定義する際の注意事項について説明します。

6-5-3-1 勘定科目間の期間時点区分が異なる場合

次の図表のような期間時点区分 (periodType 属性) が異なるものについては、 会計上、加減算関係が成立したとしても計算リンクは設定できません。

図表 6-5-3 計算リンクの設定ができない例

No	要素	期間時点区分	金額
(1)	現金及び現金同等物の増加額又は減少額	duration	500
(2)	現金及び現金同等物の期首残高	instant	100
(3)	現金及び現金同等物の期末残高	instant	600

期間時点区分が異なるため、

加減算関係 が成立

(1) (2) (3) の要素間に計算リンクは設定できません。

6-5-3-2 計算リンクに基づく計算結果の整合性

開示書類等提出者は、インスタンス値(xsi:nil 属性が「true」を含む。)を指定する要素間の加減算関係を適切に表すよう、計算リンクを定義します。計算リンクの加減算関係に基づくインスタンス値の検算結果は、整合させるべきものです。詳細は『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

6-5-3-3 ディメンションにおける計算リンク

株主資本等変動計算書のように、ディメンションを用いる場合、表示項目ごとのメンバー間の計算関係を計算リンクに設定することはできません。メンバーごとの表示項目間の計算関係のみ設定できます。

提出者別タクソノミを 作成する際の注意事 項

本章では、その他の提出者別タクソノミ作成時に注意することについて説明します。

詳細タグ付けの範囲及び方針 7-1

詳細タグ付けの範囲及び方針は、『EDINET タクソノミの概要説明』の「2-5 詳細タグ付けの 範囲及び方針」を参照してください。

タクソノミの分割単位は、『EDINET タクソノミの設定規約書 別紙 1 タクソノミ分割単位』 を参照してください。

7-2 訂正報告時の提出ファイル

訂正報告時の提出ファイルについては、『EDINET タクソノミの概要説明』の「2-1-5 訂 正報告時の提出ファイル」を参照してください。

7-3 株主資本等変動計算書の計算リンク

計算リンクは、表示項目について定義します。表示項目の計算関係をディメンションメンバーごとにそれぞれ定義することはできません。また、ディメンションメンバーごとに定義しなくても、ディメンションメンバーごとの表示項目の計算関係として適用されます。

株主資本等変動計算書においては、表示項目である当期変動額について定義することによって、ディメンションメンバーである純資産の内訳項目(純資産合計を含む。)ごとの計算関係として適用されます(次の図表における純資産の内訳項目ごとの縦方向です。)。当期変動額の計算関係を純資産の内訳項目ごとにそれぞれ定義することはできません。

計算リンクの定義方法は、「6 章 リンクベースファイルの作成 6-5 計算リンクの定義」を参照してください。

	株主資本					••	新	純				
	資	資本乗	創余金		利:	利益剰余金			株		株	資
	本			利益	その他利益剰余金 利益		株主資本合計			予	産	
	金			準備金	××	繰越利益	剰余金	株 式	本合		約	合
	312				積立金	剰余金	合計		計		権	計
当期首残高												
当期変動額											Ы	L
					計算の方向							
当期変動額合計	\mathbf{V}	-	V	V	V	4	V	4	V	V	V	$\overline{\mathbf{A}}$
当期末残高												

図表 7-3-1 株主資本等変動計算書における計算リンクの対象

7-4 有価証券届出書における次の事業年度の四半期又は中間財務諸表の開示

有価証券届出書に記載する次の事業年度における中間財務諸表を開示する場合、半期報告書で使用する財務諸表を表す要素及び拡張リンクロールと同じものを使用します。

有価証券届出書に次の事業年度における四半期財務諸表を任意に開示し、当該情報を タグ付けする際には、四半期連結財務諸表全体を次の表に示す要素を提出者が拡張し、 包括タグでタグ付けをします。

非連結の四半期情報をタグ付けする場合には適宜読替えを行ってください。注記に対してタグ付けをする場合にも適宜読替えを行ってください。なお、四半期財務諸表を開示する際のセグメント注記については、セグメント情報注記全体に対する包括タグでタグ付けをするものとします。

また、コンテキスト ID については、中間財務諸表を開示する場合には「中間」を設定し、四半期財務諸表を開示する場合には、「通期」を設定してください。

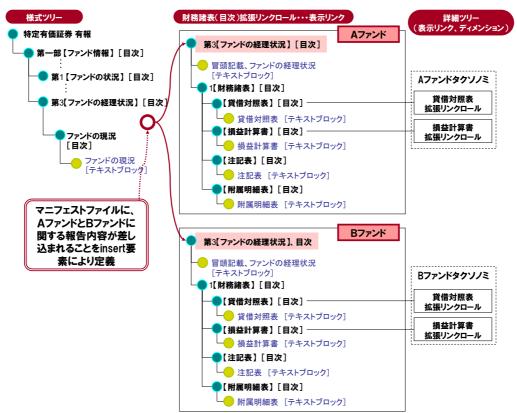
分類	開示した財務諸表	要素名	標準ラベル(日)	冗長ラベル(日)	標準ラベル(英)	冗長ラベル(英)
目次項目	四半期連結貸借対照表	QuarterlyConsolidated BalanceSheetHeading	四半期連結貸借対照表	四半期連結貸借対照表[目次項目]	•	Quarterly consolidated balance sheet [heading]
テキストブロック	四半期連結貸借対照表	QuarterlyConsolidated BalanceSheetTextBlo ck	四半期連結貸借対照表	四半期連結貸借対照表 [テキストブロック]	Quarterly consolidated	Quarterly consolidated balance sheet [text block]

図表 7-4-1 四半期情報のタグ付け例

7-5 シリーズファンドの提出書類の提出者別タクソノミ

シリーズファンドの提出書類の提出者別タクソノミを作成する場合、経理状況(経理状況がファンドごとにそれぞれ記載する場合に限る。)、財務諸表、注記表及び附属明細表について、ファンドごとにそれぞれ提出者別タクソノミ及び報告書インスタンスを作成します。また、マニフェストファイルに insert 要素を用いて、差し込まれる目次内容を定義します。

マニフェストファイルの作成は、『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。



図表 7-5-1 シリーズファンドのタクソノミの例

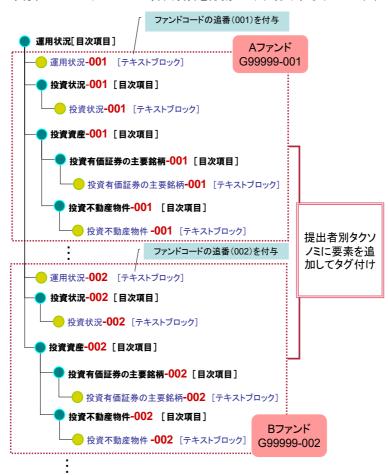
7-5-1 ファンドごとに目次項目を分割する場合

財務諸表以外の箇所で、ファンドごとに目次項目を分割する場合は、EDINET タクソノミの要素は使用せず、ファンドの財務諸表で使用するファンドコードの追番(3 桁)を、要素名及び冗長ラベルの末尾に付与した要素を追加してください。提出者別タクソノミの構造は「図表 7-5-3 ファンドごとに目次項目を分割してタグ付けするイメージ(1)」又は「図表 7-5-4 ファンドごとに目次項目を分割してタグ付けするイメージ(2)」を参考にしてください。

図表 7-5-2 財務諸表以外の箇所をファンドごとに目次項目を分割する例

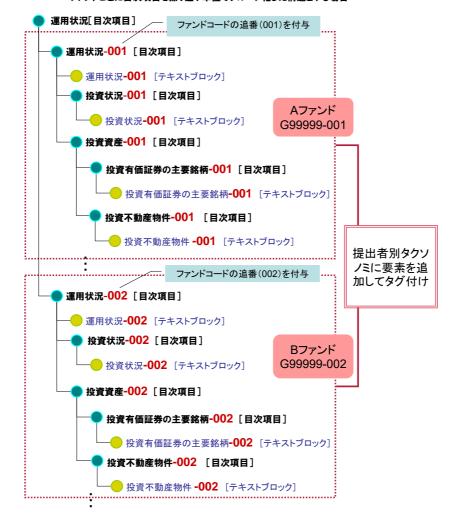
項		A ファンド	B ファンド			
●スキーマファイルに設定						
ファンドコード	一追番	G99999-001	G99999-002			
要素名		StatusOfInvestment001Heading	StatusOfInvestment002Heading			
●名称リンク	ファイルに設定	È				
標準ラベル	(日本語)	投資状況	投資状況			
	(英語)	Status of investment	Status of investment			
冗長ラベル	(日本語)	投資状況-001 [目次項目]	投資状況-002 [目次項目]			
	(英語)	Status of investment-001 [heading]	Status of investment-002 [heading]			

図表 7-5-3 ファンドごとに目次項目を分割してタグ付けするイメージ(1)



図表 7-5-4 ファンドごとに目次項目を分割してタグ付けするイメージ(2)

ファンドごとに目次項目を繰り返す単位でグループ化した構造とする場合



7-6 独立監査人の報告書

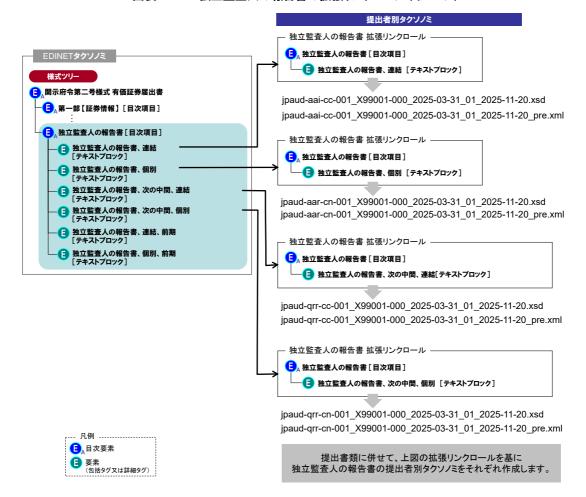
独立監査人の報告書を作成する際の注意事項について説明します。



- ・報告書本文とは別に、独立監査人の報告書1通ごとに一つの提出者別タ クソノミを作成します。
- ・関係リンクベースファイルは、表示リンクのみを作成します。
- EDINET タクソノミに定義されている拡張リンクロール「http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/role/jpcrp/rol_IndependentAuditorsReport」(*) を使用し、EDINET タクソノミの「独立監査人の報告書[目次項目]」をルート要素として提出者別タクソノミを作成します。
- ・独立監査人の報告書を詳細タグ付けしない場合は、様式ツリーの包括タ グのみを設定します。
- ・独立監査人の報告書を詳細タグ付けする場合は、詳細ツリーの要素を用いて設定します。
- ・詳細タグ付けが必須又は任意となる提出書類の範囲については、『EDINET タクソノミの概要説明』の「2-5 詳細タグ付けの範囲及び方針 2-5-2 開示府令」を参照してください。

※企業内容等の開示に関する内閣府令の場合の roleURI

図表 7-6-1 独立監査人の報告書の拡張リンクロール(イメージ)



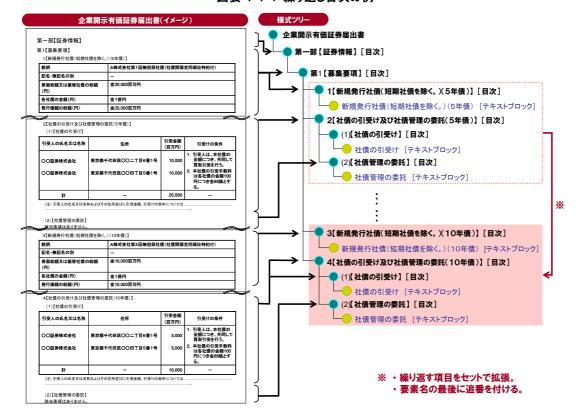
7-7 連番による要素追加

EDINET タクソノミで用意されている一つの要素に対応する記載事項が、複数箇所又は複数ファイルに分離する場合、要素の追加が必要です。その際、原則としては要素概念を適切に表すラベル及び要素名を定義する必要がありますが、「7-7-1 繰り返し目次がある場合の要素の追加及び名称リンクの設定の考え方」及び「7-7-2 注記事項が複数ファイルになる場合」については、2から始まる連番を付すことで要素名の一意性を確保します。

7-7-1 繰り返し目次がある場合の要素の追加及び名称リンクの設定の考え方

有価証券届出書における複数銘柄の募集要項において同一目次を繰り返し表示する場合、当該同一目次項目全体の要素名を追加し定義します。追加した要素名には要素の一意性を確保するため、連番を付けます。

連番を付ける位置については、「5 章 スキーマファイルの作成 5-2-1-1 要素の命名規約 優先度のある要素について」を参照してください。



図表 7-7-1 繰り返し目次の例

提出書類の目次が繰り返される場合の要素名及び名称リンクのそれぞれの設定内容は、次の図表のとおりです。

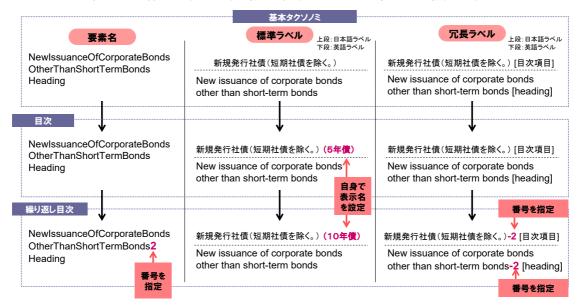
図表 7-7-2 目次が繰り返される場合の要素及び名称リンクの設定値

項目		設定内容	
●スキーマフ	ァイルに設定		
要素名		EDINET タクソノミの要素名に連番を付与 ※	
●名称リンク	ファイルに設定		
冗長ラベル	(日本語)	EDINET タクソノミの日本語冗長ラベルに連番を付与 **	
	(英語)	EDINET タクソノミの英語冗長ラベルに連番を付与 **	
標準ラベル	(日本語)	例えば、表示名	
(英語)		日本語標準ラベルの英訳	

※EDINET タクソノミの要素は連番なしです。追加した要素の連番は、2 以降の番号を指定します。ただし、類似の目次項目の追加や削除により、その構成内容を過去の提出書類から変更する場合は、欠番の発生又は項目の出現順と連番との不一致は問題ありません。

繰り返し目次がある場合の要素、標準ラベル及び名称リンクの設定の考え方は、次の図表のとおりです。

図表 7-7-3 繰り返し目次がある場合の要素の追加及び名称リンクの設定の考え方



7-7-2 注記事項が複数ファイルになる場合

注記事項が複数ファイルになる場合、二つ目以降のファイルには、開示書類等提出者自身で要素を定義します。当該要素名は、基となる要素の要素名に2以上の連番を設定します。

※注記事項を複数ファイルに分ける場合、各ファイルに一つ以上の隅付き括弧(【】)の目次を含む必要があります。隅付き括弧(【】)の目次が含まれていないと、提出できません。隅付き括弧(【】)の目次を含められない場合は、分割せず1ファイルで作成します。

修正国際基準に基づく財務諸表を EDINET タクソノミの様式ツリーの包括タグを使用してタグ付けする場合、開示書類等提出者自身が追加する要素のイメージは、次の図表のとおりです。

図表 7-7-4 開示書類等提出者自身が追加する要素(修正国際基準適用時)

基となる要素

NotesToConsolidatedFinancialStatementsJMISTextBlock 連結財務諸表注記事項 連結財務諸表注記事項(JMIS) [テキストブロック] Notes to consolidated financial statements Notes to consolidated financial statements (JMIS) [text block]

追加する要素

NotesToConsolidatedFinancialStatementsJMIS2TextBlock 連結財務諸表注記事項

連結財務諸表注記事項(JMIS)-2 [テキストブロック]

Notes to consolidated financial statements

Notes to consolidated financial statements (JMIS)-2 [text block]

※網掛け・太字部分が「基となる要素」に付与する連番です。 2以上の番号を指定します。 米国基準財務諸表を EDINET タクソノミの様式ツリーの包括タグを使用して タグ付けする場合、開示書類等提出者自身が追加する要素のイメージは、次の 図表のとおりです。

図表 7-7-5 開示書類等提出者自身が追加する要素(米国基準適用時)

基となる要素

NotesToConsolidatedFinancialStatementsUSGAAPTextBlock 連結財務諸表注記事項 連結財務諸表注記事項(US GAAP) [テキストブロック] Notes to consolidated financial statements Notes to consolidated financial statements (US GAAP) [text block]

追加する要素

NotesToConsolidatedFinancialStatementsUSGAAP2TextBlock 連結財務諸表注記事項

連結財務諸表注記事項(US GAAP)-2 [テキストブロック]

Notes to consolidated financial statements

Notes to consolidated financial statements (US GAAP)-2 [text block]

※網掛け・太字部分が「基となる要素」に付与する連番です。 2以上の番号を指定します。

7-8 インライン XBRL と計算リンクについて

財務諸表本表(国際会計基準では注記事項の一部を含む。)で、合計値を表す値を設定 する際は、計算リンク上で計算構造を正しく定義してください(国際会計基準の計算リ ンクの設定対象については、『EDINET タクソノミの概要説明』の「2-5-4 IFRS 財務諸表」 を参照してください。)。

表示金額単位未満の端数処理の結果、表示金額の単純合計が合計値と一致しない場合 でも計算リンクを設定してください。ただし、主要な内訳のみを記載しているために、 端数処理以前に内訳の合計が合計値と一致しない場合は、計算リンクを設定しません。

なお、合計線の表示は、インライン XBRL に対して開示書類等提出者が設定する必要 があります。計算リンクで計算構造を正しく定義しても、合計線は自動設定されません。

7-9 大量保有報告書提出時の DEI に関する設定

大量保有報告書提出時の DEI に関する設定について説明します。

大量保有報告書の DEI は、DEI タクソノミに加えて大量保有タクソノミの「大量保有報告書の追加 DEI」を用います。次の四項目については開示書類等提出者だけでなく、大量保有者及び共同保有者の情報についても入力が必要です。

- **■** EDINET ¬—ド
- ➡ 証券コード
- 氏名又は名称(日本語表記)
- ➡ 氏名又は名称(英語表記)

開示書類等提出者の情報を入力する際は、その他の様式と同様に DEI タクソノミを使用します。

大量保有者及び共同保有者の情報を入力する際は、大量保有タクソノミに定義されている拡張リンクロール「**大量保有報告書の追加 DEI**」を使用します。大量保有報告書の追加 **DEI** は、大量保有報告書本文と同様にディメンションで定義されています。

大量保有報告書の提出者が大量保有者である場合、同提出者に関する情報は、DEI タクソノミ及び大量保有報告書の追加 DEI の両方を用いてそれぞれ値を設定します。



図表 7-9-1 DEI の入力(イメージ)

なお、大量保有報告書の追加 DEI には、「提出者(大量保有者)」が一名又は一社の場合でもメンバーの追加が必要です。メンバーを追加する際は、「提出者(大量保有者)[メンバー]」又は「共同保有者 [メンバー]」のいずれかの適切な要素の子要素として定義します。

7-10 臨時報告書作成時の禁止事項

臨時報告書は、EDINET タクソノミに設定された提出事由に係る根拠法令に基づき、 要素を選択する必要があります。提出者別タクソノミに報告内容に係る要素を追加する ことは禁止します。

また、様式ツリーにおいて、報告書の記載内容に合わせて要素の並び順(order 属性の 値)を変更することは可能ですが、親子関係を変更することは禁止します。

7-11 みなし有価証券届出書

募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされます。募集事項等記載書面及び有価証券報告書を一体として提出される書類を「みなし有価証券届出書」といいます。

みなし有価証券届出書のうち、XBRL対象様式は、次の2様式です。

- 第六号の七及び第七号様式(報告書全体が XBRL 対象)
- 第六号の九及び第九号様式(財務諸表本表のみ XBRL 対象)

本節の記載と併せて、『提出者別タクソノミ作成ガイドライン 添付 6 みなし有価証券届出書 設例』を参照してください。

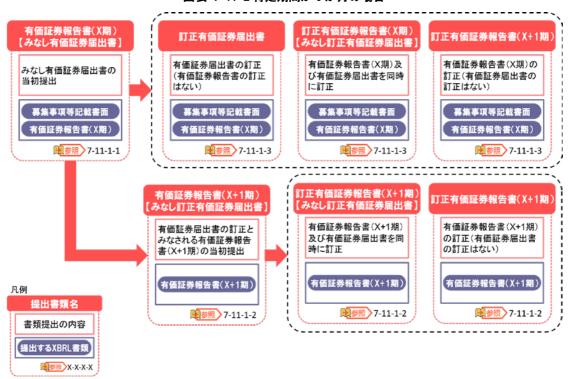
7-11-1 みなし有価証券届出書(第六号の七及び第七号 様式)

第六号の七及び第七号様式(報告書全体が XBRL 対象)及びその関連書類提出の流れは次の二つの図表のとおりです(訂正書類提出の有無及び時系列については多様な可能性があります。)。

有価証券報告書 訂正有価証券報告書 訂正有価証券届出書 訂正有価証券報告書 【みなし有価証券届出書】 【みなし訂正有価証券届出書】 有価証券届出書の訂正 有価証券報告書の訂正 みなし有価証券届出書の 有価証券報告書及び有価 (有価証券報告書の訂正 (有価証券届出書の訂正 当初提出 証券届出書を同時に訂正 募集事項等記載書面 募集事項等記載書面 募集事項等記載書面 募集事項等記載書面 有価証券報告書 有価証券報告書 有価証券報告書 有価証券報告書 **順参照** 7-11-1-1 7-11-1-3 7-11-1-3 訂正半期報告書 半期報告書 訂正半期報告書 【みなし訂正有価証券届出書】 【みなし訂正有価証券届出書】 有価証券届出書の訂正と 半期報告書の訂正(有価 半期報告書及び有価証券 証券届出書の訂正はな みなされる半期報告書の 届出書を同時に訂正 当初提出 LV) 半期報告書 半期報告書 半期報告書 凡.例 提出書類名 7-11-1-2 7-11-1-2 多照 7-11-1-2 書類提出の内容 提出するXBRL書類

図表 7-11-1 特定期間が6か月を超える場合

類参照 X-X-X-X



図表 7-11-2 特定期間が6か月の場合

7-11-1-1 みなし有価証券届出書(第六号の七及び第七号様式)の提出

インライン XBRL に追加 DEI が必要です。追加 DEI 設定の詳細は、「7-11-3 みなし有価証券届出書の追加 DEI」を参照してください。

表紙の脚注に、有価証券届出書とみなされる旨を記載し、「**脚注、表紙[テキストブロック**]」要素でタグ付けします。

表紙には、有価証券報告書と募集事項等記載書面の間で重複する項目がいくつか存在しますが、これらをタグ付けする際には、次の点に注意してください。

➡【提出書類】

EDINET タクソノミに用意された別々の要素でタグ付けします。

→ 【提出日】及び【提出先】

それぞれ EDINET タクソノミに用意された同一の要素で2回タグ付けします。

➡ 上記以外で重複する項目

原則として同一の要素で2回タグ付けしますが、有価証券報告書と募集事項等記載書面とで記載内容が完全に一致しない場合は、募集事項等記載書面の目次要素を提出者別タクソノミで追加することができます。要素の追加の仕方については、「5 章 スキーマファイルの作成 5-2 要素の定義」を参照してください。

なお、表紙(有価証券報告書の表紙と募集事項等記載書面の表紙を一体化したもの)及び募集事項等記載書面本文に続く有価証券報告書本文の冒頭には、 【有価証券報告書】と記載する必要があります。

7-11-1-2 みなし有価証券届出書の訂正とみなされる有価証券報告書(第 七号様式)又は半期報告書(第十号様式)の提出及び訂正

みなし有価証券届出書の訂正とみなされる有価証券報告書(特定期間が6か 月の場合)又は半期報告書(特定期間が6か月を超える場合)を提出する場合 (訂正書類の提出を含む。) のインライン XBRL 作成方法は、次の二点を除き、 みなし有価証券届出書の訂正とみなされない有価証券報告書又は半期報告書と 同様です。

- インラインXBRLに追加DEIが必要です。追加DEI設定の詳細は、「7-11-3 みなし有価証券届出書の追加 DEI」を参照してください。
- 表紙の脚注に、みなし有価証券届出書の訂正とみなされる旨を記載し、 「脚注、表紙 [テキストブロック]」要素でタグ付けします。

7-11-1-3 みなし有価証券届出書(第六号の七及び第七号様式)の訂正

みなし有価証券届出書の訂正には次の三種類があります(複数種類の訂正を 同日に提出する場合は、複数回に分けて提出する必要があります。)。

- ➡ 訂正有価証券報告書【みなし訂正有価証券届出書】
- 訂正有価証券届出書(訂正有価証券報告書ではない。)
- 訂正有価証券報告書(訂正有価証券届出書ではない。)

いずれの場合でも、当初提出した募集事項等記載書面と有価証券報告書が一 体となったインライン XBRL の上に訂正内容を反映し添付します。訂正の種類 によって、添付するインライン XBRL の範囲や訂正回数の数え方に影響はあり ません。

訂正書類に添付するインライン XBRL の追加 DEI の更新が必要です。追加 DEI 設定の詳細は、「7-11-3 みなし有価証券届出書の追加 DEI」を参照してくだ さい。また、訂正報告時の一般的な注意事項は、「7-2 訂正報告時の提出ファイ **ル**」を参照してください。

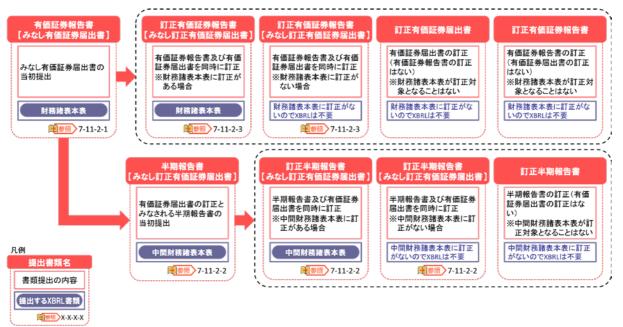
複数回の訂正報告をする場合、発生した訂正内容の全てを添付インライン XBRL に反映します。訂正有価証券届出書(訂正有価証券報告書ではない。)で 有価証券報告書部分の訂正(例えば、第二部【委託会社等の情報】第2【その 他の関係法人の概況】に販売会社を追加する場合)が発生した場合、それより 後に提出される訂正有価証券報告書(訂正有価証券報告書【みなし訂正有価証 券届出書】を含む。) に添付するインライン XBRL の有価証券報告書部分は、 訂正後の有価証券報告書の状態と異なり、訂正有価証券届出書(訂正有価証券 報告書ではない。)の訂正内容が反映された状態となりますが、差し支えありま せん。

みなし有価証券届出書の訂正とみなされる半期報告書を提出した後であって も、みなし有価証券届出書の訂正書類の添付インライン XBRL に、次の中間期 の中間財務諸表を記載しません。また、みなし有価証券届出書の訂正とみなさ れる有価証券報告書を提出した後であっても、みなし有価証券届出書の訂正書 類の添付インライン XBRL に記載する財務諸表は、みなし有価証券届出書に当 初記載された事業年度のみです。

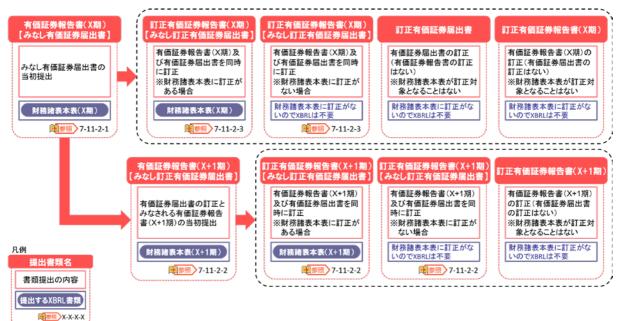
7-11-2 みなし有価証券届出書(第六号の九及び第九号 様式)

第六号の九及び第九号様式(財務諸表本表のみ XBRL 対象)及びその関連書類提出の流れは次の二つの図表のとおりです(訂正書類提出の有無及び時系列については多様な可能性があります。)。

図表 7-11-3 特定期間が6か月を超える場合



図表 7-11-4 特定期間が6か月の場合



7-11-2-1 みなし有価証券届出書(第六号の九及び第九号様式)の提出

インライン XBRL に追加 DEI が必要です。追加 DEI 設定の詳細は、「7-11-3 みなし有価証券届出書の追加 DEI」を参照してください。

なお、表紙(有価証券報告書の表紙と募集事項等記載書面の表紙を一体化したもの)及び募集事項等記載書面本文に続く有価証券報告書本文の冒頭には、 【有価証券報告書】と記載する必要があります。

7-11-2-2 みなし有価証券届出書の訂正とみなされる有価証券報告書(第 九号様式)又は半期報告書(第十二号様式)の提出及び訂正

みなし有価証券届出書の訂正とみなされる有価証券報告書(特定期間が6か月の場合)又は半期報告書(特定期間が6か月を超える場合)を提出する場合(訂正書類の提出を含む。)のインライン XBRL 作成方法は、次の点を除き、みなし有価証券届出書の訂正とみなされない有価証券報告書又は半期報告書と同様です。

・ インライン XBRL に追加 DEI が必要です。追加 DEI 設定の詳細は「7-11-3 みなし有価証券届出書の追加 DEI」を参照してください。

7-11-2-3 みなし有価証券届出書(第六号の九及び第九号様式)の訂正

みなし有価証券届出書の訂正には次の三種類があります(複数種類の訂正を同日に提出する場合は、複数回に分けて提出する必要があります。)。

- ➡ 訂正有価証券報告書【みなし訂正有価証券届出書】
- ⇒ 訂正有価証券届出書(訂正有価証券報告書ではない。)
- ➡ 訂正有価証券報告書(訂正有価証券届出書ではない。)

ただし、第六号の九及び第九号様式の財務諸表本表に訂正が生じるのは、訂正有価証券報告書【みなし訂正有価証券届出書】に限られます。訂正有価証券報告書【みなし訂正有価証券届出書】であり、かつ、財務諸表本表に訂正がある場合のみ、インライン XBRL の添付が必要です。訂正書類にインライン XBRL を添付する場合は、追加 DEI の更新が必要です。追加 DEI 設定の詳細は、「7-11-3 みなし有価証券届出書の追加 DEI」を参照してください。また、訂正報告時の一般的な注意事項は、「7-2 訂正報告時の提出ファイル」を参照してください。

みなし有価証券届出書の訂正とみなされる半期報告書を提出した後であっても、みなし有価証券届出書の訂正書類の添付インライン XBRL に、次の中間期の中間財務諸表を記載しません。また、みなし有価証券届出書の訂正とみなされる有価証券報告書を提出した後であっても、みなし有価証券届出書の訂正書類の添付インライン XBRL に記載する財務諸表は、みなし有価証券届出書に当初記載された事業年度のみです。

7-11-3 みなし有価証券届出書の追加 DEI

みなし有価証券届出書及びその関連書類には、通常の DEI に加えて、「みなし 有価証券届出書の追加 DEI」を使用します。みなし有価証券届出書の追加 DEI は様式によって使い分けが必要となります。

みなし有価証券届出書及びその訂正書類に用いる追加 DEI のファイル名は、 「ipsps-dei 000100-000 {タクソノミ日付} def.xml」で、次の二つの要素について設 定する必要があります。

- ➡ 有価証券届出書訂正のフラグ
- 🚭 有価証券報告書訂正のフラグ

みなし有価証券届出書の訂正とみなされる半期報告書又は有価証券報告書並 びにその訂正書類に用いる追加 DEI のファイル名は、「jpsps-dei_000200-000_{タ クソノミ日付}_def.xml」で、次の二つの要素について設定する必要があります。

- ➡ 有価証券届出書訂正のフラグ
- ➡ 訂正対象となるみなし有価証券届出書の書類管理番号

7-12 ファンドの経理状況(運用未開始)について

特定有価証券開示府令第四号様式 有価証券届出書では、「ファンドの経理状況(運用未開始)」要素が用意されています。当該要素は、運用未開始時の有価証券届出書において、ファンドの経理状況をタグ付けする場合に用いることができます。

図表 7-12-1 ファンドの経理状況(運用未開始)の記載例

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、平成XX年XX月XX日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

ファンドの会計監査は、委託会社の指定する監査法人が行います。監査証明を受けたファンドの財務諸表は、有価証券報告書に記載されます。

委託会社は、信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する 規則」昭和38年大蔵省令第59号)の定めるところによります。

運用未開始時の有価証券届出書で、「duration」のコンテキストが設定されていない場合は、periodType 属性の値が「duration」である「ファンドの経理状況」要素でタグ付けすることはできません。この場合は、periodType 属性の値が「instant」である「ファンドの経理状況(運用未開始)」要素でタグ付けしてください(コンテキスト ID は提出日コンテキスト)。

7-13 連番軸の利用

開示府令タクソノミに用意される連番軸は、同タクソノミの関係リンクで連番軸を利用している箇所で利用します。連番軸のメンバーは「RowXMember(X は 1~300 の整数)」の要素名で 300 件目まで用意されています。全てのメンバーが同タクソノミの関係リンクに出現するわけではありませんが、300 件目までは拡張の必要がないことに注意してください。

301 件目以降が必要となる場合、同様の要素名で Dimension メンバー要素を拡張する必要があります。



使用するタクソノミのバージョン

本章では、タクソノミのバージョンについて説明します。

8-1 EDINET タクソノミ

EDINET タクソノミのバージョン、開示書類の種類及び対象期間は次の「8-1-1 DEI」から「8-1-17 内部統制府令 第一号様式 内部統制報告書」までのとおりです。

また、「開示書類の種類」には、訂正報告書又は訂正届出書を含みます。

訂正報告書又は訂正届出書を作成する場合には、訂正の対象となる書類を作成した際に使用した EDINET タクソノミと同一バージョンのものを使用してください。

8-1-1 DEI

図表 8-1-1 バージョン、開示書類の種類、対象期間(DEI)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
次世代 EDINET タクソノミ [2013-08-31]	-	インライン XBRL 方式の EDINET タクソノミを適用する書類 2025 年版 EDINET タクソノミの適用以降、名称リンクの参照先 URI は次の利用を原則とします。http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/2013-08-31/label/jpdei_2024-11-01_lab(-en).xml ただし、次を利用することも可能です。http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/2013-08-31/label/jpdei_2013-08-31_lab(-en).xml

8-1-2 財務諸表本表

開示府令タクソノミ又は特定有価証券開示府令タクソノミと同じバージョン日付の財務諸表本表タクソノミを用います。

ただし、次の図表に記載する書類については、同図表に記載するタクソノミバージョンの組合せを用います。

図表 8-1-2 財務諸表本表タクソノミ適用条件の例外

府令タクソノミの バージョン	財務諸表本表 タクソノミの バージョン	開示書類の種類	対象期間
	2016 年版 財務諸表本表 タクソノミ	特定有価証券の 有価証券報告書	2016年(平成 28年)3月31日~ 2017年(平成 29年)3月30日に 終了する特定期間に係る書類
2015 年版 特定有価証券 開示府令 タクソノミ		特定有価証券の 半期報告書	2016 年(平成 28 年)4 月 1 日~ 2017 年(平成 29 年)3 月 31 日に 開始する事業年度に属する半期 に係る書類
[2015-02-29]	[2016-02-29]	特定有価証券の 有価証券届出書	2016年(平成 28年)3月31日~ 2017年(平成 29年)3月30日に 終了する特定期間を直近の特定 期間とする財務諸表等を掲げる 書類

府令タクソノミの バージョン	財務諸表本表 タクソノミの バージョン	開示書類の種類	対象期間
2014 年版 特定有価証券 開示府令 タクソノミ (みなし有価証券 届出書対応版) [2014-07-31]	次世代 EDINET タクソノミ中の 財務諸表本表 タクソノミ [2013-08-31]	特定有価証券の みなし有価証券届 出書、有価証券報 告書又は半期報 告書	2014年(平成 26年)12月1日以降提出するみなし有価証券届出書及びその関連書類(ただし、2015年(平成 27年)3月31日以後に終了する特定期間を直近の特定期間とする財務諸表を掲げる書類(組込方式又は参照知りの財務諸表の特定期間との財務諸表の特定期間が2015年(平成 27年)3月31日以後に終了するもの。)及び財務諸表を掲げない書類で2015年(平成 27年)4月1日以後提出する書類を除く。)

8-1-3 国際会計基準タクソノミ

開示府令タクソノミと同じバージョン日付の国際会計基準タクソノミを用います。

8-1-4 開示府令

図表 8-1-3 バージョン、開示書類の種類、対象期間(開示府令)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
	有価証券報告書	2026年(令和8年)3月31日以後に終了する事業年度に係る書類
	半期報告書	2026年(令和8年)4月1日以後に開始する事業年度に属する半期に係る書類
2026 年版 EDINET タクソノミ [2025-11-01]	有価証券届出書	2026年(令和8年)3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類(※)及び財務諸表等を掲げない書類で2026年(令和8年)4月1日以後提出する書類※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報又は参照書類中の財務諸表の事業年度が2026年(令和8年)3月31日以後に終了するもの。
	発行登録書	2026年(令和8年)4月1日以後提出する書類
	発行登録追補書 類	2026年(令和8年)4月1日以後提出する発行登録書に係る書類
2025 年版 EDINET	有価証券報告書	2025年(令和7年)3月31日以後に終了する事業年度に係る書類
タクソノミ [2024-11-01]	半期報告書	2025年(令和7年)4月1日以後に開始する事業年度に属する半期に係る書類

バージョン	開示書類の種類	対象期間
	有価証券届出書	2025年(令和7年)3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類(※)及び財務諸表等を掲げない書類で2025年(令和7年)4月1日以後提出する書類
		※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報又は参照書類中の財務諸表の事業年度が 2025 年 (令和7年)3月31日以後に終了するもの。
	発行登録書	2025年(令和7年)4月1日以後提出する書類
	発行登録追補書 類	2025年(令和7年)4月1日以後提出する発行登録書に係る書類
		2024年(令和6年)3月31日以後に終了する事業
	有価証券報告書	年度に係る書類
	四半期報告書 及び半期報告書	2024年(令和6年)4月1日以後に開始する事業年度に属する四半期又は半期に係る書類
2024 年版 EDINET タクソノミ	有価証券届出書	2024年(令和6年)3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類(※)及び財務諸表等を掲げない書類で2024年(令和6年)4月1日以後提出する書類
[2023-12-01]		※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報又は参照書類中の財務諸表の事業年度が 2024 年 (令和 6 年)3 月 31 日以後に終了するもの。
	発行登録書	2024年(令和6年)4月1日以後提出する書類
	発行登録追補書 類	2024年(令和6年)4月1日以後提出する発行登録書に係る書類
	有価証券報告書	2023年(令和5年)3月31日以後に終了する事業年度に係る書類
	四半期報告書 及び半期報告書	2023年(令和5年)4月1日以後に開始する事業年度に属する四半期又は半期に係る書類
2023 年版 EDINET タクソノミ [2022-11-01]	有価証券届出書	2023年(令和5年)3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類(※)及び財務諸表等を掲げない書類で2023年(令和5年)4月1日以後提出する書類
		※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報又は参照書類中の財務諸表の事業年度が 2023 年 (令和 5 年)3 月 31 日以後に終了するもの。
	発行登録書	2023年(令和5年)4月1日以後提出する書類
	発行登録追補書 類	2023 年(令和 5 年)4 月 1 日以後提出する発行登録書に係る書類
	有価証券報告書	2022年(令和4年)3月31日以後に終了する事業年度に係る書類
	四半期報告書 及び半期報告書	2022年(令和4年)4月1日以後に開始する事業年度に属する四半期又は半期に係る書類
2022 年版 EDINET タクソノミ [2021-11-01]	有価証券届出書	2022年(令和4年)3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類(※)及び財務諸表等を掲げない書類で2022年(令和4年)4月1日以後提出する書類
		※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報又は参照書類中の財務諸表の事業年度が 2022 年 (令和4年)3月31日以後に終了するもの。

バージョン	開示書類の種類	対象期間
	発行登録書	2022 年(令和 4 年)4 月 1 日以後提出する書類
	発行登録追補書 類	2022 年(令和4年)4月1日以後提出する発行登録書に係る書類
	有価証券報告書	2021年(令和3年)3月31日以後に終了する事業年度に係る書類
	四半期報告書 及び半期報告書	2021年(令和3年)4月1日以後に開始する事業 年度に属する四半期又は半期に係る書類
2021 年版 EDINET タクソノミ [2020-11-01]	有価証券届出書	2021年(令和3年)3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類(※)及び財務諸表等を掲げない書類で2021年(令和3年)4月1日以後提出する書類 ※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報又
		は参照書類中の財務諸表の事業年度が 2021 年 (令和3年)3月31日以後に終了するもの。
	発行登録書	2021年(令和3年)4月1日以後提出する書類
	発行登録追補書 類	2021 年(令和3年)4月1日以後提出する発行登録書に係る書類
	有価証券報告書	2020年(令和2年)3月31日以後に終了する事業年度に係る書類
	四半期報告書 及び半期報告書	2020年(令和2年)4月1日以後に開始する事業年度に属する四半期又は半期に係る書類
2020 年版 EDINET タクソノミ [2019-11-01]	有価証券届出書	2020年(令和2年)3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類(※)及び財務諸表等を掲げない書類で2020年(令和2年)4月1日以後提出する書類
		※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報又は参照書類中の財務諸表の事業年度が 2020 年(令和 2 年) 3 月 31 日以後に終了するもの。
	発行登録書	2020年(令和2年)4月1日以後提出する書類
	発行登録追補書 類	2020年(令和2年)4月1日以後提出する発行登録書に係る書類
2019 年版 EDINET	四半期報告書 及び半期報告書	2019年(平成31年)4月1日以後に開始する事業年度に属する四半期又は半期に係る書類
タクソノミ	発行登録書	2019 年(平成 31 年)4 月 1 日以後提出する書類
[2019-02-28]	発行登録追補書 類	2019年(平成31年)4月1日以後提出する発行登録書に係る書類
	有価証券報告書	2019年(平成31年)3月31日以後に終了する事業年度に係る書類
EDINET タクソノミ (CG・IFRS 対応版) [2018-03-31]	有価証券届出書	2019年(平成31年)3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類(※)及び財務諸表等を掲げない書類で2019年(平成31年)4月1日以後提出する書類
		※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報又は参照書類中の財務諸表の事業年度が 2019 年 (平成 31 年)3 月 31 日以後に終了するもの。
2018 年版 EDINET タクソノミ	有価証券報告書	2018年(平成30年)3月31日以後に終了する事業年度に係る書類
[2018-02-28]	四半期報告書 及び半期報告書	2018年(平成30年)4月1日以後に開始する事業年度に属する四半期又は半期に係る書類

バージョン	開示書類の種類	対象期間
	有価証券届出書	2018年(平成30年)3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類(※)及び財務諸表等を掲げない書類で2018年(平成30年)4月1日以後提出する書類※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報又は参照書類中の財務諸表の事業年度が2018年
	発行登録書 発行登録追補書	(平成30年)3月31日以後に終了するもの。 2018年(平成30年)4月1日以後提出する書類 2018年(平成30年)4月1日以後提出する発行登
	類 有価証券報告書	録書に係る書類 2017年(平成 29年)3月31日以後に終了する事業を第二条 2書籍
	四半期報告書	業年度に係る書類 2017年(平成29年)4月1日以後に開始する事業 年度に展する開始期内は光期に係る書類
2017 年版 EDINET タクソノミ [2017-02-28]	及び半期報告書有価証券届出書	年度に属する四半期又は半期に係る書類 2017年(平成29年)3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類(※)及び財務諸表等を掲げない書類で2017年(平成29年)4月1日以後提出する書類
		※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報又は参照書類中の財務諸表の事業年度が 2017 年 (平成 29 年)3 月 31 日以後に終了するもの。
	発行登録書 発行登録追補書 類	2017年(平成 29 年)4月1日以後提出する書類 2017年(平成 29 年)4月1日以後提出する発行登 録書に係る書類
	有価証券報告書	2016年(平成28年)3月31日以後に終了する事業年度に係る書類
	四半期報告書 及び半期報告書	2016年(平成28年)4月1日以後に開始する事業年度に属する四半期又は半期に係る書類
2016 年版 EDINET タクソノミ 「2016-02-29〕	有価証券届出書	2016年(平成28年)3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類(※)及び財務諸表等を掲げない書類で2016年(平成28年)4月1日以後提出する書類
[2010 02 20]		※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報又は参照書類中の財務諸表の事業年度が 2016 年 (平成 28 年)3 月 31 日以後に終了するもの。
	発行登録書 発行登録追補書 類	2016 年(平成 28 年)4 月 1 日以後提出する書類 2016 年(平成 28 年)4 月 1 日以後提出する発行登 録書に係る書類
	有価証券報告書	2015年(平成 27年)3月31日以後に終了する事業年度に係る書類
	四半期報告書 及び半期報告書	2015年(平成27年)4月1日以後に開始する事業年度に属する四半期又は半期に係る書類
2015 年版 EDINET タクソノミ [2015-03-31]	有価証券届出書	2015年(平成 27年)3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類(※)及び財務諸表等を掲げない書類で2015年(平成 27年)4月1日以後提出する書類
		※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報又は参照書類中の財務諸表の事業年度が 2015 年 (平成 27 年)3 月 31 日以後に終了するもの。

バージョン	開示書類の種類	対象期間
	発行登録書	2015年(平成 27年)4月1日以後提出する書類
	発行登録追補書 類	2015年(平成27年)4月1日以後提出する発行登録書に係る書類
	有価証券報告書	2013年(平成25年)12月31日以後に終了する事業年度に係る書類
	四半期報告書 及び半期報告書	2014年(平成26年)1月1日以後に開始する事業年度に属する四半期又は半期に係る書類
次世代 EDINET タクソノミ [2013-08-31]	有価証券届出書	2013年(平成25年)12月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類(※)及び財務諸表等を掲げない書類で2014年(平成26年)1月1日以後提出する書類※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報又は参照書類中の財務諸表の事業年度が2013年
	発行登録書	(平成 25 年)12 月 31 日以後に終了するもの。 2014 年(平成 26 年)1 月 1 日以後提出する書類
	発行登録追補書 類	2014 年(平成 26 年) 1 月 1 日以後提出する発行登録書に係る書類

8-1-5 臨時報告書

図表 8-1-4 バージョン、開示書類の種類、対象期間(臨時報告書)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
2025 年版 EDINET タクソノミ [2024-11-01]	臨時報告書	2025年(令和7年)4月1日以後提出する書類 (2025年(令和7年)1月1日以後早期適用可)
2022 年版 EDINET タクソノミ [2021-11-01]	臨時報告書	2022 年(令和 4 年)4 月 1 日以後提出する書類 (2022 年(令和 4 年)1 月 1 日以後早期適用可)
2020 年版 EDINET タクソノミ [2019-11-01]	臨時報告書	2020年(令和2年)4月1日以後提出する書類 (2020年(令和2年)1月1日以後早期適用可)
2015年5月版 EDINET タクソノミ [2015-04-30]	臨時報告書	2015 年(平成 27 年)5 月 1 日以後提出する書 類
次世代 EDINET タクソノミ [2013-08-31]	臨時報告書	2014年(平成 26年)1月1日以後提出する書類(早期適用可)

8-1-6 開示府令 第十七号様式 自己株券買付状況報 告書

図表 8-1-5 バージョン、開示書類の種類、対象期間(自己株券買付状況報告書)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
2022 年版 EDINET タクソノミ [2021-11-01]	自己株券買付状況 報告書	2022 年(令和 4 年) 4 月 1 日以後提出する書類 (2022 年(令和 4 年) 1 月 1 日以後早期適用可)
次世代 EDINET タクソノミ [2013-08-31]	自己株券買付状況 報告書	2014年(平成 26年)1月1日以後提出する書類(早期適用可)

8-1-7 特定有価証券開示府令

図表 8-1-6 パージョン、開示書類の種類、対象期間(特定有価証券開示府令)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
2026 年版 EDINET タクソノミ [2025-11-01]	有価証券報告書	2026年(令和8年)3月31日以後に終了する特定期間に係る書類
	半期報告書	2026年(令和8年)4月1日以後に開始する特定期間に属する半期に係る書類
	有価証券届出書みなし有価証券届出書	2026年(令和8年)3月31日以後に終了する特定期間を直近の特定期間とする財務諸表を掲げる書類(※)及び財務諸表を掲げない書類で2026年(令和8年)4月1日以後提出する書類 ※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報又は参照書類中の財務諸表の特定期間が2026年(令和8年)3月31日以後に終了するも
		σ .
	発行登録書	2026年(令和8年)4月1日以後提出する書類
	発行登録追補書類	2026年(令和8年)4月1日以後提出する発行登録書に係る書類
	有価証券報告書	2025年(令和7年)3月31日以後に終了する特定期間に係る書類
	半期報告書	2025年(令和7年)4月1日以後に開始する特定期間に属する半期に係る書類
2025 年版 EDINET タクソノミ [2024-11-01]	有価証券届出書みなし有価証券届出書	2025年(令和7年)3月31日以後に終了する 特定期間を直近の特定期間とする財務諸表を 掲げる書類(※)及び財務諸表を掲げない書類 で2025年(令和7年)4月1日以後提出する書類 ※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報 又は参照書類中の財務諸表の特定期間が 2025年(令和7年)3月31日以後に終了するも
		o .
	発行登録書	2025年(令和7年)4月1日以後提出する書類 2025年(令和7年)4月1日以後提出する発行
	発行登録追補書類	2020 年(7447年)4月1日以後提出9 0光11 登録書に係る書類
	有価証券報告書	2024年(令和6年)3月31日以後に終了する特定期間に係る書類
	半期報告書	2024年(令和6年)4月1日以後に開始する特定期間に属する半期に係る書類
2024 年版 EDINET タクソノミ [2023-12-01]	有価証券届出書 みなし有価証券届 出書	2024年(令和6年)3月31日以後に終了する 特定期間を直近の特定期間とする財務諸表を 掲げる書類(※)及び財務諸表を掲げない書類 で2024年(令和6年)4月1日以後提出する書 類 ※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報
		※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報 又は参照書類中の財務諸表の特定期間が 2024年(令和6年)3月31日以後に終了するも の。

(イージョン 開示書類の種類 対象期間 発行登録書 2024年(令和6年)4月1日以後提出する書 発行登録追補書類 2024年(令和6年)4月1日以後提出する書 登録書に係る書類 2023年(令和5年)3月31日以後に終了で 特定期間に係る書類 2023年(令和5年)4月1日以後に開始する 定期間に属する半期に係る書類 2023年(令和5年)3月31日以後に終了で 特定期間を直近の特定期間とする財務諸語 掲げる書類(※)及び財務諸表を掲げない書 で 2023年(令和5年)4月1日以後提出する で 2023年(令和5年)4月1日以後 2023年(令和5年)4月1日 (全社)4月1日 (全社	発行
発行登録追補書類 登録書に係る書類 2023 年(令和 5 年)3 月 31 日以後に終了る 特定期間に係る書類 2023 年(令和 5 年)4 月 1 日以後に開始する 定期間に属する半期に係る書類 2023 年(令和 5 年)3 月 31 日以後に終了る 特定期間を直近の特定期間とする財務諸 掲げる書類(※)及び財務諸表を掲げない書 2023 年(令和 5 年)4 月 1 日以後提出する 2023 年(令和 5 年)4 月 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	
有価証券報告書 特定期間に係る書類 2023年(令和5年)4月1日以後に開始する 定期間に属する半期に係る書類 2023年(令和5年)3月31日以後に終了する 定期間を直近の特定期間とする財務諸 掲げる書類(※)及び財務諸表を掲げない書	+ 7
キ期報告書定期間に属する半期に係る書類2023 年(令和 5 年)3 月 31 日以後に終了る 特定期間を直近の特定期間とする財務諸 掲げる書類(※)及び財務諸表を掲げない書2023 年版 FDINFTで 2023 年(今和 5 年)4 月 1 日以後提出する	96
特定期間を直近の特定期間とする財務諸親掲げる書類(※)及び財務諸表を掲げない書 2023 年版 FDINFT で 2023 年 (会和 5 年)4 月 1 日以後提出する	る特
タクソノミ みなし有価証券届 ^類 [2022-11-01] 出書 ※組込方式又は参照方式の場合は、組込情	表書る青報
又は参照書類中の財務諸表の特定期間 2023年(令和5年)3月31日以後に終了する の。	
発行登録書 2023年(令和5年)4月1日以後提出する書	書類
発行登録追補書類 2023 年(令和5年)4月1日以後提出する多 登録書に係る書類	発行
有価証券報告書 2022 年(令和 4 年)3 月 31 日以後に終了る特定期間に係る書類	する
半期報告書 2022 年(令和4年)4月1日以後に開始する 定期間に属する半期に係る書類	る特
2022 年(令和 4 年)3 月 31 日以後に終了3 特定期間を直近の特定期間とする財務諸 掲げる書類(※)及び財務諸表を掲げない書 で2022 年(令和 4 年)4 月 1 日以後提出する 類 (2021-11-01)	表を 書類 る書
※組込方式又は参照方式の場合は、組込情 又は参照書類中の財務諸表の特定期間 2022年(令和4年)3月31日以後に終了する の。	引が
発行登録書 2022 年(令和4年)4月1日以後提出する書	書類
発行登録追補書類 2022 年(令和4年)4月1日以後提出する多 登録書に係る書類	発行
有価証券報告書 2021 年(令和3年)3月31日以後に終了る 特定期間に係る書類	する
半期報告書 2021 年(令和3年)4月1日以後に開始する 定期間に属する半期に係る書類	る特
2021 年(令和 3 年)3 月 31 日以後に終了る 特定期間を直近の特定期間とする財務諸 掲げる書類(※)及び財務諸表を掲げない書 で2021年(令和 3 年)4 月 1 日以後提出する 類 出書 ※組込方式又は参照方式の場合は、組込情	表を 書類 る書
又は参照書類中の財務諸表の特定期間	引が
2021 年(令和3年)3月31日以後に終了する。 の。	

バージョン	開示書類の種類	対象期間
	発行登録追補書類	2021年(令和3年)4月1日以後提出する発行登録書に係る書類
2020 年版 EDINET タクソノミ [2019-11-01]	有価証券報告書	2020年(令和2年)3月31日以後に終了する特定期間に係る書類
	半期報告書	2020年(令和2年)4月1日以後に開始する特定期間に属する半期に係る書類
	有価証券届出書みなし有価証券届出書	2020年(令和2年)3月31日以後に終了する特定期間を直近の特定期間とする財務諸表を掲げる書類(※)及び財務諸表を掲げない書類で2020年(令和2年)4月1日以後提出する書類 ※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報又は参照書類中の財務諸表の特定期間が2020年(令和2年)3月31日以後に終了するも
	発行登録書	の。 2020 年(令和 2 年)4 月 1 日以後提出する書類
	発行登録追補書類	2020年(令和2年)4月1日以後提出する発行登録書に係る書類
	有価証券報告書	2019 年(平成 31 年)3 月 31 日以後に終了する 特定期間に係る書類
	半期報告書	2019年(平成31年)4月1日以後に開始する特定期間に属する半期に係る書類
2019 年版 EDINET タクソノミ [2019-02-28]	有価証券届出書 みなし有価証券届 出書	2019 年(平成 31 年)3 月 31 日以後に終了する 特定期間を直近の特定期間とする財務諸表を 掲げる書類(※)及び財務諸表を掲げない書類 で 2019 年(平成 31 年)4 月 1 日以後提出する 書類 ※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報 又は参照書類中の財務諸表の特定期間が 2019 年(平成 31 年)3 月 31 日以後に終了する
	発行登録書	もの。 2019 年(平成 31 年)4 月 1 日以後提出する書
	発行登録追補書類	類 2019 年(平成 31 年)4 月 1 日以後提出する発
		行登録書に係る書類 2018 年(平成 30 年)3 月 31 日以後に終了する
	有価証券報告書	特定期間に係る書類
	半期報告書	2018 年(平成 30 年)4 月 1 日以後に開始する 特定期間に属する半期に係る書類
2018 年版 EDINET タクソノミ [2018-02-28]	有価証券届出書みなし有価証券届出書	2018年(平成30年)3月31日以後に終了する特定期間を直近の特定期間とする財務諸表を掲げる書類(※)及び財務諸表を掲げない書類で2018年(平成30年)4月1日以後提出する書類 ※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報又は参照書類中の財務諸表の特定期間が2018年(平成30年)3月31日以後に終了する
		もの。 2018 年(平成 30 年)4 月 1 日以後提出する書
発行登録書	発行登録書	類

バージョン	開示書類の種類	対象期間
	発行登録追補書類	2018 年(平成 30 年)4 月 1 日以後提出する発 行登録書に係る書類
	有価証券報告書	2017年(平成 29年)3月31日以後に終了する特定期間に係る書類
	半期報告書	2017年(平成 29年)4月1日以後に開始する特定期間に属する半期に係る書類
2017 年版 EDINET タクソノミ [2017-02-28]	有価証券届出書 みなし有価証券届 出書	2017年(平成29年)3月31日以後に終了する 特定期間を直近の特定期間とする財務諸表を 掲げる書類(※)及び財務諸表を掲げない書類 で2017年(平成29年)4月1日以後提出する 書類 ※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報 又は参照書類中の財務諸表の特定期間が
		2017年(平成 29年)3月31日以後に終了するもの。
	発行登録書	2017 年(平成 29 年)4 月 1 日以後提出する書 類
	発行登録追補書類	2017年(平成 29年)4月1日以後提出する発 行登録書に係る書類
	有価証券報告書	2015年(平成 27年)3月31日以後に終了する特定期間に係る書類
	半期報告書	2015年(平成 27年)4月1日以後に開始する特定期間に属する半期に係る書類
2015 年版 EDINET タクソノミ	有価証券届出書 みなし有価証券届 出書	2015年(平成27年)3月31日以後に終了する特定期間を直近の特定期間とする財務諸表を掲げる書類(※)及び財務諸表を掲げない書類で2015年(平成27年)4月1日以後提出する書類
[2015-03-31]	ш	※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報 又は参照書類中の財務諸表の特定期間が 2015年(平成 27年)3月31日以後に終了する もの。
	発行登録書	2015 年(平成 27 年)4 月 1 日以後提出する書 類
	発行登録追補書類	2015年(平成 27年)4月1日以後提出する発行登録書に係る書類
2014 年版 EDINET タクソノミ (みなし有価証券届出 書対応版) [2014-07-31]	みなし有価証券届 出書 有価証券報告書 半期報告書	2014年(平成 26年)12月1日以降提出するみなし有価証券届出書及びその関連書類
次世代 EDINET タクソノミ	有価証券報告書	2013年(平成25年)12月31日以後に終了する特定期間に係る書類
[2013-08-31]	半期報告書	2014年(平成 26年)1月1日以後に開始する 特定期間に属する半期に係る書類

バージョン	開示書類の種類	対象期間
	有価証券届出書	2013年(平成25年)12月31日以後に終了する 特定期間を直近の特定期間とする財務諸表を 掲げる書類(※)及び財務諸表を掲げない書類 で2014年(平成26年)1月1日以後提出する 書類 ※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報 又は参照書類中の財務諸表の特定期間が 2013年(平成25年)12月31日以後に終了する もの。
	発行登録書	2014 年(平成 26 年)1 月 1 日以後提出する書 類
	発行登録追補書類	2014年(平成 26年)1月1日以後提出する発行登録書に係る書類

8-1-8 特定有価証券開示府令 第二十五号の三様式 自己株券買付状況報告書

図表 8-1-7 バージョン、開示書類の種類、対象期間(特定有価証券開示府令 自己株券買付状況報告書)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
2022 年版 EDINET タクソノミ [2021-11-01]	自己株券買付状況 報告書	2022 年(令和 4 年)4 月 1 日以後提出する書類 (2022 年(令和 4 年)1 月 1 日以後早期適用可)
2014 年 12 月版 EDINET タクソノミ [2014-07-31]	自己株券買付状況 報告書	2014年(平成 26年)12月1日以後提出する書 類

8-1-9 特定有価証券開示府令 臨時報告書

図表 8-1-8 バージョン、開示書類の種類、対象期間(特定有価証券開示府令 臨時報告書)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
2022 年版 EDINET タクソノミ [2021-11-01]	臨時報告書	2022 年(令和 4 年)4 月 1 日以後提出する書類 (2022 年(令和 4 年)1 月 1 日以後早期適用可)
2020 年版 EDINET タクソノミ [2019-11-01]	臨時報告書	2020年(令和2年)4月1日以後提出する書類 (2020年(令和2年)1月1日以後早期適用可)
2014 年版 EDINET タクソノミ [2014-03-31]	臨時報告書	2014年(平成 26年)4月1日以後提出する書 類
次世代 EDINET タクソノミ [2013-08-31]	臨時報告書	2014年(平成 26年)1月1日以後提出する書類(早期適用可)

8-1-10 他社株買付府令 第二号様式 公開買付届出書

図表 8-1-9 バージョン、開示書類の種類、対象期間(他社株買付府令 第二号様式 公開買付届出書)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
2026 年版 EDINET タクソノミ [2025-11-01]	公開買付届出書	2026 年(令和8年)5月1日以後公開買付開始 公告し提出する書類
2021 年版 EDINET タクソノミ [2020-11-01]	公開買付届出書	2021年(令和3年)1月1日以後公開買付開始 公告し提出する書類
2014 年版 EDINET タクソノミ [2014-03-31]	公開買付届出書	2014 年(平成 26 年)4 月 1 日以後公開買付開 始公告し提出する書類
次世代 EDINET タクソノミ [2013-08-31]	公開買付届出書	2014 年(平成 26 年)1 月 1 日以後公開買付開 始公告し提出する書類(早期適用可)

8-1-11 他社株買付府令 第四号様式 意見表明報告書

図表 8-1-10 バージョン、開示書類の種類、対象期間(他社株買付府令 第四号様式 意見表明報告書)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
2026 年版 EDINET タクソノミ [2025-11-01]	意見表明報告書	2026年(令和8年)5月1日以後公開買付開始公告し提出する公開買付届出書に係る書類
次世代 EDINET タクソノミ [2013-08-31]	意見表明報告書	2014年(平成 26 年)1月1日以後公開買付開始公告し提出する公開買付届出書(早期適用可)に係る書類

8-1-12 他社株買付府令 第五号様式 公開買付撤回届 出書

図表 8-1-11 バージョン、開示書類の種類、対象期間(他社株買付府令 第五号様式 公開買付撤回届出書)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
次世代 EDINET タクソノミ [2013-08-31]	公開買付撤回届出書	2014年(平成 26 年)1月1日以後公開買付開始公告し提出する公開買付届出書(早期適用可)に係る書類

8-1-13 他社株買付府令 第六号様式 公開買付報告書

図表 8-1-12 パージョン、開示書類の種類、対象期間(他社株買付府令 第六号様式 公開買付報告書)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
次世代 EDINET		2014年(平成 26年)1月1日以後公開買付開
タクソノミ	公開買付報告書	始公告され提出する公開買付届出書(早期適
[2013-08-31]		用可)に係る書類

8-1-14 他社株買付府令 第八号様式 対質問回答報告書

図表 8-1-13 バージョン、開示書類の種類、対象期間(他社株買付府令 第八号様式 対質問回答報告書)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
次世代 EDINET タクソノミ [2013-08-31]	対質問回答報告書	2014年(平成 26 年)1月1日以後公開買付開始公告し提出する公開買付届出書(早期適用可)に係る書類

8-1-15 自社株買付府令

図表 8-1-14 バージョン、開示書類の種類、対象期間(自社株買付府令)

開示書類の種類	対象期間
公開買付届出書	2026 年(令和 8 年)5 月 1 日以後公開買付開始 公告し提出する書類
公開買付撤回届出 書 公開買付報告書	2026年(令和8年)5月1日以後公開買付開始公告し提出する公開買付届出書に係る書類
公開買付届出書	2023 年(令和5年)1月1日以後公開買付開始 公告し提出する書類
公開買付撤回届出書	2023年(令和5年)1月1日以後公開買付開始公告し提出する公開買付届出書に係る書類
公開買付報告書	
公開買付届出書	2014年(平成 26 年)12 月 1 日以後公開買付開 始公告し提出する書類
公開買付撤回届出書	2014年(平成 26年)12月1日以後公開買付開 始公告し提出する公開買付届出書に係る書類
公開買付届出書	2014 年(平成 26 年)4 月 1 日以後公開買付開 始公告し提出する書類
公開買付撤回届出 書 公開買付報告書	2014 年(平成 26 年)4 月 1 日以後公開買付開 始公告し提出する公開買付届出書に係る書類
公開買付届出書	2014 年(平成 26 年)1 月 1 日以後公開買付開 始公告し提出する書類(早期適用可)
公開買付撤回届出書	2014年(平成 26年)1月1日以後公開買付開始公告し提出する公開買付届出書(早期適用可)に係る書類
	公書公公書公公書公公書公公書公公書公公書公公書公公書公公書会員員員員員員員員員員

8-1-16 大量保有府令

図表 8-1-15 バージョン、開示書類の種類、対象期間(大量保有府令)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
2026 年版 EDINET タクソノミ [2025-11-01]	大量保有報告書	2026年(令和8年)5月1日以後提出事由が生じ提出する書類
2014 年 12 月版 EDINET タクソノミ [2014-07-31]	大量保有報告書	2014年(平成26年)12月1日以後提出事由が生じ提出する書類
次世代 EDINET タクソノミ [2013-08-31]	大量保有報告書	2014 年(平成 26 年)1 月 1 日以後提出事由が 生じ提出する書類(早期適用可)

8-1-17 内部統制府令 第一号様式 内部統制報告書

図表 8-1-16 バージョン、開示書類の種類、対象期間(内部統制府令 第一号様式 内部統制報告書)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
2022 年版 EDINET タクソノミ [2021-11-01]	内部統制報告書	2022 年(令和 4 年)3 月 31 日以後に終了する 事業年度に係る書類(2022年(令和 4 年)1 月 1 日以後早期適用可)
次世代 EDINET タクソノミ [2013-08-31]	内部統制報告書	2013年(平成25年)12月31日以後に終了する事業年度に係る書類(早期適用可)



提出者別タクソノミ 作成ガイドライン